

山梨地方労働審議会
第 1 回 電気機械器具製造業家内労働部会

と き：令和 5 年 1 月 13 日
ところ：山梨労働局 1 階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 労働基準部長あいさつ
- 3 部会長選出及び部会長代理の指名
- 4 部会長あいさつ
- 5 議 事
 - (1) 家内労働部会運営規程及び専決事項について
 - (2) 家内労働の現状について
 - (3) 第14次最低工賃改正計画等について
 - (4) 電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について
 - (5) 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について
 - (6) その他
- 5 閉 会

第 1 回 家内労働部会 配席表 (1 /13)

山梨労働局 1 階大会議室

今 井 委 員
○
八 巻 委 員
○
高 橋 委 員
○

公 益 委 員

三 輪 委 員 ○
小 林 委 員 ○
白 倉 委 員 ○
労 働 者 側 委 員

使 用 者 側 委 員
○ 保 坂 委 員
○ 佐 藤 委 員
○ 峯 岸 委 員

事 務 局

○ 井 上 賃 金 室 長
○ 岡 村 労 働 基 準 部 長

出 入 口

山梨地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

令和4年11月7日指名

委員 定数 9人	公益を代表する委員 3名 家内労働者を代表する委員 3名 委託者を代表する委員 3名
氏 名 職 名 等	
【公益を代表する委員】	
(本)	やまき さちこ 八巻 佐知子 八巻法律事務所 弁護士
(臨)	いまい こういち 今井 幸一 山梨県納税貯蓄組合総連合会 専務理事
(臨)	たかはし てつや 高橋 哲也 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 山梨職業能力開発促進センター 訓練課長
【家内労働者を代表する委員】	
(本)	み わ しげき 三輪 茂樹 日本労働組合総連合会山梨県連合会 副会長 電機連合山梨地方協議会 議長
(臨)	こばやし さかし 小林 賢 電機連合山梨地方協議会 事務局長
(臨)	しらくら のりひと 白倉 範人 日本労働組合総連合会山梨県連合会 副事務局長
【委託者を代表する委員】	
(本)	ほさか まさひろ 保坂 雅寛 飯田鉄工株式会社 常務取締役
(臨)	さとう もとあき 佐藤 元章 株式会社昭栄精機 代表取締役社長
(臨)	みねぎし いちろう 峯岸 一郎 株式会社峰岸商会 取締役社長 山梨県機械電子工業会 理事

本審・臨時の順及び50音順

【意見聴取項目(案)】

1 委託者用

○事業概要

事業場の規模、主要生産又は取扱品目

○現在の景況・生産状況

○業界を取り巻く状況(家内労働に関連する事項)

○委託先件数(家内労働者数)及び委託内容

○委託業務の設定工賃額

○最低工賃未満の工賃を設定し、支払っている場合、その理由

○工賃を設定する際の基準

○工賃の改定状況(令和元年度以後)

○委託業務に係る歩留まり(どの程度不良品が発生するか)

○家内労働者に対する機械・工具等の貸与状況

○家内労働者への委託量の変化(3年前と比較、また、今後の見込みは)

○家内労働者によって、作業能率は異なるか。どのような理由があるか。

○現状の最低工賃設定業務に係る意見(不要なもの、追加すべきもの等)

○最低工賃制度又は最低工賃額に対する意見

2 家内労働者用

○受託内容(家内労働の作業内容)

○経験年数

○所有機械(機械の名称・経費)

○貸与されている機械

○最低工賃設定業務に係る自身の設定工賃額

○1日及び1か月当たりの作業時間

○最低工賃設定業務に係る時間当たりの作業量

○1か月当たりの工賃収入金額

○1か月当たりの経費

○工賃の改定状況(令和元年度以後)

○受託量(作業量)の変化(令和元年度以降)

○現状の最低工賃設定業務に係る意見(不要なもの、追加すべきもの等)

○現在設定されている工賃額に対する意見

○最低工賃制度又は最低工賃額に対する意見

山 梨 地 方 労 働 審 議 会
審 議 資 料

令和4年度第1回家内労働部会
(山梨県電気機械器具製造業最低工賃)

令和5年1月13日

令和4年度第1回家内労働部会（山梨県電気機械器具製造業最低工賃）

1	家内労働の現状	1
2	委託者・家内労働従事者数の推移	9
3	電気機械器具製造業の委託者数・家内労働従事者数の推移（山梨県）	10
4	第14次最低工賃新設・改正計画	11
5	山梨県電気機械器具製造業最低工賃一覧表	13
6	山梨県電気機械器具製造業最低工賃の推移	19
7	他都県の近似最低工賃の状況	21
8	令和4年度電気機械器具製造業家内労働実態調査結果	25
9	最低工賃が設定されている作業工程別の時間換算額の平均値一覧（参考）	41
10	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額の推移	43
11	給与等の年別変化	45
12	男女別所定内給与額の推移	46
13	山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較	47
14	山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き（令和4年10月分速報）	49
15	山梨県鉱工業指数（令和4年10月分）	67
16	甲府市消費者物価指数（2022年10月分）	93
17	山梨中央銀行調査月報（抄）（2022年12月版）	107

家 内 労 働 の 現 状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年 10 月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和 3 年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第 1 表）

令和 3 年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 100,462 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は 97,122 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 3,340 人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第 1 表）

家内労働法が制定された昭和 45 年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年度の 1,844,400 人がピークでしたが、令和 3 年度は 97,122 人となっています。

(2) 男女別（第 1 表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が 11,146 人であるのに対し、女性は 85,976 人と全体の 88.5%を占めています。

(3) 類型別（第 1 表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 91,508 人で全体の 94.2%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は 4,512 人（4.6%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は 1,102 人（1.1%）となっています。

(4) 業種別（第 2 表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 22,895 人（23.6%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が 12,024 人（12.4%）となっています。

(5) 都道府県別（第 3 表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が 8,751 人と最も多く、次いで大阪府が 7,429 人、愛知県が 7,131 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、8,606人で、家内労働従事者数に占める割合は8.6%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、6,560人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の76.2%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和3年10月1日現在の委託者数は、7,139で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,748、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が391となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が2,478(34.7%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が755(10.6%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「ゴム製品製造業」が24.0人と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が15.9人となっているのに対し、「窯業・土石製品製造業」は8.6人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和3年10月1日現在317人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が85人(26.8%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が38人(12.0%)、「紙・紙加工品製造業」が19人(6.0%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
家内労働従事者数 (対前年比率)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2,017,100	2,041,200	1,725,700	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	347,084	216,625	141,131	117,061	114,655	110,989	111,616	114,511	108,293	108,539	100,462
	(0.2%)	(Δ 0.2%)	(Δ 5.9%)	(Δ 1.9%)	(Δ 3.2%)	(Δ 6.0%)	(Δ 12.3%)	(Δ 9.2%)	(Δ 4.4%)	(Δ 7.1%)	(Δ 17.1%)	(Δ 2.1%)	(Δ 3.2%)	(0.6%)	(2.6%)	(Δ 5.4%)	(0.2%)	(Δ 7.4%)
家内労働者数 (対前年比率)	1,811,200	1,844,400	1,563,700	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	136,289	113,027	111,038	107,747	108,275	110,812	105,054	105,301	97,122
	(0.2%)	(Δ 0.2%)	(Δ 5.5%)	(Δ 2.1%)	(Δ 3.2%)	(Δ 5.7%)	(Δ 12.3%)	(Δ 9.1%)	(Δ 4.2%)	(Δ 6.1%)	(Δ 17.1%)	(Δ 1.8%)	(Δ 3.0%)	(0.5%)	(2.3%)	(Δ 5.2%)	(0.2%)	(Δ 7.8%)
男性	139,500	136,600	125,200	101,900	78,100	58,500	36,443	23,888	18,758	13,191	11,166	11,840	11,250	11,335	13,324	11,033	11,220	11,146
女性	[7.7%]	[7.4%]	[8.0%]	[7.8%]	[6.8%]	[6.5%]	[6.6%]	[7.2%]	[9.1%]	[9.7%]	[9.9%]	[10.7%]	[10.4%]	[10.5%]	[12.0%]	[10.5%]	[10.7%]	[11.5%]
性別	1,671,700	1,707,800	1,438,500	1,212,000	1,070,900	844,800	513,142	307,943	188,384	123,098	101,861	99,198	96,497	96,940	97,488	94,021	94,081	85,976
女性	[92.3%]	[92.6%]	[92.0%]	[92.2%]	[93.2%]	[93.5%]	[93.4%]	[92.8%]	[90.9%]	[90.3%]	[90.1%]	[89.3%]	[89.6%]	[89.5%]	[88.0%]	[89.5%]	[89.3%]	[88.5%]
専業	171,000	171,000	134,800	101,400	76,200	50,400	31,848	16,914	10,813	5,900	5,169	5,343	4,759	4,510	4,890	4,741	4,905	4,512
業	[9.4%]	[9.3%]	[8.6%]	[7.7%]	[6.6%]	[5.6%]	[5.8%]	[5.1%]	[5.2%]	[4.3%]	[4.6%]	[4.8%]	[4.4%]	[4.2%]	[4.4%]	[4.5%]	[4.7%]	[4.6%]
内職	1,597,200	1,633,600	1,393,800	1,189,500	1,058,500	843,500	512,900	311,835	193,778	129,577	107,246	104,929	102,068	102,755	104,818	99,056	99,244	91,508
職	[88.2%]	[88.6%]	[89.1%]	[90.5%]	[92.1%]	[93.4%]	[93.3%]	[94.0%]	[93.6%]	[95.1%]	[94.9%]	[94.5%]	[94.7%]	[94.9%]	[94.6%]	[94.3%]	[94.2%]	[94.2%]
副業	43,000	39,800	35,100	23,000	14,300	9,400	4,837	3,082	2,551	812	612	766	920	1,010	1,104	1,257	1,152	1,102
業	[2.4%]	[2.2%]	[2.2%]	[1.8%]	[1.2%]	[1.0%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.2%]	[0.6%]	[0.5%]	[0.7%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.0%]	[1.2%]	[1.1%]	[1.1%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	4,034	3,617	3,242	3,341	3,699	3,239	3,238	3,340
委託者数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	8,113	7,760	7,516	7,499	7,654	7,328	7,500	7,139

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

注3：昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業 種	令和2年	令和3年	対前年比減少率	主な家内労働業務
総数	人	人	%	
	105,301	97,122	△ 7.8	
	100%	100%		
食料品製造業	2,006	1,934	△ 3.6	貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
	1.9%	2.0%		
繊維工業	26,077	22,895	△ 12.2	衣服の縫製、ニット編立て、擦糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
	24.8%	23.6%		
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,121	964	△ 14.0	塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
	1.1%	1.0%		
紙・紙加工品製造業	7,123	6,489	△ 8.9	紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
	6.8%	6.7%		
印刷・同関連及び出版業	2,764	2,413	△ 12.7	製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
	2.6%	2.5%		
ゴム製品製造業	6,340	6,155	△ 2.9	ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
	6.0%	6.3%		
皮革製品製造業	2,231	1,910	△ 14.4	革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
	2.1%	2.0%		
窯業・土石製品製造業	901	634	△ 29.6	陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鑄込み
	0.9%	0.7%		
金属製品製造業	3,283	3,307	0.7	洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
	3.1%	3.4%		
電子部品・デバイス製造業	4,514	4,201	△ 6.9	電子部品の組立・検査
	4.3%	4.3%		
電気機械器具製造業	11,903	12,024	1.0	コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
	11.3%	12.4%		
情報通信機械器具製造業	820	639	△ 22.1	携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
	0.8%	0.7%		
機械器具等製造業	5,448	5,374	△ 1.4	自動車部品組立、航空機部品組立
	5.2%	5.5%		
その他（雑貨等）	30,770	28,183	△ 8.4	貴金属製造、がん具火花製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造
	29.2%	29.0%		

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県			家内労働			委託者数	代理人数
			従事者数	家内労働者数	補助者数		
			人	人	人		人
全		国	100,462	97,122	3,340	7,139	317
北海道			972	964	8	84	0
青森県			892	881	11	68	0
岩手県			1,077	1,071	6	96	2
宮城県			1,019	1,009	10	101	7
秋田県			1,346	1,291	55	134	0
山形県			1,684	1,655	29	156	1
福島県			1,757	1,715	42	145	0
茨城県			1,883	1,858	25	149	43
栃木県			1,106	1,088	18	114	2
群馬県			3,525	3,263	262	203	1
埼玉県			4,640	4,550	90	378	11
千葉県			1,909	1,883	26	134	2
東京都			9,028	8,751	277	800	0
神奈川県	奈	川	1,740	1,695	45	108	4
新潟県	潟		2,710	2,598	112	220	12
富山県	山		1,165	1,120	45	120	11
石川県	川		1,791	1,717	74	148	0
福井県	井		1,866	1,841	25	175	21
山梨県	梨		1,199	1,175	24	132	0
長野県	野		2,704	2,643	61	204	1
岐阜県	阜		2,342	2,065	277	161	1
静岡県	岡		6,338	6,126	212	292	54
愛知県	知		7,468	7,131	337	329	6
三重県	重		2,368	2,247	121	130	5
滋賀県	賀		2,988	2,951	37	167	5
京都府	都		2,302	2,196	106	196	2
大阪府	阪		7,633	7,429	204	412	13
兵庫県	庫		3,038	2,764	274	159	4
奈良県	良		2,158	2,123	35	156	26
和歌山県	歌	山	501	484	17	33	0
鳥取県	取		980	942	38	99	3
島根県	根		826	780	46	99	3
岡山県	山		3,150	3,054	96	151	0
広島県	島		1,887	1,809	78	144	42
山口県	口		1,322	1,293	29	97	2
徳島県	島		633	631	2	46	26
香川県	川		1,185	1,133	52	97	4
愛媛県	媛		2,291	2,266	25	168	0
高知県	知		655	631	24	39	1
福岡県	岡		1802	1791	11	116	0
佐賀県	賀		823	812	11	92	0
長崎県	崎		214	214	0	34	0
熊本県	本		1,093	1,071	22	89	0
大分県	分		342	339	3	26	1
宮崎県	崎		964	932	32	62	0
鹿児島県	児	島	775	769	6	48	1
沖縄県	縄		371	371	0	28	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類		危険有害業務に従事する家内労働従事者数						
		総数	性別		類型別			
			男	女	専業	内職	副業	
総数		人 8,606 (496) 100.0%	人 1,901 (155) 22.1%	人 6,705 (341) 77.9%	人 1,378 (138) 16.0%	人 7,120 (349) 82.7%	人 108 (9) 1.3%	
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャワー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業		447 (51) 100.0%	244 (15) 54.6%	203 (36) 45.4%	204 (37) 45.6%	241 (14) 53.9%	2 (0) 0.4%	
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)		645 (31) 100.0%	294 (2) 45.6%	351 (29) 54.4%	190 (19) 29.5%	450 (12) 69.8%	5 (0) 0.8%	
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車面用配線作業)		213 (1) 100.0%	40 (0) 18.8%	173 (1) 81.2%	20 (1) 9.4%	193 (0) 90.6%	0 (0) 0.0%	
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)		370 (73) 100.0%	280 (18) 75.7%	90 (55) 24.3%	244 (51) 65.9%	118 (22) 31.9%	8 (0) 2.2%	
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)		6,560 (264) 100.0%	1,007 (73) 15.4%	5,553 (191) 84.6%	790 (33) 12.0%	5,677 (222) 86.5%	93 (9) 1.4%	
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)		11 (1) 100.0%	7 (1) 63.6%	4 (0) 36.4%	6 (1) 54.5%	5 (0) 45.5%	0 (0) 0.0%	
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)		421 (84) 100.0%	89 (46) 21.1%	332 (38) 78.9%	0 (0) 0.0%	421 (84) 100.0%	0 (0) 0.0%	
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業		70 (17) 100.0%	35 (3) 50.0%	35 (14) 50.0%	51 (17) 72.9%	19 (0) 27.1%	0 (0) 0.0%	

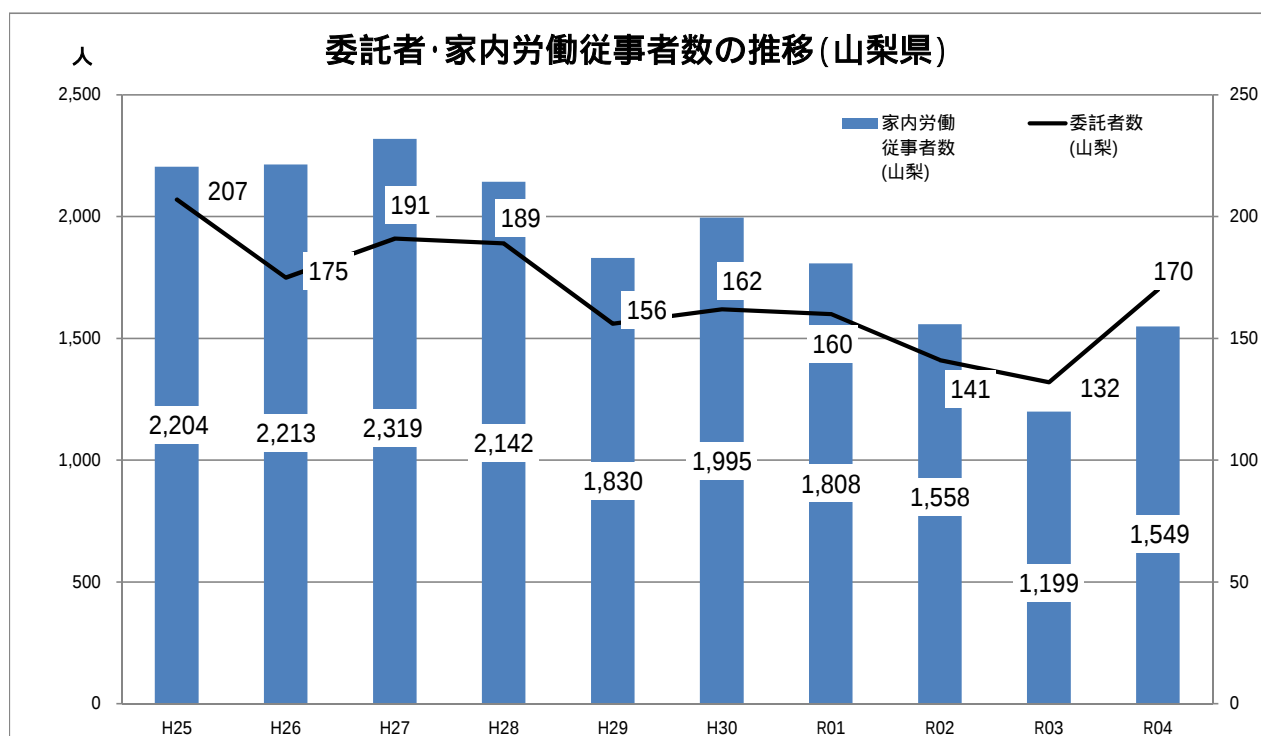
注1：2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

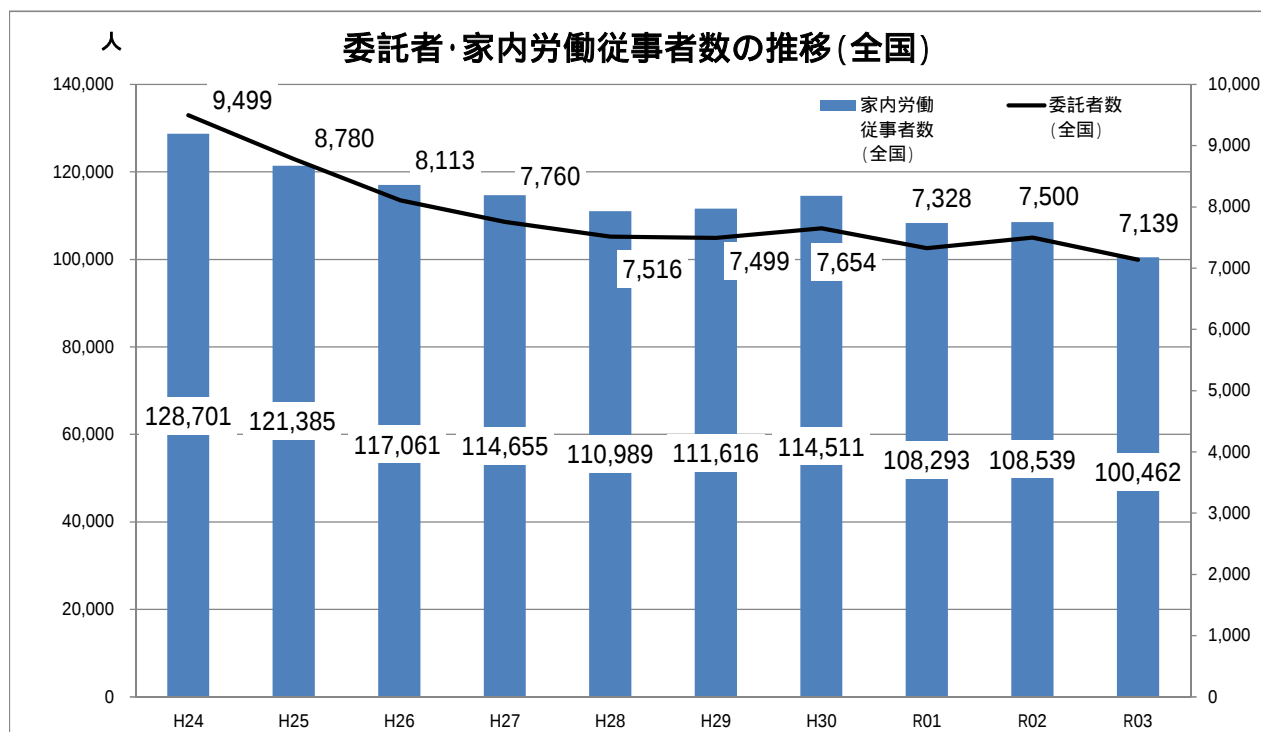
注2：()は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業 種	委託者数			代理人数	1 委託者当たり の平均家内労働 者数
	総数	製造・ 販売業 者	請負業者		
総数	7,139 100.0%	6,748 100.0%	391 100.0%	317 100.0%	13.6 人
食料品製造業	138 1.9%	135 2.0%	3 0.8%	3 0.9%	14.0 人
繊維工業	2,478 34.7%	2,316 34.3%	162 41.4%	85 26.8%	9.2 人
木材・木製品、家具・装備品製造	73 1.0%	68 1.0%	5 1.3%	1 0.3%	13.2 人
紙・紙加工品製造業	422 5.9%	417 6.2%	5 1.3%	19 6.0%	15.4 人
印刷・同関連及び出版業	175 2.5%	165 2.4%	10 2.6%	3 0.9%	13.8 人
ゴム製品製造業	256 3.6%	235 3.5%	21 5.4%	13 4.1%	24.0 人
皮革製品製造業	192 2.7%	190 2.8%	2 0.5%	15 4.7%	9.9 人
窯業・土石製品製造業	74 1.0%	72 1.1%	2 0.5%	0 0.0%	8.6 人
金属製品製造業	311 4.4%	303 4.5%	8 2.0%	1 0.3%	10.6 人
電子部品・デバイス製造業	374 5.2%	358 5.3%	16 4.1%	2 0.6%	11.2 人
電気機械器具製造業	755 10.6%	696 10.3%	59 15.1%	38 12.0%	15.9 人
情報通信機械器具製造業	52 0.7%	47 0.7%	5 1.3%	0 0.0%	12.3 人
機械器具等製造業	404 5.7%	381 5.6%	23 5.9%	12 3.8%	13.3 人
その他（雑貨等）	1,435 20.1%	1,365 20.2%	70 17.9%	125 39.4%	19.6 人



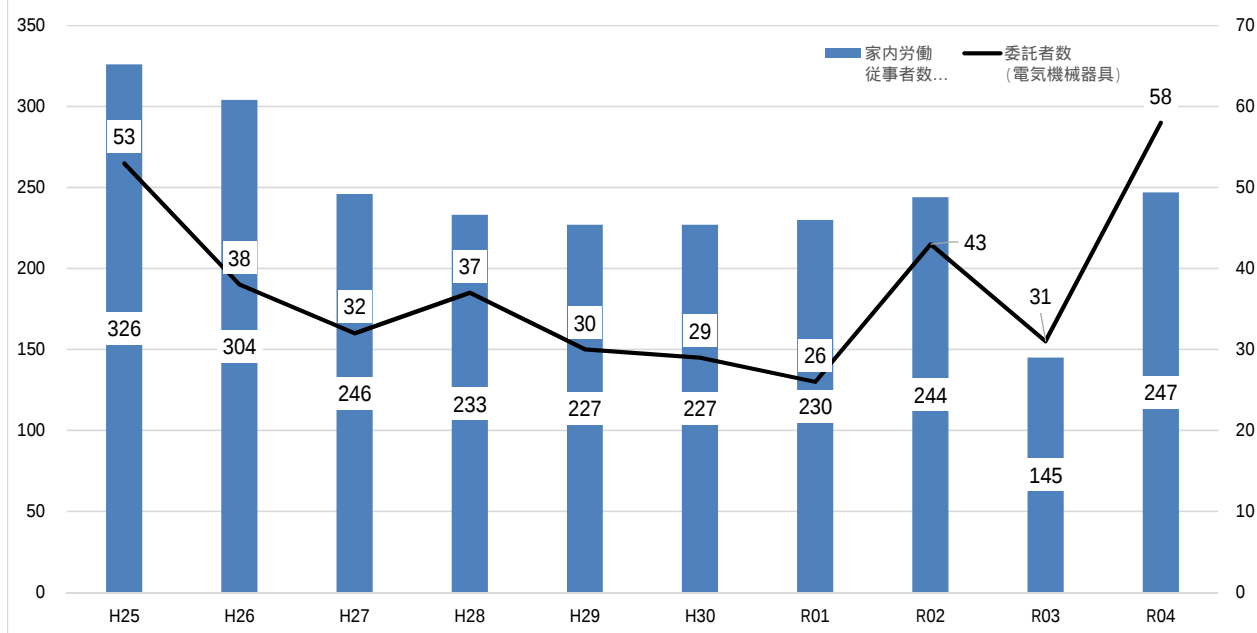
[全業種]	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
委託者数 (山梨)	207	175	191	189	156	162	160	141	132	170
家内労働従事者数 (山梨)	2,204	2,213	2,319	2,142	1,830	1,995	1,808	1,558	1,199	1,549



[全業種]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
委託者数 (全国)	9,499	8,780	8,113	7,760	7,516	7,499	7,654	7,328	7,500	7,139
家内労働従事者数 (全国)	128,701	121,385	117,061	114,655	110,989	111,616	114,511	108,293	108,539	100,462

資料出所: 家内労働概況調査

委託者・家内労働従事者の推移(山梨県・電気機械器具)



【電気機械器具】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
委託者数 (電気機械器具)	53	38	32	37	30	29	26	43	31	58
家内労働 従事者数 (電気機械器具)	326	304	246	233	227	227	230	244	145	247

資料出所: 家内労働概況調査

第14次最低工賃新設・改正計画

2022年4月から2025年3月

山梨労働局

計画年度	最低工賃件名	前回改正 年月日	制 定 年月日
2022年度	(改正) 電気機械器具製造業最低工賃	R2.12.30	S59.1. 7
2023年度	(改正) 婦人服製造業最低工賃	R3.5.5	H 2.4. 5
2024年度	(改正) 貴金属製品製造業最低工賃	R4.3.23	S48.2.27

第 14 次最低工賃新設・改正計画方針

1 計画期間

2022 年度から 2024 年度までの 3 年間

2 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃の改正については、実効性の確保を図るため、3 年を周期とする計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

3 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

(1) 関係団体から新設の要請がなされているもの

(2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの

(3) 他地域との関連性が強いもの

4 廃止について

適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2 つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に電気機械器具製造業に係る業務を委託する委託者

3 最低工賃額

下表のとおり

品 目	工 程		規 格	金 額
ビ ニ ル 線	端末加工	より及び予備 はんだ付け	しん線の断面積が 0.3平方ミリメートル以上 2.0平方ミリメートル以下 のもの	54 銭 / 1 か所
コ イ ル	からげ 1 か所につき、 4回以内からげて切るものに限る		線径0.3ミリメートル以上 1.2ミリメートル以下のもの	83 銭 / 1 か所
コネクタ－	差 し リード線の端末に取り付けら れた端子をコネクタ－に差し 込むことをいう			51 銭 / 1 端子

4 効力発生の日

令和2年12月30日

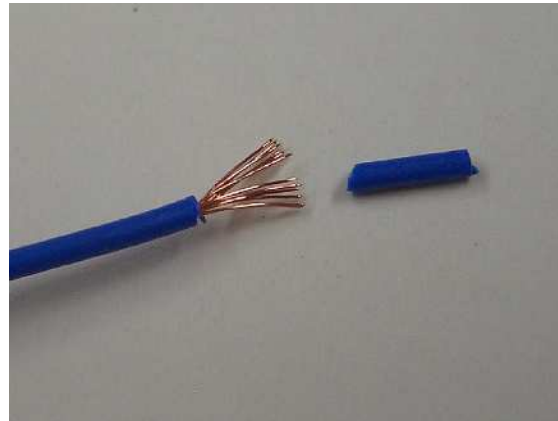
山梨県電気機械器具製造業最低工賃

ビニル線工程

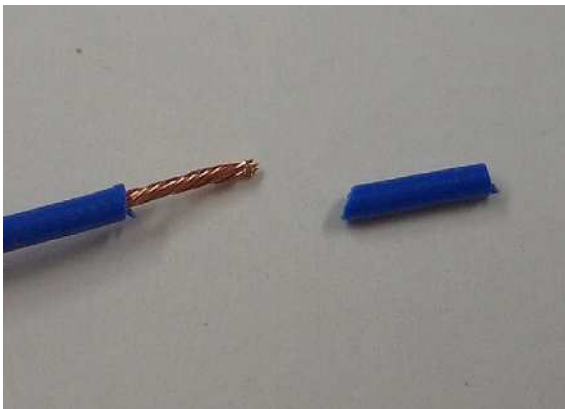
1 ビニル線の被覆をむく



2 しん線がばらける



3 ばらけたしん線をよる



4 予備はんだ付け



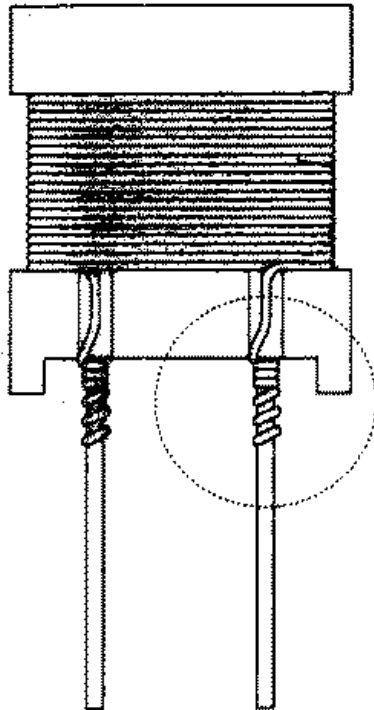
5 予備はんだ付けされたビニル線



下線部が最低工賃の該当工程

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

コイル工程



銅線の両端（コイルの巻き始めと巻き終わり）を、足の部分に線をからげる工程。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

コネクター工程

1 端子が取り付けられているリード線の端末



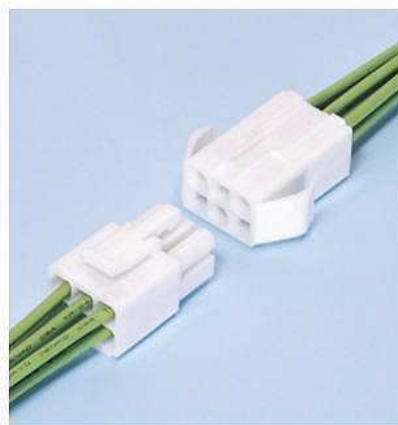
2 端子をコネクターに差し込む



3 コネクターの部品



4 コネクターの利用方法



下線部が最低工賃の該当工程

【電気機械器具関係用語解説】

1 リード線とは

リード線とは、電気回路において電源や電子部品などを電氣的に接続するための電線の総称である。

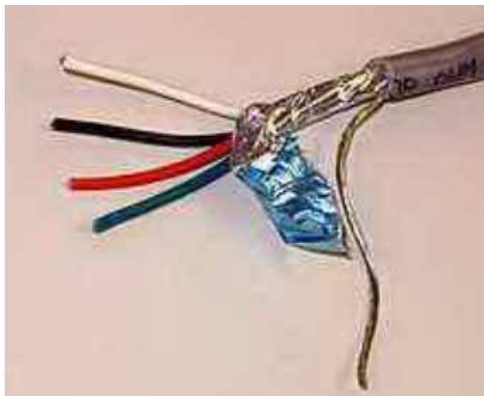
リード線は、電気回路を構成する導体で、電子部品間で電気信号や電気エネルギーを伝える役割を果たす。

2 ビニル線とは



塩化ビニル被覆の絶縁電線の総称で、燃えにくい、よじれない、油・水・薬品に強い、老化しない、絶縁がよい、たわみ性がある、着色できるなどの利点があり、屋内配線用、通信用に広く使用される。

3 シールド線とは



単数または複数の絶縁された電線をシールドによって囲んだ電気ケーブルのことをいう。

4 ハーネス(harness)とは



電気機械器具等製造業の最低工賃で使われるハーネスとは、ワイヤーハーネスのことを指す。

ワイヤーハーネスとは、複数の電線を同時に接続できるように束ね、コネクタやカプラーを取り付けたものをいう。

5 コイルとは



電線をグルグル巻いた構造のもので、電気と磁気を互いに作用させて、電波の受信、特定の周波数の信号の取り出し、電流の安定化、電圧の変換など色々なはたらきをするもの。
インダクタとも呼ばれる。

6 コネクター (connector) ・カプラー (coupler) とは



結合器のこと。

使用される状況で、コネクターやカプラーと呼ばれる。

形状などにより「アダプタ」、「プラグ」、「ソケット」などと呼ばれることもある。

コネクターやカプラーは、複数の電線を同時に接続することができるため、特定の方向にしか結合できないような形状をしているものが多い。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の推移

山梨労働局

品 目	行 程	規 格	改正年月									
			7年度 H08.02	10年度 H11.02	13年度 H14.04	16年度 H17.02	19年度	22年度	H25年度	H28年度 H29.05	R 2 年度 R02.12	R 4 年度
プリント基板	部品(集積回路を除く。)の取り付け	差し	58銭	62銭	64銭	-	-	-	-	-	-	-
		差し及び曲げ	87銭	93銭	93銭	-	-	-	-	-	-	-
		差し、曲げ及び切り	1円21銭	1円29銭	1円32銭	-	-	-	-	-	-	-
		所定の箇所に載せてはんだ付け	1円42銭	1円51銭	1円55銭	-	-	-	-	-	-	-
ビニル線	集積回路(大規模集積回路及び超大規模集積回路を除く。)の取り付け	差し	1円40銭	1円49銭	1円49銭	-	-	-	-	-	-	-
		被覆はざ	38銭	41銭	-	-	-	-	-	-	-	-
		被覆はざ、より及び予備はんだ付け	77銭	82銭	-	-	-	-	-	-	-	-
		より及び予備はんだ付け	-	-	46銭	46銭	見送り	見送り	見送り	50銭	54銭	
コイル	からげ(1か所につき、4回以内からがて切るものに限る。)	線径0.3mm以上1.2mm以下のもの	65銭	69銭	71銭	71銭	見送り	見送り	見送り	77銭	83銭	
コネクター	差し(リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		36銭	39銭	40銭	43銭				47銭	51銭	

他都県の近似最低工賃の状況

【リード線】

R04.12.27現在

都道府県	工程	規格	金額	発効日	備考
神奈川	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう)	10cm以上の長さのリード線について行うもの	50銭 /1か所 (+ 33銭)	H30.4.26 (H18.3.29)	
埼玉	はんだ付け (リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの(併せて附属作業を行うものを含む))	線径0.5mmのもの	2円62銭 /1点 (+ 5銭)	H18.9.20 (H10.4.30)	リード線の端末加工ではないもの。

【シールド線】

都道府県	工程	規格	金額	発効日	備考
青森	端末加工 (シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう)		482円39銭 /100本 (+ 46円82銭)	R3.5.1 (H29.5.1)	
宮城	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びシールド線の端末をはんだ付けすることをいう)	1しんのものについて行うもの	1円78銭 /1か所 (+ 14銭)	R4.4.15 (H30.5.2)	
群馬	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう)	2しんで、かつ、6cm以上のもの	4円72銭 /1本 (+ 4銭)	H25.5.15 (H22.5.7)	
東京	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう)	1しんで、かつ、15cm以上の長さのシールド線について行うもの	5円03銭 /1か所 (+ 1円23銭)	R4.12.24 (R1.7.31)	

【コイル】

都道府県	工程	規格	金額	発効日	備考
岩手	コイルのからげ	端子2本、線径0.05mm以上0.2mm以下の導線を端子2本にそれぞれ2回からげるもの	1円84銭	R3.6.1	令和2年度に工程等改正、3年度から適用
秋田	からげ(コイルのリード線を、コイルのピンにからげる)		150円73銭 /100個 (+ 99銭)	H18.3.15 (H14.2.6)	
長野	からげ(手作業で行うものに限る)	線径が0.05mm以上0.2mm以下で2回以上からげるもの	1円61銭 /1個 (+ 9銭)	H19.9.28 (H16.4.28)	

【コネクター】

都道府県	工程	規格	金額	発効日	備考
岩手	コネクター端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	37銭/1端子	R3.6.1	令和2年度に工程等改正、3年度から適用
		自動車用以外のもので、電線の長さが3メートル以下のもの	31銭/1端子		
宮城	差し(コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	シールド線について行うもの	53銭/1ピン (+5銭)	R4.4.15 (H30.5.2)	
		リード線について行うもの	41銭/1ピン (+4銭)		
福島	コネクター差し	電線の端末に付けられた端子にコネクターを差し込む	32銭/1端子 (+3銭)	R2.9.1 (H29.5.1)	令和2年度に工程をカブラーからコネクターに改正
茨城	リード線又はシールド線端子加工(シールド線の端子をハウジング(カブラ又はコネクターに差し込むことをいう。))		48銭/1ピン (+8銭)	R4.11.1 (H16.4.1)	
栃木	差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	リード線について行うもの	46銭/1ピン (+6銭)	R3.4.20 (H20.4.20)	
群馬	差し(コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	2ピン以上10ピン以下のもの	58銭/1ピン (+1銭)	H25.5.15 (H22.5.7)	
東京	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)		83銭/1端子 (+3銭)	R4.12.24 (R1.7.31)	
神奈川	差し(コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	リード線について行うもの	58銭/1か所 (+8銭)	H30.4.26 (H18.3.29)	
		1芯のシールド線について行うもの	63銭/1か所 (+9銭)		
		2芯のシールド線について行うもの	66銭/1か所 (+9銭)		
長野	差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	長さ50cm超2m以下の電線について行うもの	46銭/1ピン (+3銭)	H19.9.28 (H16.4.28)	自動車用
静岡	差し(電線の端末に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう)	15cm以下の電線について行うもの	23銭/1本	H26.4.25	車両用
		15cmを超え50cm以下の電線について行うもの	39銭/1本		
		50cmを超え2m以下の電線について行うもの	45銭/1本		
		2mを超える電線について行うもの	55銭/1本		
愛知	差し(電線の端末に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう)	20cm以下の電線について行うもの	40銭/1本 (+8銭)	H30.3.25 (H18.2.22)	車両用
		20cmを超え50cm以下の電線について行うもの	49銭/1本 (+10銭)		
		50cmを超え2m以下の電線について行うもの	58銭/1本 (+13銭)		
		2mを超える電線について行うもの	66銭/1本 (+15銭)		

【コネクター】

都道府県	工程	規格	金額	発効日	備考
三重	差し(カプラーに電線の端末に取り付けられた端子を差し込む)	500mm以下の電線について行うもの	58銭/1本 (+15銭)	H30.11.18 (H20.9.6)	車両用
		500mmを超え1500mm以下の電線について行うもの	66銭/1本 (+16銭)		
		1500mmを超える電線について行うもの	76銭/1本 (+19銭)		
兵庫	ハウジング入れ(カプラー差し) (ワイヤーハーネス、リードコネクタ)	50cm以下の電線について行うもの	51銭/1端子 (+1銭)	H18.3.10 (13.9.26)	
		50cmを超える電線について行うもの	56銭/1端子 (+1銭)		
島根	ワイヤーハーネス(差し:カプラーの指定の位置に電線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	40銭/1端子	H15.7.6	平成15年に工程名称変更
岡山	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る)に差し込むことをいう。	20cm以下の電線について行うもの	37銭/1本 (+2銭)	R4.7.1 (H30.1.22)	車両用
		20cmを超えて50cm以下の電線について行うもの	43銭/1本 (+2銭)		
		50cmを超えて2m以下の電線について行うもの	53銭/1本 (+3銭)		
		2mを超える電線について行うもの	61銭/1本 (+3銭)		
広島	コネクターの挿入(コネクターの指定の位置にリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	自動車用で、長さ1,500mm以下の電線について行うもの	41銭/1か所 (引上なし)	H15.5.24 (H13.5.18)	自動車用
		自動車用で、長さ1,500mmを超える電線について行うもの	47銭/1か所 (+1銭)		
		自動車以外の電線について行うもの	29銭/1か所 (引上なし)		その他
熊本	カプラー差し (電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう)	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	43銭/1本 (+1銭)	H18.4.9 (H14.4.21)	
大分	カプラー差し (カプラーに電線の端末に取り付けられた端子を差し込む)	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	52銭/1本 (+2銭)	H12.9.15 (H10)	
宮崎	カプラー差し (電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう)	50cm以下の電線について行うもの	36銭/1穴 (+5銭)	R1.5.16 (H17.5.19)	内燃機関 電装品
		50cmを超え2m以下の電線について行うもの	39銭/1穴 (+5銭)		
鹿児島	カプラー差し	電線(50cmを超え2m以下)の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業	50銭/1本 (+8銭)	R4.12.22 (H16.3.11)	

「金額」欄の()内には最新の改定時の引上げ額を、「発効日」欄の()内には前回の発効日をそれぞれ記載している。

令和4年度 家内労働実態調査の概要

山梨労働局

1 実態調査の概要

令和4年度の調査では、工賃対象業務について委託を行っていると考えられる電気関連産業である「電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)」、「電気機械器具製造業(E29)」及び「情報通信機械器具製造業(E30)」について、調査対象とした。

当局で把握している上記業種に係る事業場(408事業場)に対して、委託状況届の提出の有無にかかわらず、実態調査を行った。

(1) 調査対象時期

令和4年7月現在

(2) 調査実施時期

令和4年8月～9月

(3) 調査方法

郵送による通信調査及び電話等による追跡確認

(4) 調査対象数

408社

(5) 回答数(電話による回答を含む)

回答: 294社 (回答率: 72.1%)

不明: 34社

調査不能: 81社

回答の概要

	委託あり	過去に委託	委託なし	合計	廃業
E28 電子部品	15	2	101	118	11
E29 電気機械	18	2	105	125	9
E30 情報機械	2	1	11	14	3
その他の業種	8	1	5	14	0
合計	43	6	222	271	23

2 委託及び家内労働従事者の状況

(1) 現状

電気機械器具等製造業は、委託者数35社、家内労働従事者数239人であった。

家内労働従事者は補助者を含む。

(2) 推移

ア 委託者数の推移

	22年	25年	28年	元年	4年度
E28 電子部品	8	25	12	25	15
E29 電気機械	10	23	18	13	18
E30 情報機械	8	6	7	1	2
電気等合計	26	54	37	39	35

イ 家内労働従事者数の推移

	22年	25年	28年	元年	4年度
E28 電子部品	60	198	73	181	69
E29 電気機械	50	114	104	43	165
E30 情報機械	82	17	56	14	5
電気等合計	192	329	233	238	239

3 委託及び家内労働者の状況

(1) 調査結果の概要

		設定 工賃	4年度調査		設定 工賃	元年度調査		28年度調査		25年度調査		22年度調査	
			電気等	うち電気		電気等	うち電気	電気等	うち電気	電気等	うち電気	電気等	うち電気
調査票送付事業場数			408社			473社		348社		458社		379社	
委託者数			35社	18社		39社	13社	37社	18社	54社	23社	26社	10社
家内労働者数			238人	165人		239人	43人	230人	103人	330人	114人	192人	50人
ビ ニ ル 線	委託者数	54銭	3	2	50銭	4社	3社	5社	4社	4社	3社	0社	0社
	うち家内労働者数		61	55		9人	5人	22人	11人	11人	6人	0人	0人
	工賃額(最低額 ～最高額)		80銭から9円17銭			2円～40円		60銭～10円		50銭～3円		-	-
コ イ ル	委託者数	83銭	2	1	77銭	1社	1社	1社	1社	2社	2社	2社	2社
	うち家内労働者数		15	7		3人	3人	3人	3人	8人	8人	6人	6人
	工賃額(最低額 ～最高額)		83銭から1円			77銭～32円		75銭		75銭～3円50銭		75銭～2円	
コ ネ ク タ ー	委託者数	51銭	11	9	47銭	2社	2社	7社	6社	5社	3社	3社	1社
	うち家内労働者数		128	114		5人	5人	34人	32人	15人	8人	6人	1人
	工賃額(最低額 ～最高額)		60銭～5円50銭			35銭～4円		35銭～2円		35銭～1円		30銭～ 80銭	50銭～ 2円

「ビニル線」の工賃9円17銭は、形状が複雑なものの単価

(2) 工賃単価及び改定状況

ア ビニル線

電気等 工賃単価 : 80銭～9円17銭 改定状況 : 3社中1社改定(27%上げ)
(うち電気 工賃単価 : 80銭～9円17銭 改定状況 : 2社中1社改定、27%上げ)

イ コイル

電気等 工賃単価 : 83銭～1円 改定状況 : 2社中1社改定(7.8%上げ)
(うち電気 工賃単価 : 83銭～1円 改定状況 : 1社中1社改定(7.8%上げ))

ウ コネクター

電気等 工賃単価 : 60銭～5円50銭 改定状況 : 11社中2社改定(20%～28%)
(うち電気 工賃単価 : 60銭～5円50銭 改定状況 : 9社中1社改定、20%上げ)

エ 最低工賃設定以外

(ア)袋詰め(ラベル等を袋に詰めてシーラーする) 工賃単価 : 5円 改定状況 : 25%上げ

(イ)線だし 工賃単価 : 40円 改定状況 : 14%上げ

「線出し」とは、シースをはいだ多芯のケーブルを図面どおりに色分けし、熱収縮チューブで処理するもの。

4 調査結果の詳細

別紙「令和4年度 家内労働実態調査結果」のとおり。

令和4年度 家内労働実態調査結果

電気機械器具等製造業

(E28 電子部品・デバイス・電子回路、E29 電気機械器具及びE30 情報通信機械器具 製造業)

1 家内労働従事者数別委託者数

	1～4人	5～9人	10～19人	20人～	合計
E28 電子部品等	8	5	2	0	15
	53.3%	33.3%	13.3%	0.0%	100.0%
E29 電気機械器具	8	3	4	3	18
	44.4%	16.7%	22.2%	16.7%	100.0%
E30 情報機械器具	2	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	18	8	6	3	35
	51.4%	22.9%	17.1%	8.6%	100.0%

1 - 2 委託者数の推移

	22年	25年	28年	元年	4年度
E28 電子部品等	8	25	12	25	15
E29 電気機械器具	10	23	18	13	18
E30 情報機械器具	8	6	7	1	2
合計	26	54	37	39	35

2 家内労働従事者数

	家内専業		家内内職		家内副業	
	男	女	男	女	男	女
E28 電子部品等	8	3	5	50	0	3
E29 電気機械器具	5	0	12	124	7	3
E30 情報機械器具	0	1	0	4	0	0
合計	13	4	17	178	7	6

	補助者専業		補助者内職		補助者副業	
	男	女	男	女	男	女
E28 電子部品等	0	0	0	0	0	0
E29 電気機械器具	0	1	7	6	0	0
E30 情報機械器具	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	7	6	0	0

2 - 2 家内労働者数の推移

	22年	25年	28年	元年	4年度
E28 電子部品	60	198	73	181	69
E29 電気機械	50	114	104	43	165
E30 情報機械	82	17	56	14	5
合計	192	329	233	238	239

3 家内労働の委託理由(複数回答:回答委託者比)

	業務変動 への対応	手作業	コスト安	求人難	多品種 少量	高性能	その他	回答数	未回答
E28 電子部品等	6	12	6	5	5	3	0	16	0
E29 電気機械器具	6	15	8	7	4	1	0	17	0
E30 情報機械器具	1	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	13	28	14	13	9	4	0	34	0
	38.2%	82.4%	41.2%	38.2%	26.5%	11.8%	0.0%		

4 委託量の変化(3年前との比較)

	増加	減少	変化なし	回答数	未回答
E28 電子部品等	4	7	5	16	0
E29 電気機械器具	5	1	12	18	0
E30 情報機械器具	0	1	0	1	0
合計	9	9	17	35	0
	25.7%	25.7%	48.6%	100.0%	

減少理由

製品の需要減少のため 7 (内訳:E28 5、E29 1、E30 1、未回答 2)

【参考元年】

増加	減少	変化なし	回答数	未回答
6	27	6	39	0
15.4%	69.2%	15.4%	100.0%	

4 - 2 減少幅(%)

	-20未満	20-40未	40-60未	60-80未	80以上	回答数	未回答
E28 電子部品等	1	1	3	1	0	6	1
E29 電気機械器具	0	0	0	0	0	0	1
E30 情報機械器具	0	1	0	0	0	1	0
合計	1	2	3	1	0	7	2
	14.3%	28.6%	42.9%	14.3%	0.0%	100.0%	

E28、E29の未回答数は、減少したと回答したが、減少率を回答しなかった委託者の数

4 - 3 増加幅(%)

	-20未満	20-40未	40-60未	60-80未	80以上	回答数	未回答
E28 電子部品等	0	1	1	1	1	4	0
E29 電気機械器具	1	1	0	0	2	4	1
E30 情報機械器具	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	1	1	3	8	1
	12.5%	25.0%	12.5%	12.5%	37.5%	100.0%	

E29の未回答数は、増加したと回答したが、増加率を回答しなかった委託者の数

5 委託量の変化(今後1年間の見込み)

	増加する	減少する	変わらない	回答数	未回答
E28 電子部品等	2	4	10	16	0
E29 電気機械器具	3	2	13	18	0
E30 情報機械器具	0	0	0	0	1
合計	5	6	23	34	1
	14.7%	17.6%	67.6%		

参考(元年度調査)

増加	減少	変化なし	回答数	未回答
4	20	15	39	0
10.3%	51.3%	38.5%	100.0%	

6 工賃の決定方法(複数回答:回答委託者比)

	パート 賃金	世間 相場	要望	価格・ 利益	最低 工賃	最低 賃金	自社で 試作し た結果	その他	回答数	未回答
E28 電子部品等	6	4	1	7	3	2	2	0	15	1
E29 電気機械器具	4	3	1	9	5	2	7	1	17	1
E30 情報機械器具	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
合計	11	7	3	16	8	4	9	1	33	2
	33.3%	21.2%	9.1%	48.5%	24.2%	12.1%	27.3%	3.0%		

「その他」:自社の計算方法によって計算している。

参考(元年度調査)

パート 賃金	世間 相場	要望	価格・ 利益	最低 工賃	最低 賃金	その他	回答数	未回答
16	12	3	24	5	4	1	38	1
42.1%	31.6%	7.9%	63.2%	13.2%	10.5%	2.6%		

7 月間工賃額

	-2万	2-3万	3-4万	4-5万	5-6万	6-7万	7-8万	8-9万	9-10万	10万-	合計
E28 電子部品等	22	10	10	1	14	1	2	2	0	12	74
E29 電気機械器具	60	17	16	7	7	3	5	6	2	11	134
E30 情報機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	82	27	26	8	21	4	7	8	2	24	209
	39.2%	12.9%	12.4%	3.8%	10.0%	1.9%	3.3%	3.8%	1.0%	11.5%	

一部回答しなかった委託者があったため、家内労働者数の合計が238名より少なくなっている。

参考(元年度調査)

-2万	2-3万	3-4万	4-5万	5-6万	6-7万	7-8万	8-9万	9-10万	10万-	合計
55	49	23	9	31	22	17	8	5	4	223
24.7%	22.0%	10.3%	4.0%	13.9%	9.9%	7.6%	3.6%	2.2%	1.8%	

8 最低工賃の必要性(一部複数回答があり、合計数と一致しない)

	必要			不要					ないよりあったほうが良い		
	最低限の工賃確保のため	その他	小計	法での強制不要	実態とあっていない	適用者がいない	その他	小計	契約の目安として	その他	小計
E28 電子部品等	7	0	7	1	2	0	1	4	3	0	3
E29 電気機械器具	5	2	7	1	6	1	1	9	2	0	2
E30 情報機械器具	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	2	15	2	8	1	2	11	5	0	5
	44.8%	6.9%	51.7%	6.9%	27.6%	3.4%	6.9%	37.9%	17.2%	0.0%	17.2%

	回答数	未回答
E28 電子部品等	13	3
E29 電気機械器具	16	2
E30 情報機械器具	1	0
合計	29	5

参考(元年度調査)

不要					必要			ないよりあった方が良い			回答数
強制必要ない	実態と合っていない	適用者がいない	その他	小計	工賃確保	その他	小計	契約の目安	その他	小計	
4	8	3	6	21	3	0	3	12	0	12	35
11.4%	22.9%	8.6%	17.1%	60.0%	8.6%	0.0%	8.6%	34.3%	0.0%	34.3%	

9 最低工賃の改正の必要性

	改正必要			改正不要				回答数	未回答
	最低限の工賃確保のため	その他	小計	最低工賃を超える工賃を支払っている	経営が苦しいため	その他	小計		
E28 電子部品等	3	0	3	6	2	0	8	11	5
E29 電気機械器具	3	1	4	6	2	2	10	14	4
E30 情報機械器具	1	0	1	0	0	0	0	1	0
合計	7	1	8	12	4	2	18	26	9
	26.9%	3.8%	30.8%	46.2%	15.4%	7.7%	69.2%		

改正不要のその他

- ・ 親会社が上げない限り上げられない。
- ・ 上位発注元からの受注単価が景気で変動するため、最低工賃は利用しにくい。

10 最低工賃設定業務にかかる委託単価等の状況

ビニル線 より及びはんだ付け

最低工賃額 54銭

委託者	業種	単価	7月実績		作業量/h	工賃改定状況		備考	不良品発生率
			委託量	人数		改定時期	改定率		
A	E29	80銭	20,000	2	1,500	なし	-		2%
B	E28	6円	1,500	1	-	なし	-	形状が複雑	-
C	E29	9円17銭	-	14	120	R04年7月	27%	はんだは、はんだごてではなくディップ	0.5%

コイルからげ

最低工賃額 83銭

委託者	業種	単価	7月実績		作業量/h	工賃改定状況		備考	不良品発生率
			委託量	人数		改定時期	改定率		
D	E29	83銭	不明	2	200	R03年4月	7.8%	少量多品種のため数を把握することが困難	3%
E	E28	1円	42,000	5	150	なし	-	1コイル5ピンで5円	-

コネクター差し

最低工賃額 51銭

委託者	業種	単価	7月実績		作業量/h	工賃改定状況		備考	不良品発生率
			委託量	人数		改定時期	改定率		
A	E29	60銭	1,000	10	1,000	なし	-		3%
F	E29	96銭	9,000	2	800	なし	-	差せばよいだけ	0.02%
F	E29	2円	4,500	4	350	なし	-	コネクタが弱い、芯線の色ごとに並べる必要がある等	0.02%
F	E29	3円72銭	3,000	1	350	なし	-		0.02%
F	E29	3円62銭	2,000	1	200	なし	-		0.02%
F	E29	3円24銭	1,000	1	500	なし	-		0.02%
G	E29	18ピンで12円	12,000	1	60	なし	-	1ピン66銭	-
B	E28	63銭	2,000	4	-	なし	-		5%
H	E28	90銭	5,600	2	800	R01年4月	28%		0.1%
C	E29	5円50銭	-	14	200	なし	-		1.3%
J	E29	2円	-	5	-	R04年6月	20%	形状にかかわらず2円	0%
K	E29	1円	-	-	-	なし	-	1品1円以上、形状によって異なる	0%
L	E29	4円	19,000	1	220	なし	-	特殊形状	3%～5%
M	E29	1円40銭	30,000	2	800	なし	-		30%

11 工賃設定外の委託状況(工賃設定項目の近似作業)

ビニル線

委託者	業種	作業工程及び規格		委託する場合の工賃額	委託量 (本年7月分)	家内労働者数	1時間当たりの平均的作業量
a	E30	ビニル線	被覆はぎ	3円	10,700	1	100
b	E29	ビニル線	被覆はぎ	50銭	12,000	2	1,000
c	E29	ビニル線	被覆はぎ	63銭	2,000	4	不明
d	E29	ビニル線	被覆はぎ	1円83銭	-	14	601
d	E29	ビニル線	被覆はぎ	1円83銭	-	14	120

シールド線

委託者	業種	作業工程及び規格		委託する場合の工賃額	委託量 (本年7月分)	家内労働者数	1時間当たりの平均的作業量
a	E30	シールド線	被覆はぎ	2円50銭	8,000	3	100
b	E29	シールド線	被覆はぎ	50銭	12,000	2	1000
b	E29	シールド線	より及び予備はんだ付け	80銭	20,000	2	15000
e	E29	シールド線	被覆はぎ	30円～40円	4,090	3	30
e	E29	シールド線	圧接	3円	23,000	1	300

コイル

委託者	業種	作業工程及び規格		委託する場合の工賃額	委託量 (本年7月分)	家内労働者数	1時間当たりの平均的作業量
f	E29	巻線	0.05～0.16の電線を機械で巻く	6円から32円	5,773	1	50
f	E29	コア詰め	E型を詰めて、I型を詰めてテープで巻く	4円～15.8円	985	1	33

その他

委託者	業種	作業工程及び規格		委託する場合の工賃額	委託量 (本年7月分)	家内労働者数	1時間当たりの平均的作業量
g	E29	センサーケーブル	電線下処理	2円	12,000	5	35
g	E29	センサーケーブル	電線端末のカット	3円	12,000	1	250
g	E29	センサーケーブル	コネクタ差しとラベル張り	6円	4,000	1	100
d	E29	全種類	ラベル貼り	23円50銭	77,166	17	47
h	E29	コネクター	はんだ付け	8円	13,000	1	150～200
j	E29	コネクター	特殊な工具を用いて、かしめてから差す	10円	2,000	2	-
j	E29	リード線(ビニル線)	圧着端子の圧着 0.5～5.5mm ²	-	-	-	-
k	E28	コネクター	端子圧着	1円50銭	20,000	1	660
k	E28	ケーブル	シール貼り	1円	5,000	1	600
k	E28	ケーブル	両端末処理	30円	3,975	1	28
m	E29	シール貼り	製品の所定の位置にシールを張る	3円	-	7	-
m	E29	パッキン貼り	製品にパッキンを貼り付ける	8円	-	1	-

その他

委託者	業種	作業工程及び規格		委託する場合の工賃額	委託量 (本年7月分)	家内労働者数	1時間当たりの平均的作業量
m	E29	組み立て	組立	20円	-	1	-
m	E29	袋詰め	製品を袋に詰める	5円	-	8	-
m	E29	線だし	多芯ケーブルの芯線を図面のとおりに分けて、熱収縮チューブで止める	40円	-	2	-
n	E28	コイル 線とり	コイルにからげてある線をとる	2円50銭	30,000	3	150
p	E29	カバーかけ	コネクタフード取り付け	40円	3,065	2	20
r	E29	電気検査	チェッカーで製品の良否を判定	70銭	3,000	1	500

12 工賃等にかかる意見要望

業種	意見・要望等
E29	当社は長い間、月15,000以上頑張ってくれた内職の方に10%上乘せして支払っています。山梨県内に同じ業者が少ないため、他社との比較ができていません。内職の方が不要を出しても、注意してお金をマイナスしたことはありません。会社が泣いています。当社の計算方法で計算しています。小ロット多品種のため、的確にあう数字(山梨県最低工賃)とあっているかわからないでいます。
E29	経営者としては、最低工賃が上がるたびに経営は苦しくなります。取引先からの値上げは見込めません。
E28	親会社が上げない限り上げられない。

令和４年度 家内労働者実態調査結果（電気機械器具等製造業）

（E28 電子部品・デバイス・電子回路、E29 電気機械器具、E30 情報通信機械器具 製造業）

調査依頼人数	回答数	回収率
166	95	(57.2%)

1 世帯主の別

世帯主	世帯主以外	回答数	未回答
22	73	95	0
(23.2%)	(76.8%)	(100.0%)	

2 年齢

30歳以下	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	回答数	未回答
5	10	13	19	24	24	95	0
(5.3%)	(10.5%)	(13.7%)	(20.0%)	(25.3%)	(25.3%)	(100.0%)	

3 家内労働の態様

専門的		内職的		副業的		回答数	
男	女	男	女	男	女	男	女
8	4	5	68	3	7	16	79
(8.4%)	(4.2%)	(5.3%)	(71.6%)	(3.2%)	(7.4%)	(16.8%)	(83.2%)

合計	未回答
95	0
(100.0%)	

4 経験年数

1年未満	1～2年	3～5年	6～10年	11～20年	21年以上	回答数	未回答
8	32	13	11	19	10	93	2
(8.6%)	(34.4%)	(14.0%)	(11.8%)	(20.4%)	(10.8%)	(100.0%)	

5-1 不良品の取り決め

あり	なし	回答数	未回答
43	52	95	0
(45.3%)	(54.7%)	(45.3%)	

5-2 不良品が出た場合の措置

(不良品の取決めの有無にかかわらず回答を求めている)

特に問題とされない	やり直しをする	工賃から減額される	弁償する	その他	回答数	未回答
40	44	2	0	4	90	9
(44.4%)	(48.9%)	(2.2%)	(0.0%)	(4.4%)	(100.0%)	

複数回答した家内労働者があったため、この項目の回答数と未回答数の合計と回収調査票数とは一致しない。

6 家内労働者一人が家内労働を請け負っている委託者の数

1社	回答数	未回答
93	93	2
(100.0%)	(100.0%)	

7-1 仕事量の変化(3年前との比較)

増加	減少	変化なし	回答数	未回答
22	20	39	81	14
(27.2%)	(24.7%)	(48.1%)	(100.0%)	

7-2 仕事量の減少理由

委託量の減少	自分の都合	その他	回答数	未回答
16	0	4	20	0
(80.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(100.0%)	

7-3 仕事量の減少理由のその他

・連休時(連休前に渡される量が減少)
・仕事内容が変わったため工賃単価低下
・会社側の量も減り、私もできなくなった。
・コロナで部品が入ってこない

8 工賃単価の変動(3年前との比較)

高くなった	安くなった	変わらない	回答数	未回答
13	6	58	77	18
(16.9%)	(7.8%)	(75.3%)	(100.0%)	

9-1 家内労働日数(7月)

なし	5日以下	6～10日	11～15日	16～20日	21日以上	回答数	未回答
4	5	14	21	28	15	87	8
(4.6%)	(5.7%)	(16.1%)	(24.1%)	(32.2%)	(17.2%)	(100.0%)	

9-2 1日平均家内労働時間数（7月）

なし	1～2時間 未満	2～5時間 未満	5～7時間 未満	7～8時間 未満	8時間以上	回答数	未回答
3 (3.4%)	6 (6.7%)	48 (53.9%)	25 (28.1%)	2 (2.2%)	5 (5.6%)	89 (100.0%)	6

9-3 月間工賃収入額（7月）

1万円未満	1～3万円 未満	3～5万円 未満	5～7万円 未満	7～10万円 未満	10万円以上	回答数	未回答
11 (12.8%)	23 (26.7%)	27 (31.4%)	17 (19.8%)	3 (3.5%)	5 (5.8%)	86 (100.0%)	9

10 1年間の工賃収入額（令和3年）

10万円未満	10～ 30万円 未満	30～ 50万円 未満	50～ 100万円 未満	100万円 以上	回答数	未回答	
						うち1年未満	
16 (18.8%)	29 (34.1%)	13 (15.3%)	21 (24.7%)	6 (7.1%)	85 (100.0%)	10	5

11 内職をはじめた動機（複数回答）

生計維持のため	17	(17.9%)
家計補助のため	48	(50.5%)
自分の自由になる金銭を得るため	26	(27.4%)
技能、経験を活かすため	6	(6.3%)
余暇時間を活用するため	31	(32.6%)
健康保持のため	6	(6.3%)
生きがいのため	4	(4.2%)
独立・起業のため	0	(0.0%)
その他	4	(4.2%)
回答数	142	
未回答	1	

● その他を選択された方の内容

・時間の自由
・本業の補助
・会社から依頼されるため

12 内職を選んだ理由（複数回答）

外に出て働きたいが適当な就職口がないため	7	(7.4%)
体力的に外の勤めに出られないため	10	(10.5%)
家事、育児、介護等のため外に出られないため	13	(13.7%)
都合の良い時間に働けるため	53	(55.8%)
趣味や特技を生かせるため	3	(3.2%)
独立・起業のため	1	(1.1%)

友人や知人がやっているため	4	(4.2%)
特に理由はない	8	(8.4%)
その他	9	(9.5%)
回答数	108	
未回答	1	

● その他を選択された方の内容

・ 本業の合間にやっている
・ 昔務めていた会社で、使っている機械を持ってきてやっている
・ 定年退職して家にいるため
・ 本業の補助
・ 子供の内職の手伝い

13 家内労働等に関する意見等

● 家内労働等について

・ 育児や介護などで、家での内職をせざるを得ない人たちがたくさんいると思う。 内職は、誰でも簡単に、手が空いているときに、家の中でできる仕事と思われるようだが、実際は、器用さや作業のスピード、仕上がり具合、納期などの制約の中で、睡眠を削ってまでもすることのほうが多く、なかなか疲れも取れず、周りにも理解されにくい面はたくさんある。
・ いろいろな事情で外で働けない人が大勢いると思うが、その割に内職の仕事が少ないと思う。 もっといろんな職種の仕事があってもいいと思う。
・ いろいろな事情で外に出て働くことのできない人にとっては、家内で働けて少しでも収入を得られることはよいことだと思う。 時給にしたら微々たるものだが、家計の助けにもなるし、自分のおこづかいにもなる。 私の場合、時給にしたら300円位。
・ 70歳を過ぎても、以前働いていたところから声がかかり手伝っているが、体もまだまだ動けるので、ありがたいと思っている。 皆にもそういう機会があるといいと思う。
・ コロナのためなどで部材の調達が思うようにできないそうで、仕事量、日程等、不定期、計画的に進めたい。 部材不足のため納品時引き取り品がないので、後日改めて行かなければならない。
・ コロナで仕事が減った。
・ 8月は全く仕事がなかった。 9月は少し入ってきたが、部品不良ですぐに止まってしまった。
・ スイッチの組み立てをしているが、会社が心を配ってくれている。 うれしいです。
・ 仕事がもう少し多くあればよいと思うが、今は駄目でしょうね。
・ あまりやりたくない時にやらされる時もある。 断れる場合もあるが、部材不足で2か月くらい何も無い時もあった。

● (最低) 工賃について

・ カラゲにも、細いもの、太くてかたいもの、いろいろあるが、一律に83銭はいかがなものか！
・ 一本の単価をもう少し上げてほしい。
・ 職種や仕事内容にもよるが、時間をかけて働く割に工賃が低すぎると思う。 自分で持ち運びをしているが、せめて交通費は出してほしい。

間違った部材があったり、なかったりしたとき、取りに行ったりすることもあるので、ガソリン代を保証してほしい。
物価も上がるので、工賃が上がっていく仕組みがあってもいいと思う。

納期に製品を持ち込んでも、往復のガソリン代は出ないし、仕事がないときの補償もない。

機材は貸し出してもらっているが、電気代は自分持ちで、賃金に含まれないので、別途支払ってもらってもいいと思う。

・安すぎる

・委託者に工賃の引上げを要望しても、親会社からの単価が安いので無理と言われ、工賃は10年前と変わらない。

・内職して9年になる。

仕事はラベル貼りで、単価は0.4円（40銭）。

自分なりに今まで一生懸命やってきたが、その間、単価が一銭も上がらない。

その点少し不満がある。

仕事へのやる気とか、まじめさとか、正確さが少しでも単価に反映されないものかと、つくづく思っている。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃のなかで、〇〇銭という金額はなくしてほしい。
最低工賃は、見直し、改正する必要があるのだから、内職をする人にとってより良い扱いをしてほしい。

●その他

・令和4年に入り仕事量が減り、家内労働は辞めました。

・25年続けて働いてきましたが、会社を閉めることになりました。9月末で内職の仕事は終わりました。

14 山梨県電気機械器具製造業最低工賃について

必要		不要			ないより あったほうが良い	
最低限の 工賃の確 保のため	その他	法で強制 は不要	実態と あってい ない	その他	契約の目 安として	その他
53	0	0	1	1	32	0
(60.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.1%)	(1.1%)	(36.8%)	(0.0%)

回答数	未回答	「不要」 の「その 他」と回 答した方 の理由	それを理由に下がることもあるかも
87	8		
(100.0%)			

15 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正について

改正が必要		改正は不要		回答数	未回答
最低限の 工賃の確 保のため	その他	最低工賃 を超える 工賃が払 われてい	その他		
59	0	1	0	60	35
(98.3%)	(0.0%)	(1.7%)	(0.0%)	(100.0%)	

最低工賃が設定されている作業工程別の時間換算額の平均値一覧（参考）
（ R 4 家内労働実態調査 ）

品目		時間換算額平均値	
ビニル線		¥416.2	
設定工賃	時間当たり 加工数	時間 換算額	平均的な不良品の 発生割合(%)
6	40	¥240	5
9.17	10	¥92	0
9.17	100	¥917	0.01

品目		時間換算額平均値	
コイル		¥500.0	
設定工賃	時間当たり 加工数	時間 換算額	平均的な不良品の 発生割合(%)
5	100	¥500	0
5	100	¥500	0

品目		時間換算額平均値	
コネクター		¥391.4	
設定工賃	時間当たり 加工数	時間 換算額	平均的な不良品の 発生割合(%)
0.66	700	¥462	0.02
0.66	100	¥66	0
12	30	¥360	-
0.63	20	¥13	10
0.63	30	¥19	2
0.63	20	¥13	-
0.9	350	¥315	1
5.5	200	¥1,100	0.1
5.5	30	¥165	1
5.5	100	¥550	0.01
5.5	64	¥352	0.1
2	50	¥100	-
2	400	¥800	0
1	1000	¥1,000	0.01
1	120	¥120	0
1	240	¥240	1
1.4	700	¥980	-

家内労働実態調査において、家内労働者から回答のあった各作業工程に係る時間当たりの加工数と、委託者から回答のあった各作業工程の最低の設定工賃を基に、各家内労働者の当該作業工程における1時間当たりの工賃額（時間換算額）を算出した上で、その平均値を算出した。

山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

山梨労働局

(単位:金額 円、率 %)

産 業	年 項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 A	令和2年	令和3年	令和4年 B	B - A	(B - A) / A (%)
		金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時 間 額	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	61	7.3%
	引上額	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32		
	引上率	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (新設:昭和63年)	時 間 額	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	46	5.0%
	引上額	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25		
	引上率	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68		
自動車(同附属品製造業) (新設:平成元年)	時 間 額	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	43	4.7%
	引上額	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23		
	引上率	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45		

産業については、平成19年までは電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業であったが、産業分類の変更により平成20年度から電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に変わりました。

給与等の年別変化

山梨県（事業所規模5人以上）〔第1表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成24年	147.6	138.1	9.5	19.3	282,692	-3.9	239,929	224,526
平成25年	147.2	137.3	9.9	19.2	286,700	1.4	242,668	226,625
平成26年	146.8	135.9	10.9	19.1	285,622	-0.4	240,181	222,006
平成27年	145.6	135.3	10.3	19.1	283,829	-0.6	238,266	221,102
平成28年	145.7	135.6	10.1	19.2	287,147	1.2	238,841	221,714
平成29年	145.1	134.3	10.8	18.9	289,581	0.8	242,513	224,247
平成30年	144.0	132.8	11.2	18.6	298,219	2.9	244,746	225,773
令和元年	142.5	131.7	10.8	18.4	294,344	-1.3	245,386	228,040
令和2年	136.2	127.5	8.7	18.0	293,049	-0.4	243,020	226,341
令和3年	140.3	129.4	10.9	18.3	296,027	1.3	248,073	229,990

山梨県（事業所規模30人以上）〔第2表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成24年	150.7	138.5	12.2	19.2	318,130	-0.4	263,274	242,180
平成25年	150.7	138.8	11.9	19.1	318,727	0.2	263,608	242,615
平成26年	152.6	139.4	13.2	19.2	324,120	1.7	266,274	243,250
平成27年	149.3	137.2	12.1	19.2	323,994	0.0	265,274	243,315
平成28年	149.5	137.6	11.9	19.2	327,638	1.1	266,476	244,427
平成29年	151.0	138.2	12.8	19.2	330,408	0.8	269,778	245,643
平成30年	149.5	136.3	13.2	18.9	343,550	3.8	273,433	247,568
令和元年	146.0	133.4	12.6	18.4	330,353	-4.0	265,395	241,997
令和2年	141.6	131.0	10.6	18.0	327,178	-1.0	265,392	243,847
令和3年	144.4	132.7	11.7	18.3	333,746	2.2	272,527	249,522

全 国（事業所規模5人以上）〔第3表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成27年	144.5	133.5	11.0	18.7	315,856	-1.0	260,577	240,820
平成28年	143.7	132.9	10.8	18.6	317,862	0.6	261,183	241,519
平成29年	143.3	132.4	10.9	18.5	319,453	0.5	262,407	242,646
平成30年	142.2	131.4	10.8	18.4	323,547	1.3	264,570	244,670
令和元年	139.1	128.5	10.6	18.0	322,552	-0.3	264,180	244,432
令和2年	135.1	125.9	9.2	17.7	318,405	-1.3	262,325	244,968
令和3年	136.1	126.4	9.7	17.7	319,461	0.3	263,739	245,709

全 国（事業所規模30人以上）〔第4表〕

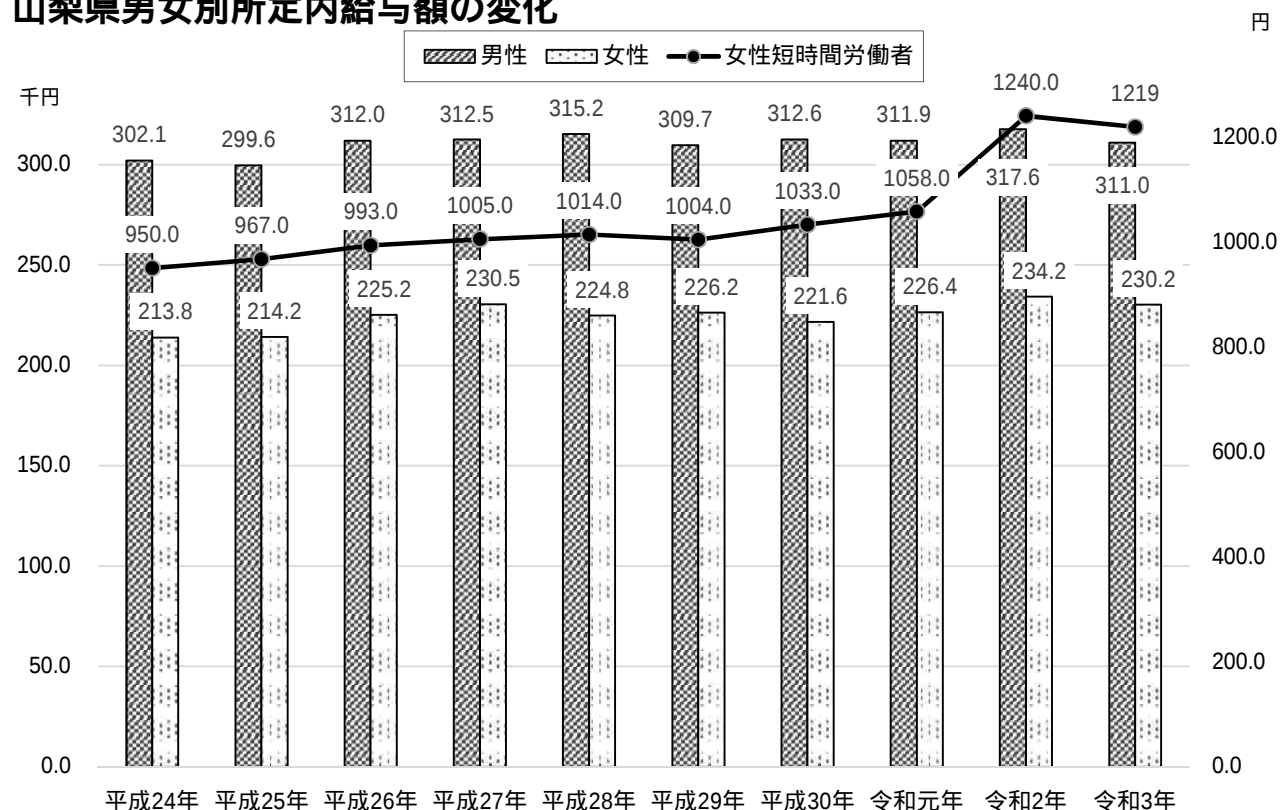
年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成27年	148.7	135.8	12.9	18.8	361,684	-1.7	290,940	265,540
平成28年	148.5	135.8	12.7	18.8	365,804	1.1	292,593	267,210
平成29年	148.4	135.7	12.7	18.7	367,951	0.6	294,010	268,736
平成30年	147.4	134.9	12.5	18.6	372,162	1.1	295,944	270,694
令和元年	144.5	132.0	12.4	18.2	371,408	-0.2	296,064	270,847
令和2年	140.4	129.6	10.8	17.9	365,100	-1.7	293,056	271,025
令和3年	142.4	130.8	11.6	18.0	368,493	0.9	296,652	273,186

資料出所：毎月勤労統計調査

男女別所定内給与額の推移(全産業、企業規模10人以上、山梨県)

区 分 年	男女計		男性		女性		女性短時間労働者		男女比 (男性を100)
	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成24年	272.0	-2.0	302.1	-1.4	213.8	0.1	950	-0.6	70.8
平成25年	272.8	0.3	299.6	-0.8	214.2	0.2	967	1.8	71.5
平成26年	283.8	4.0	312.0	4.1	225.2	5.1	993	2.7	72.2
平成27年	284.2	0.1	312.5	0.2	230.5	2.4	1005	1.2	73.8
平成28年	283.5	-0.2	315.2	0.9	224.8	-2.5	1014	0.9	71.3
平成29年	279.9	-1.3	309.7	-1.7	226.2	0.6	1004	-1.0	73.0
平成30年	281.1	0.4	312.6	0.9	221.6	-2.0	1033	2.9	70.9
令和元年	282.3	0.4	311.9	-0.2	226.4	2.2	1058	2.4	72.6
令和2年	287.4	1.8	317.6	1.8	234.2	3.4	1240	17.2	73.7
令和3年	281.5	-2.1	311.0	-2.1	230.2	-1.7	1219	-1.7	74.0

山梨県男女別所定内給与額の変化



資料出所:賃金構造基本統計調査

山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較

年	最低賃金額 (円)		きまって 支給する給与 (月額) (最賃の占める比率)	高卒初任給		パートタイム労働者			きまって 支給する 最賃 引上率%	きまって 支給する 給与 引上率%	高卒初任給 上昇率%		春闘平均 賃上率%
	時間額	(円)		男 性 (最賃の占める比率)	女 性 (最賃の占める比率)	きまって 支給する給与 (月額)	総実労働 時間数	時間額賃金 (最賃の占める比率)			男 性	女 性	
平成24年		695 (111,200)	242,803 [45.8%]	157,800 [70.5%]	162,100 [68.6%]	97,086	990	981 [70.9%]	0.72	-4.4	-6.07	1.12	1.51
平成25年		706 (112,960)	243,159 [46.5%]	160,600 [70.3%]	145,800 [77.5%]	99,395	1008	986 [71.6%]	1.58	0.1	1.77	-10.06	1.64
平成26年		721 (115,360)	242,682 [47.5%]	166,100 [69.5%]	162,400 [71.0%]	98,032	97.3	1,008 [71.6%]	2.12	-0.2	3.42	11.39	1.99
平成27年		737 (117,920)	240,337 [49.1%]	163,900 [71.9%]	153,600 [76.8%]	99,556	98.1	1,015 [72.6%]	2.22	-1.0	-1.32	-5.42	2.02
平成28年		759 (121,440)	240,506 [50.5%]	164,900 [73.6%]	154,200 [78.8%]	100,552	99.8	1,008 [75.3%]	2.99	0.1	0.61	0.39	1.79
平成29年		784 (125,440)	246,938 [50.8%]	162,200 [77.3%]	158,100 [79.3%]	98,355	94.9	1,036 [75.6%]	3.29	2.7	-1.64	2.53	1.95
平成30年		810 (129,600)	247,583 [52.3%]	168,000 [77.1%]	163,800 [79.1%]	101,876	95.1	1,071 [75.6%]	3.32	0.3	3.58	3.61	2.44
令和元年		837 (133,920)	249,428 [53.7%]	170,200 [78.7%]	166,400 [80.5%]	105,096	93.6	1,123 [74.5%]	3.33	0.7	1.31	1.59	-
令和2年		838 (134,080)	242,101 [55.4%]	174,600 [76.8%]	179,600 [74.7%]	101,953	85.6	1,191 [70.4%]	0.12	-2.9	2.59	7.93	-
令和3年		866 (138,560)	250,158 [55.4%]	177,500 [78.1%]	162,100 [85.5%]	99,582	87.7	1,135 [76.3%]	3.34	3.3	1.66	-9.74	-
備考	()内は、 時間額×160H		毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査 (規模10人以上)		毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)				毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査		山梨県 労政雇用課

(注) 「パートタイム労働者の時間額賃金」=「パートタイム労働者のきまって支給する給与(月額)」÷「パートタイム労働者の所定内労働時間」。
「春闘平均賃上率」の調査は令和元年以後実施されていない。

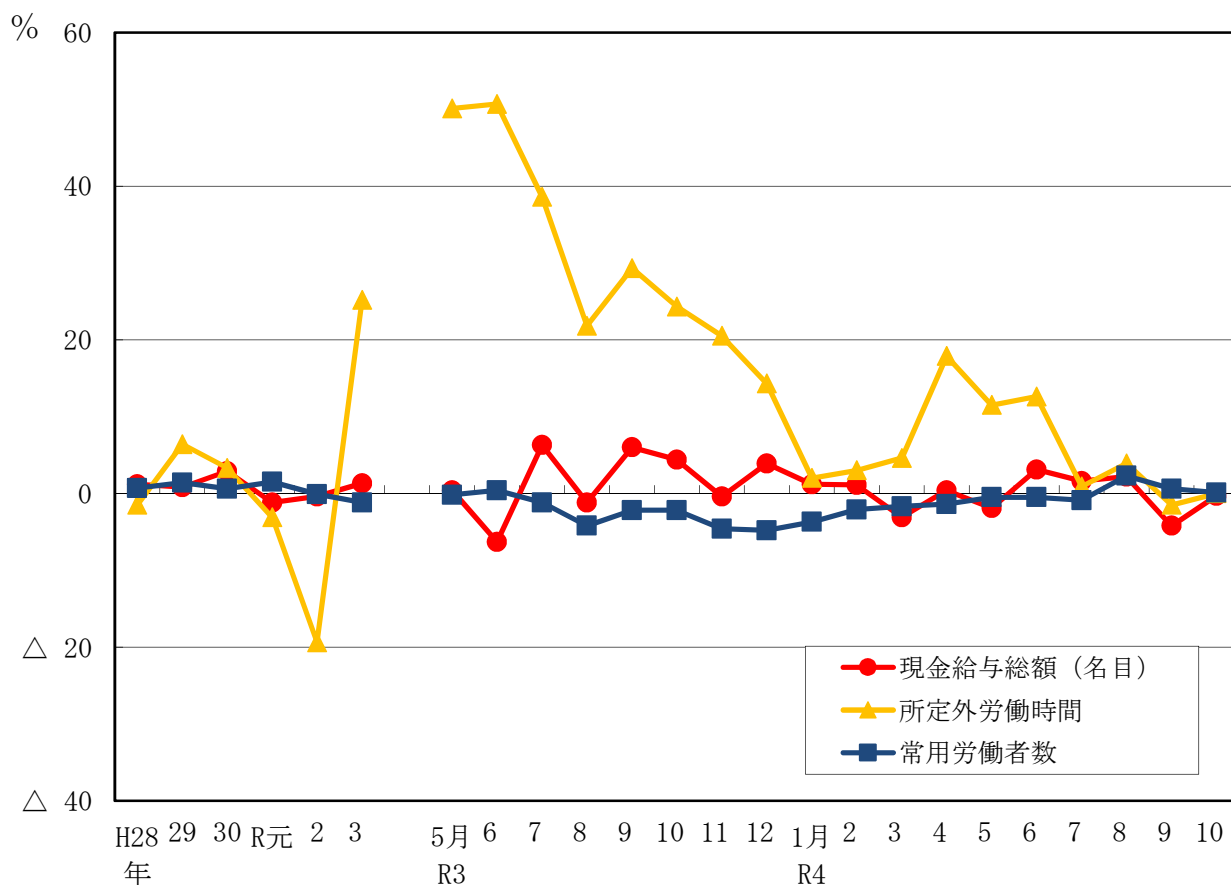


山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き

（毎月勤労統計調査地方調査結果）

令和4年10月分（速報）

現金給与総額等の前年比及び前年同月比の推移
（規模5人以上・調査産業計）



県民生活部 統計調査課

1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～	1
2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～	5
3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明	14
4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～	15

(注意)

- ①特に断りのない限り、本書に掲載する調査結果は、「調査産業計、事業所規模5人以上、性・就業形態計」のものである。
- ②本書に掲載する調査結果は、本県における数値である。
- ③本書に掲載する「前年比（又は前年差）」とは、前の年の同じ月（又は時期）と比べた場合の数値である。
- ④統計表中の符号は、次のとおり用いられている。
「△」…マイナス 「x」…秘匿 「-」…該当数値なし
- ⑤速報値は、確報で改訂される場合がある。

1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～

1. 当月の概況（事業所規模5人以上）

前年同月比でみて、

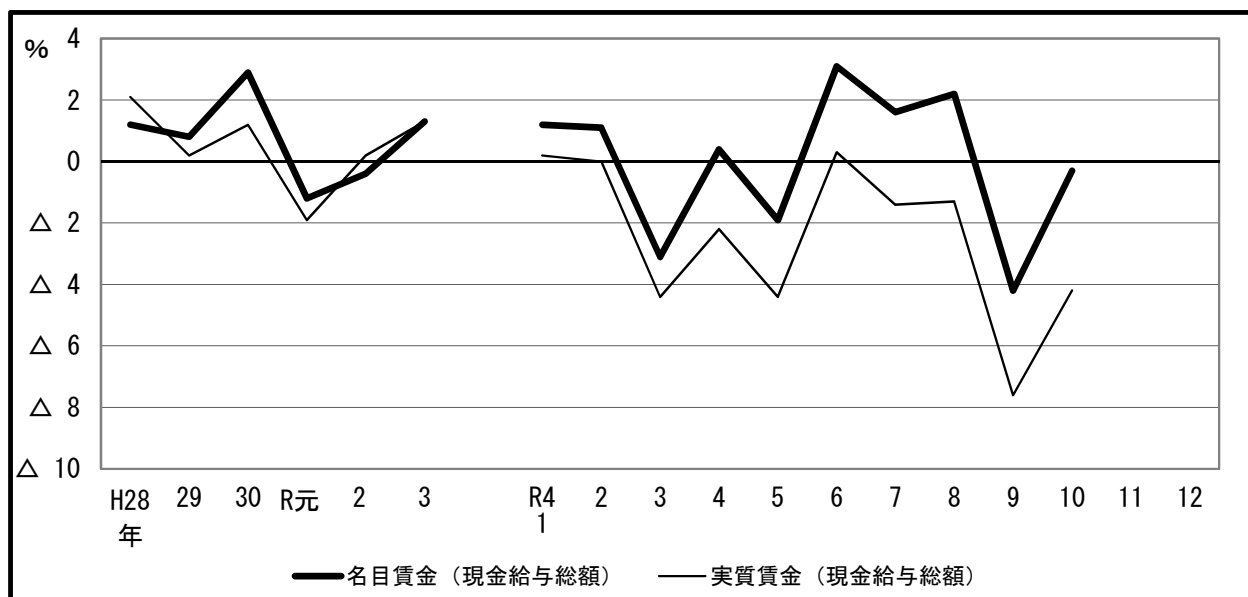
- ★ 現金給与総額は 0.3 %の減少 2 か月連続の減少
- ★ 所定外労働時間は 0.0 %の増減なし
- ★ 常用労働者は 0.1 %の増加 3 か月連続の増加

(令和2年平均=100)

		実数		指数		増減率（前年同月比）	
		山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国
現金給与		円	円			%	%
	現金給与総額	254,494	275,195	86.8	86.4	△ 0.3	1.4
	きまって支給する給与	246,166	268,796	101.3	102.5	△ 1.8	1.5
	所定内給与	226,918	249,306	100.3	101.8	△ 2.9	1.0
	超過労働給与	19,248	19,490	-	-	12.0	7.7
	特別に支払われた給与	8,328	6,399	-	-	83.9	2.9
労働時間		時間	時間			%	%
	総実労働時間	139.5	137.3	102.4	101.6	△ 3.9	△ 0.9
	所定内労働時間	127.7	126.8	100.2	100.7	△ 4.1	△ 1.5
	所定外労働時間	11.8	10.5	135.6	114.1	0.0	6.9
	所定外労働時間（製造業）	18.1	14.9	124.8	125.2	11.9	10.8
常用雇用		人	千人			%	%
	常用労働者	291,607	51,668	98.3	102.7	0.1	1.1
	一般労働者	193,274	35,174	98.2	101.5	△ 4.5	0.6
	パートタイム労働者	98,333	16,495	93.5	105.3	1.7	2.1

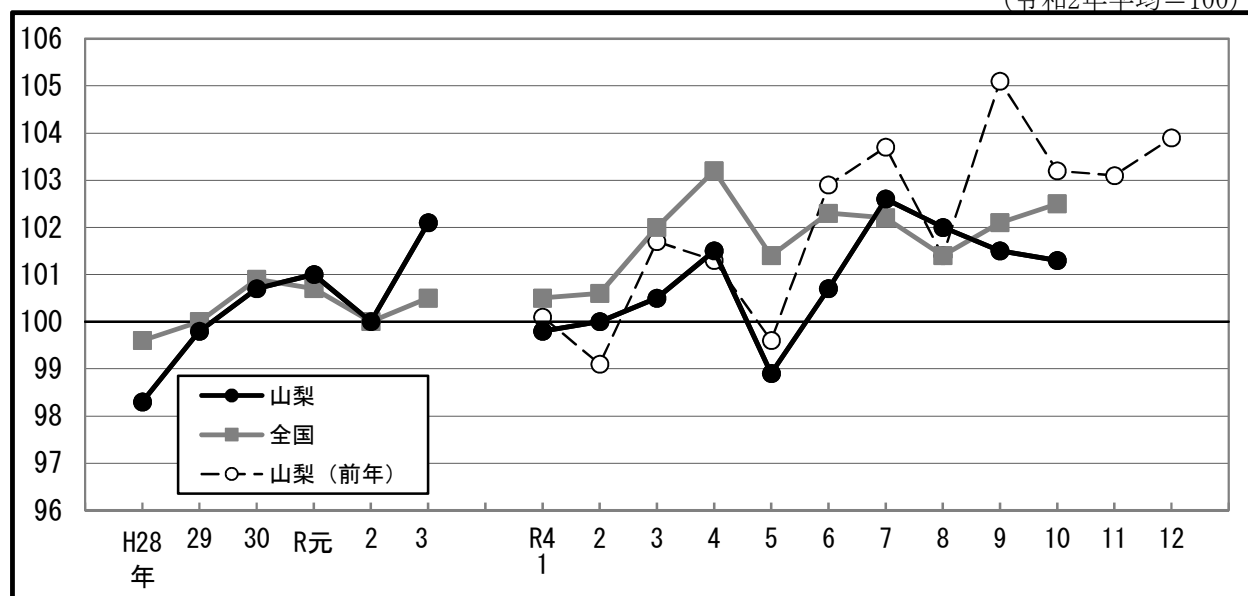
2. 賃金の動き（事業所規模5人以上）

名目賃金及び実質賃金（現金給与総額）の前年比・前年同月比の推移



きまって支給する給与の指数の推移

(令和2年平均=100)



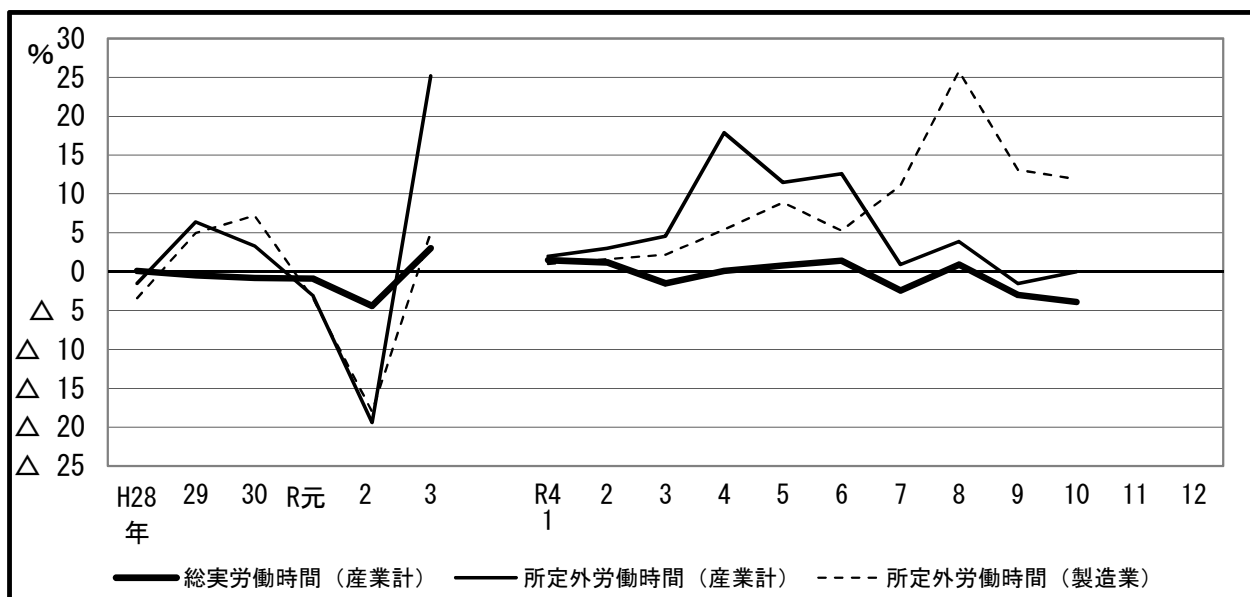
令和4年10月における労働者一人当たりの現金給与総額は、254,494円で、前年の同じ月と比べて0.3%の減少となった。これは、特別に支払われた給与は8,328円で83.9%増加したものの、きまって支給する給与が246,166円で1.8%減少したためである。

なお、きまって支給する給与のうち、所定内給与は226,918円で2.9%減少し、超過労働給与は19,248円で12.0%増加した。

物価の変動による影響を除いた実質賃金指数の現金給与総額は、4.2%の減少となった(P9 事業所規模5人以上参照)。

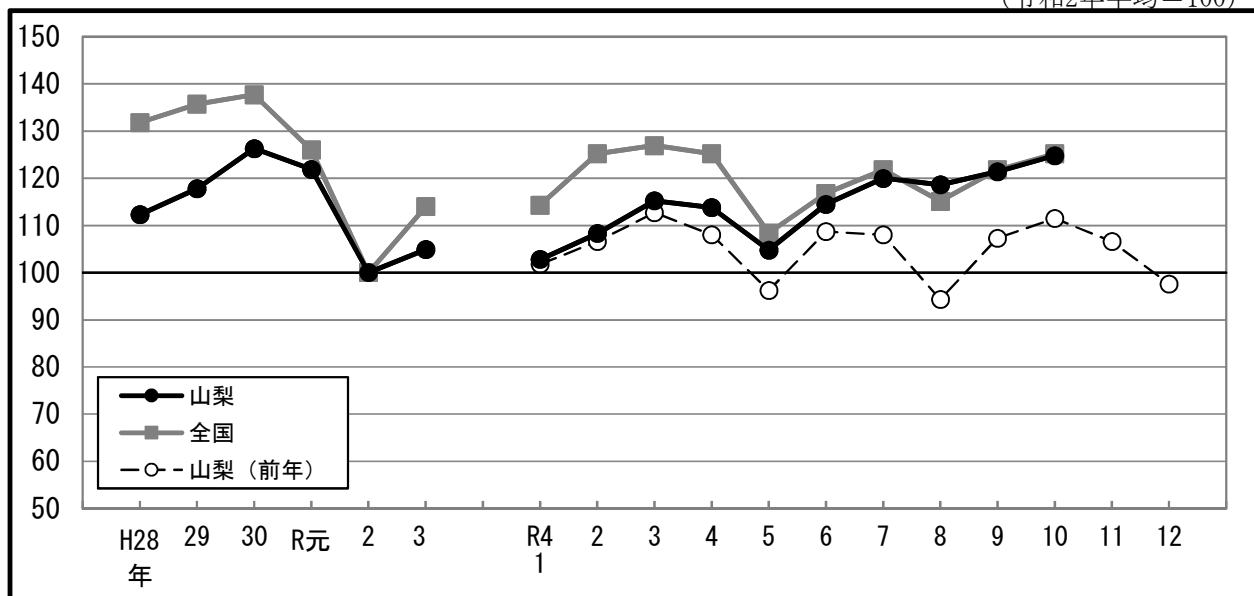
3. 労働時間の動き（事業所規模5人以上）

総実労働時間及び所定外労働時間の前年比・前年同月比の推移



所定外労働時間（製造業）の指数の推移

（令和2年平均＝100）

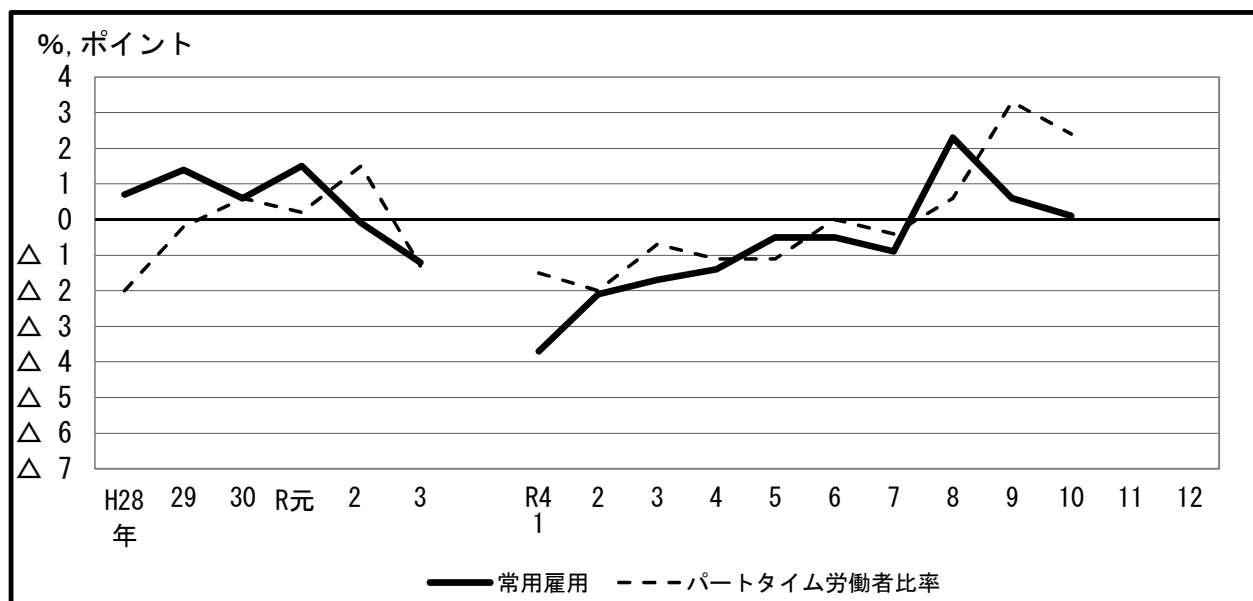


令和4年10月における労働者一人当たりの総実労働時間は、139.5時間で、前年の同じ月と比べて3.9%の減少となった。これは、所定外労働時間は11.8時間で同じ水準となったものの、所定内労働時間が127.7時間で4.1%減少したためである。

景気動向との連動性が高いとされる、製造業における労働者一人当たりの所定外労働時間は、18.1時間で、11.9%の増加となった。

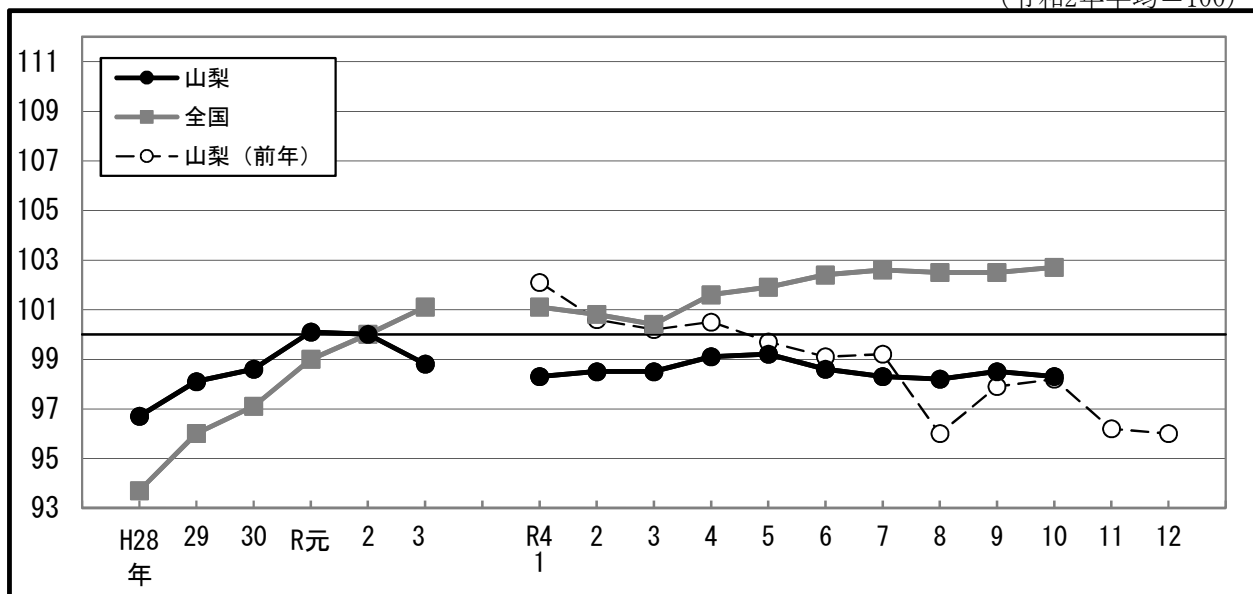
4. 雇用の動き（事業所規模5人以上）

常用労働者及びパートタイム労働者比率の前年比（差）・前年同月比（差）の推移



常用労働者の指数の推移

(令和2年平均=100)



令和4年10月末日における常用労働者は、291,607人で、前年の同じ時期と比べて0.1%の増加となった。これは、一般労働者は193,274人で4.5%減少したものの、パートタイム労働者が98,333人で1.7%増加したためである（P15 増減率の算出参照）。

常用労働者全体に占めるパートタイム労働者の比率は、33.7%となり、2.4ポイント上昇した（P7 事業所規模5人以上参照）。

2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～

1. 月間現金給与額

(事業所規模5人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		超過労働給与	特別に支払われた給与
	前年比		前年比		前年比			
	円	%	円	%	円	%	円	円
T L 調査産業計	254,494	△ 0.3	246,166	△ 1.8	226,918	△ 2.9	19,248	8,328
D 建設業	338,161	△ 0.6	336,552	0.2	291,540	△ 8.8	45,012	1,609
E 製造業	329,830	8.2	293,086	△ 2.4	263,811	△ 2.2	29,275	36,744
F 電気・ガス・熱供給・水道業	517,993	44.6	517,993	44.6	457,256	37.7	60,737	0
G 情報通信業	321,698	△ 34.2	320,771	2.8	295,208	1.0	25,563	927
H 運輸業、郵便業	308,717	△ 1.6	307,505	△ 1.6	262,318	△ 1.5	45,187	1,212
I 卸売業、小売業	181,579	11.2	180,669	11.9	171,082	11.8	9,587	910
J 金融業、保険業	314,556	△ 0.7	314,556	△ 0.8	292,003	△ 3.1	22,553	0
K 不動産業、物品賃貸業	238,669	△ 18.6	236,566	△ 19.2	213,753	△ 17.7	22,813	2,103
L 学術研究、専門・技術サービス業	336,825	27.1	334,932	26.8	309,246	23.0	25,686	1,893
M 宿泊業、飲食サービス業	129,501	△ 1.1	129,095	△ 0.8	123,585	△ 1.0	5,510	406
N 生活関連サービス業、娯楽業	173,176	△ 38.4	172,803	△ 38.5	167,840	△ 36.2	4,963	373
O 教育、学習支援業	320,424	△ 0.7	318,336	△ 0.9	314,336	△ 0.8	4,000	2,088
P 医療、福祉	265,533	2.8	264,399	3.4	241,491	△ 0.6	22,908	1,134
Q 複合サービス事業	280,028	2.4	279,899	2.7	274,148	5.7	5,751	129
R サービス業（他に分類されないもの）	209,602	△ 6.1	208,786	△ 6.4	195,443	△ 4.6	13,343	816
T L 調査産業計 一般労働者	334,614	2.4	322,327	0.7	294,751	△ 0.6	27,576	12,287
E 製造業	377,354	11.3	332,848	△ 0.3	298,234	△ 0.1	34,614	44,506
I 卸売業、小売業	292,420	△ 3.1	290,347	△ 2.1	270,336	△ 1.9	20,011	2,073
P 医療、福祉	310,202	4.9	308,822	5.6	279,830	1.5	28,992	1,380
T L 調査産業計 パートタイム労働者	96,139	△ 2.4	95,635	△ 2.5	92,846	△ 3.2	2,789	504
E 製造業	113,480	△ 1.4	112,070	△ 2.2	107,102	△ 4.0	4,968	1,410
I 卸売業、小売業	94,882	9.2	94,882	9.2	93,449	9.1	1,433	0
P 医療、福祉	123,617	△ 12.6	123,262	△ 12.5	119,683	△ 14.4	3,579	355

(事業所規模30人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		超過労働給与	特別に支払われた給与
	前年比		前年比		前年比			
	円	%	円	%	円	%	円	円
T L 調査産業計	290,564	4.1	275,939	1.3	248,305	△ 0.7	27,634	14,625
D 建設業	350,683	△ 14.8	346,249	△ 13.1	236,958	△ 33.1	109,291	4,434
E 製造業	357,537	10.4	311,643	△ 3.2	277,881	△ 2.4	33,762	45,894
F 電気・ガス・熱供給・水道業	572,321	54.1	572,321	54.0	496,766	47.0	75,555	0
G 情報通信業	348,029	△ 46.3	348,012	1.3	325,562	△ 2.3	22,450	17
H 運輸業、郵便業	335,945	23.4	333,624	23.6	278,342	18.6	55,282	2,321
I 卸売業、小売業	163,533	4.2	163,533	6.4	155,446	5.8	8,087	0
J 金融業、保険業	320,177	△ 11.4	320,177	△ 11.4	289,527	△ 13.6	30,650	0
K 不動産業、物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究、専門・技術サービス業	308,911	△ 0.8	305,759	△ 0.4	282,389	△ 0.2	23,370	3,152
M 宿泊業、飲食サービス業	157,530	4.3	156,321	4.6	144,128	3.1	12,193	1,209
N 生活関連サービス業、娯楽業	146,411	△ 18.2	146,277	△ 18.2	135,709	△ 16.8	10,568	134
O 教育、学習支援業	343,752	0.7	340,324	0.5	334,910	0.6	5,414	3,428
P 医療、福祉	311,797	6.6	309,931	6.5	276,803	1.4	33,128	1,866
Q 複合サービス事業	314,866	15.0	314,582	15.2	303,105	17.7	11,477	284
R サービス業（他に分類されないもの）	195,786	△ 1.8	195,403	△ 1.8	179,119	2.1	16,284	383
T L 調査産業計 一般労働者	361,439	5.4	341,518	2.1	304,776	0.2	36,742	19,921
E 製造業	396,871	14.4	343,719	△ 0.4	305,104	0.3	38,615	53,152
I 卸売業、小売業	317,029	△ 3.9	317,029	△ 0.2	294,406	△ 1.1	22,623	0
P 医療、福祉	337,891	5.2	335,892	5.1	298,038	△ 0.1	37,854	1,999
T L 調査産業計 パートタイム労働者	105,294	0.1	104,514	△ 0.4	100,688	△ 1.4	3,826	780
E 製造業	120,460	△ 4.3	118,311	△ 5.9	113,801	△ 6.9	4,510	2,149
I 卸売業、小売業	92,204	0.4	92,204	0.4	90,872	0.5	1,332	0
P 医療、福祉	147,097	△ 3.9	146,067	△ 4.6	142,772	△ 5.9	3,295	1,030

2. 月間労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間		所定内 労働時間		所定外 労働時間		出勤日数	
	時間	%	時間	%	時間	%	日	前年差
T L 調査産業計	139.5	△ 3.9	127.7	△ 4.1	11.8	0.0	18.2	△ 0.6
D 建設業	171.5	△ 3.8	154.8	△ 4.0	16.7	△ 2.8	21.2	△ 0.5
E 製造業	157.3	△ 2.4	139.2	△ 4.1	18.1	11.9	19.0	△ 0.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	149.3	△ 3.9	137.4	△ 7.1	11.9	59.0	18.7	△ 1.1
G 情報通信業	160.8	△ 2.3	144.6	△ 2.0	16.2	△ 4.4	19.1	△ 0.2
H 運輸業、郵便業	181.2	8.4	156.0	9.1	25.2	4.4	20.9	0.8
I 卸売業、小売業	128.8	8.8	122.0	8.0	6.8	24.1	18.1	0.7
J 金融業、保険業	136.0	1.1	127.8	0.0	8.2	22.9	18.1	△ 0.1
K 不動産業、物品賃貸業	154.9	△ 9.5	141.0	△ 7.6	13.9	△ 26.5	19.1	△ 0.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	149.1	2.6	139.4	0.5	9.7	45.1	18.6	△ 0.8
M 宿泊業、飲食サービス業	99.8	△ 0.8	95.5	△ 0.7	4.3	△ 2.3	15.5	△ 0.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	117.9	△ 37.3	101.1	△ 34.0	16.8	△ 52.1	15.8	△ 5.1
O 教育、学習支援業	146.2	△ 7.6	130.6	△ 7.3	15.6	△ 9.8	18.4	△ 0.9
P 医療、福祉	137.4	△ 2.5	130.3	△ 5.1	7.1	84.5	18.0	△ 0.6
Q 複合サービス事業	143.0	△ 5.6	133.9	△ 7.4	9.1	29.4	17.9	△ 2.2
R サービス業（他に分類されないもの）	136.0	△ 6.5	128.4	△ 5.8	7.6	△ 18.7	18.2	△ 0.7
T L 調査産業計 一般労働者	167.6	△ 2.3	150.7	△ 2.8	16.9	2.5	19.9	△ 0.3
E 製造業	170.0	△ 0.8	149.0	△ 2.3	21.0	13.2	19.6	0.0
I 卸売業、小売業	177.1	△ 1.4	163.3	△ 2.0	13.8	6.8	21.3	△ 0.1
P 医療、福祉	153.8	△ 1.4	144.9	△ 4.1	8.9	79.8	18.9	△ 0.7
T L 調査産業計 パートタイム労働者	84.0	△ 3.1	82.3	△ 3.2	1.7	8.0	14.7	△ 0.8
E 製造業	99.4	△ 6.9	94.6	△ 9.2	4.8	92.1	16.0	△ 1.6
I 卸売業、小売業	91.1	7.4	89.7	7.9	1.4	△ 3.3	15.6	0.4
P 医療、福祉	85.6	△ 9.3	84.2	△ 10.2	1.4	126.2	15.0	△ 0.3

(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間		所定内 労働時間		所定外 労働時間		出勤日数	
	時間	%	時間	%	時間	%	日	前年差
T L 調査産業計	145.4	△ 1.5	131.4	△ 3.1	14.0	14.4	18.4	△ 0.3
D 建設業	192.6	11.4	162.7	8.8	29.9	28.0	21.2	0.5
E 製造業	159.7	△ 3.5	139.0	△ 4.7	20.7	6.4	18.7	△ 0.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	154.7	△ 1.6	140.4	△ 4.6	14.3	42.7	18.6	△ 1.0
G 情報通信業	157.9	△ 6.4	143.2	△ 7.2	14.7	1.9	19.1	△ 1.2
H 運輸業、郵便業	180.6	9.1	150.0	4.1	30.6	41.4	20.4	0.0
I 卸売業、小売業	117.0	2.4	111.7	1.7	5.3	15.0	17.5	0.1
J 金融業、保険業	132.2	△ 7.7	123.2	△ 6.0	9.0	△ 26.7	17.8	△ 1.1
K 不動産業、物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究、専門・技術サービス業	144.7	△ 6.5	135.2	△ 5.7	9.5	△ 15.6	18.3	0.1
M 宿泊業、飲食サービス業	124.5	8.6	115.2	8.0	9.3	18.0	17.4	0.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	113.6	△ 20.0	105.8	△ 16.5	7.8	△ 49.5	17.3	0.2
O 教育、学習支援業	140.0	△ 5.4	129.1	△ 6.1	10.9	0.4	18.0	△ 1.0
P 医療、福祉	144.6	△ 2.0	135.9	△ 5.4	8.7	105.2	18.3	△ 0.7
Q 複合サービス事業	149.7	△ 1.7	140.5	△ 2.6	9.2	14.9	19.0	△ 0.9
R サービス業（他に分類されないもの）	133.3	△ 3.0	123.6	△ 1.5	9.7	△ 18.6	18.1	0.1
T L 調査産業計 一般労働者	167.2	△ 1.2	148.8	△ 2.8	18.4	14.9	19.5	△ 0.4
E 製造業	169.6	△ 1.3	146.1	△ 2.9	23.5	9.5	19.1	△ 0.2
I 卸売業、小売業	173.0	△ 1.0	160.0	△ 1.2	13.0	3.3	19.8	△ 0.4
P 医療、福祉	154.3	△ 3.6	144.5	△ 6.9	9.8	100.2	18.9	△ 1.2
T L 調査産業計 パートタイム労働者	88.1	△ 1.4	85.7	△ 2.1	2.4	22.0	15.6	0.1
E 製造業	100.6	△ 8.8	96.4	△ 10.0	4.2	35.8	16.1	△ 0.8
I 卸売業、小売業	90.9	△ 0.7	89.2	△ 0.8	1.7	8.6	16.5	0.1
P 医療、福祉	82.5	△ 6.0	81.1	△ 7.3	1.4	267.5	14.2	0.6

3. 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上)

産業	常用労働者		一般労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者比率		入職率	離職率
	人	前年比			%	ポイント		
T L 調査産業計	291,607	0.1	193,274	98,333	33.7	2.4	1.44	1.65
D 建設業	12,352	△ 1.1	11,930	422	3.4	1.3	0.22	0.44
E 製造業	59,837	△ 0.2	49,157	10,680	17.8	2.5	1.00	1.22
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,684	△ 9.3	1,657	27	1.6	△ 9.8	0.24	0.00
G 情報通信業	3,348	△ 2.9	3,168	180	5.4	2.0	0.15	0.92
H 運輸業，郵便業	15,325	6.2	13,960	1,365	8.9	△ 2.7	2.09	0.52
I 卸売業，小売業	48,647	△ 4.7	21,180	27,467	56.5	△ 7.8	1.48	1.60
J 金融業，保険業	6,017	△ 7.7	4,865	1,152	19.1	1.2	1.08	4.08
K 不動産業，物品賃貸業	2,310	△ 9.6	1,328	982	42.5	23.7	1.48	1.26
L 学術研究，専門・技術サービス業	5,338	16.5	4,555	783	14.7	△ 11.8	4.54	4.86
M 宿泊業，飲食サービス業	34,163	6.5	10,132	24,031	70.3	0.7	1.85	1.89
N 生活関連サービス業，娯楽業	17,021	6.1	7,152	9,869	58.0	34.5	0.44	1.08
O 教育，学習支援業	21,163	△ 2.0	17,052	4,111	19.4	1.9	0.97	0.65
P 医療，福祉	46,931	△ 0.4	35,629	11,302	24.1	△ 0.1	2.07	2.29
Q 複合サービス事業	3,857	△ 13.7	2,837	1,020	26.4	△ 0.9	1.72	4.25
R サービス業（他に分類されないもの）	13,614	△ 1.5	8,672	4,942	36.3	11.5	1.71	2.84
T L 調査産業計	193,274	△ 4.5	-	-	-	-	0.96	1.55
E 製造業	49,157	△ 9.2	-	-	-	-	0.87	0.75
I 卸売業，小売業	21,180	7.4	-	-	-	-	1.01	2.71
P 医療，福祉	35,629	△ 0.8	-	-	-	-	1.27	1.86
T L 調査産業計	98,333	1.7	-	-	-	-	2.40	1.84
E 製造業	10,680	△ 0.2	-	-	-	-	1.59	3.31
I 卸売業，小売業	27,467	△ 12.3	-	-	-	-	1.86	0.71
P 医療，福祉	11,302	0.4	-	-	-	-	4.64	3.65

(事業所規模30人以上)

産 業	常用労働者		一般 労働者	パート タイム 労働者	パートタイム 労働者比率		入職率	離職率
	人	前年比			%	ポイント		
T L 調査産業計	154,438	1.1	111,773	42,665	27.6	0.7	1.28	1.46
D 建設業	4,473	3.9	4,199	274	6.1	4.2	0.60	1.22
E 製造業	45,703	2.7	39,187	6,516	14.3	3.9	1.13	1.12
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,153	△ 18.5	1,126	27	2.3	△ 8.7	0.35	0.00
G 情報通信業	2,231	△ 1.4	2,096	135	6.1	4.6	0.22	0.22
H 運輸業，郵便業	7,987	17.5	7,379	608	7.6	△ 15.7	2.10	1.00
I 卸売業，小売業	19,602	0.0	6,244	13,358	68.1	△ 4.6	1.25	1.48
J 金融業，保険業	2,845	△ 4.3	2,186	659	23.2	3.5	1.10	3.23
K 不動産業，物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,457	23.9	1,227	230	15.8	△ 3.4	0.34	1.49
M 宿泊業，飲食サービス業	11,476	7.4	3,328	8,148	71.0	9.3	2.03	1.92
N 生活関連サービス業，娯楽業	5,065	8.6	2,328	2,737	54.0	15.2	1.51	0.87
O 教育，学習支援業	12,941	△ 0.3	10,210	2,731	21.1	0.6	1.59	0.49
P 医療，福祉	28,240	△ 1.0	24,439	3,801	13.5	△ 3.7	0.86	1.73
Q 複合サービス事業	1,769	△ 32.0	1,364	405	22.9	△ 10.0	1.29	1.85
R サービス業（他に分類されないもの）	8,903	△ 9.9	5,952	2,951	33.1	1.9	2.09	3.81
T L 調査産業計	111,773	△ 3.6	-	-	-	-	1.15	1.22
E 製造業	39,187	△ 9.2	-	-	-	-	0.88	0.92
I 卸売業，小売業	6,244	7.7	-	-	-	-	2.46	1.88
P 医療，福祉	24,439	1.1	-	-	-	-	0.95	1.32
T L 調査産業計	42,665	△ 0.3	-	-	-	-	1.60	2.11
E 製造業	6,516	3.0	-	-	-	-	2.67	2.31
I 卸売業，小売業	13,358	△ 3.3	-	-	-	-	0.69	1.29
P 医療，福祉	3,801	△ 12.9	-	-	-	-	0.35	4.30

4. 名目賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成27年	96.8	△ 0.1	96.7	3.8	98.1	△ 0.3	96.4	1.2	97.7	0.1	95.1	2.5
28年	97.9	1.2	94.7	△ 2.2	98.3	0.2	95.6	△ 0.8	98.0	0.3	94.6	△ 0.6
29年	98.7	0.8	93.4	△ 1.3	99.8	1.6	94.3	△ 1.4	99.1	1.1	92.8	△ 1.9
30年	101.6	2.9	102.9	10.1	100.7	0.9	100.0	6.0	99.8	0.7	97.8	5.4
令和元年	100.4	△ 1.2	99.2	△ 3.7	101.0	0.3	98.0	△ 1.9	100.7	1.0	96.5	△ 1.4
2年	100.0	△ 0.4	100.0	0.9	100.0	△ 1.0	100.0	2.0	100.0	△ 0.7	100.0	3.6
3年	101.2	1.3	99.0	△ 1.0	102.1	2.1	98.6	△ 1.4	101.7	1.7	98.0	△ 2.0
令和2年 10月	83.4	△ 0.9	80.5	2.2	100.2	△ 1.1	101.7	1.9	99.7	△ 1.4	101.5	3.2
11月	88.7	△ 0.1	88.5	5.4	100.6	△ 0.8	102.8	3.2	99.6	△ 1.4	101.6	3.3
12月	174.3	1.1	193.3	△ 0.7	100.6	△ 0.5	103.6	4.4	99.7	△ 1.5	102.5	4.3
令和3年 1月	84.1	△ 0.8	78.5	0.0	100.1	0.0	99.1	1.2	99.1	△ 1.0	98.3	0.8
2月	83.2	0.1	77.8	△ 2.1	99.1	△ 0.3	98.4	△ 1.9	98.4	△ 0.6	97.9	△ 1.5
3月	90.6	3.5	82.7	△ 0.5	101.7	0.8	98.6	△ 2.3	100.4	△ 0.1	97.2	△ 2.8
4月	85.5	0.7	83.1	3.4	101.3	△ 0.2	100.7	0.6	100.6	△ 1.2	99.7	0.2
5月	86.4	0.4	76.4	△ 4.4	99.6	1.2	94.1	△ 2.3	99.3	△ 0.6	94.0	△ 3.5
6月	140.3	△ 6.3	143.6	△ 10.1	102.9	3.3	98.2	0.1	102.8	1.4	98.4	△ 2.4
7月	112.1	6.3	111.9	0.3	103.7	4.9	97.0	△ 1.7	103.4	4.0	95.9	△ 3.4
8月	87.1	△ 1.2	82.8	△ 0.2	101.4	1.8	96.8	△ 1.9	101.1	1.9	96.6	△ 2.6
9月	88.9	6.0	83.6	1.8	105.1	5.0	99.6	△ 1.2	104.4	4.8	98.6	△ 2.5
10月	87.1	4.4	80.8	0.5	103.2	3.0	100.8	△ 0.9	103.3	3.5	99.5	△ 2.0
11月	88.4	△ 0.4	81.5	△ 7.9	103.1	2.5	99.7	△ 3.0	103.3	3.6	99.7	△ 1.9
12月	181.2	3.9	205.0	6.1	103.9	3.3	100.7	△ 2.8	103.7	4.0	100.4	△ 2.0
令和4年 1月	85.1	1.2	78.1	△ 0.5	99.8	△ 0.3	95.0	△ 4.1	99.0	△ 0.1	94.9	△ 3.5
2月	84.1	1.1	77.2	△ 0.8	100.0	0.9	97.2	△ 1.2	99.8	1.4	97.2	△ 0.7
3月	87.8	△ 3.1	78.7	△ 4.8	100.5	△ 1.2	95.9	△ 2.7	99.7	△ 0.7	95.4	△ 1.9
4月	85.8	0.4	77.7	△ 6.5	101.5	0.2	96.8	△ 3.9	100.1	△ 0.5	96.2	△ 3.5
5月	84.8	△ 1.9	81.8	7.1	98.9	△ 0.7	94.6	0.5	98.7	△ 0.6	94.3	0.3
6月	144.6	3.1	151.9	5.8	100.7	△ 2.1	96.6	△ 1.6	100.5	△ 2.2	96.4	△ 2.0
7月	113.9	1.6	126.0	12.6	102.6	△ 1.1	98.2	1.2	102.2	△ 1.2	97.6	1.8
8月	89.0	2.2	83.6	1.0	102.0	0.6	95.9	△ 0.9	101.2	0.1	95.1	△ 1.6
9月	85.2	△ 4.2	78.7	△ 5.9	101.5	△ 3.4	97.3	△ 2.3	101.0	△ 3.3	96.8	△ 1.8
10月	86.8	△ 0.3	87.4	8.2	101.3	△ 1.8	98.4	△ 2.4	100.3	△ 2.9	97.3	△ 2.2

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成27年	99.0	0.8	95.8	2.8	100.0	0.5	95.9	0.6	99.8	0.9	94.7	2.0
28年	100.1	1.2	94.6	△ 1.2	100.4	0.5	96.2	0.2	100.3	0.5	95.1	0.4
29年	100.9	0.8	94.5	△ 0.1	101.6	1.2	95.4	△ 0.8	100.8	0.5	93.8	△ 1.4
30年	104.8	3.9	102.9	8.9	103.0	1.4	99.9	4.7	101.5	0.7	97.8	4.2
令和元年	101.0	△ 3.7	99.6	△ 3.3	100.0	△ 3.0	98.2	△ 1.7	99.3	△ 2.2	96.7	△ 1.1
2年	100.0	△ 1.0	100.0	0.5	100.0	0.1	100.0	1.9	100.0	0.7	100.0	3.4
3年	102.2	2.2	100.8	0.8	102.7	2.7	100.0	0.0	102.3	2.3	98.9	△ 1.1
令和2年 10月	82.3	1.0	77.4	1.9	101.0	0.6	100.5	1.6	100.7	0.9	100.5	3.1
11月	90.1	3.3	86.0	4.7	100.7	0.3	101.5	2.4	100.1	0.4	100.2	2.5
12月	182.2	△ 4.3	200.7	△ 2.3	101.4	1.1	102.9	4.6	100.9	0.8	101.6	4.4
令和3年 1月	83.8	3.5	77.9	1.8	102.4	3.4	101.2	2.7	101.5	2.3	99.9	1.5
2月	83.4	3.2	77.2	△ 0.4	101.4	2.2	100.4	△ 0.1	101.3	2.8	99.6	△ 0.1
3月	88.3	4.0	83.2	2.0	102.5	2.6	100.7	△ 0.4	101.9	2.6	98.6	△ 1.2
4月	85.9	4.1	83.1	6.0	103.7	2.7	102.8	1.6	103.4	2.6	101.3	1.0
5月	87.2	2.8	75.5	△ 5.4	101.3	3.2	95.7	△ 2.6	101.5	2.0	95.3	△ 4.2
6月	151.0	△ 5.8	151.4	△ 10.9	105.3	6.4	99.0	0.6	105.4	4.7	98.7	△ 2.5
7月	110.6	6.8	113.9	2.4	102.3	2.9	97.4	△ 1.0	101.4	1.4	95.6	△ 3.4
8月	84.9	0.9	81.8	0.9	101.3	1.5	98.7	0.1	100.9	1.0	98.1	△ 1.1
9月	86.3	3.7	82.5	3.2	103.4	2.6	100.3	0.2	102.6	1.9	98.8	△ 1.8
10月	85.3	3.6	78.1	0.9	102.7	1.7	101.1	0.6	102.5	1.8	99.2	△ 1.3
11月	85.4	△ 5.2	80.7	△ 6.2	102.5	1.8	100.8	△ 0.7	102.9	2.8	100.2	0.0
12月	193.8	6.4	223.8	11.5	103.1	1.7	102.0	△ 0.9	102.8	1.9	101.0	△ 0.7
令和4年 1月	86.1	2.7	77.1	△ 1.0	102.6	0.2	95.8	△ 5.3	101.1	△ 0.4	95.7	△ 4.2
2月	84.4	1.2	75.8	△ 1.8	102.8	1.4	98.2	△ 2.2	101.8	0.5	98.2	△ 1.4
3月	87.4	△ 1.0	77.3	△ 7.1	102.5	0.0	96.2	△ 4.5	101.1	△ 0.8	95.3	△ 3.3
4月	84.5	△ 1.6	75.0	△ 9.7	103.2	△ 0.5	95.8	△ 6.8	101.3	△ 2.0	95.2	△ 6.0
5月	85.6	△ 1.8	81.0	7.3	101.6	0.3	95.3	△ 0.4	100.3	△ 1.2	94.7	△ 0.6
6月	161.1	6.7	163.0	7.7	103.2	△ 2.0	97.0	△ 2.0	102.0	△ 3.2	96.5	△ 2.2
7月	116.5	5.3	128.2	12.6	103.6	1.3	98.4	1.0	102.0	0.6	97.9	2.4
8月	87.5	3.1	82.6	1.0	102.5	1.2	96.0	△ 2.7	100.6	△ 0.3	95.3	△ 2.9
9月	84.7	△ 1.9	76.4	△ 7.4	102.9	△ 0.5	96.7	△ 3.6	101.1	△ 1.5	96.2	△ 2.6
10月	88.8	4.1	86.2	10.4	104.0	1.3	97.9	△ 3.2	101.8	△ 0.7	96.8	△ 2.4

5. 実質賃金指数

(事業所規模 5 人以上)				(令和2年平均=100)				
	現金給与と総額			きまって支給する給与				
	調査産業計		製造業	調査産業計		製造業		
		前年比		前年比		前年比		
平成27年	98.8	△ 1.1	98.7	2.6	100.1	△ 1.3	98.4	0.1
28年	100.4	2.1	97.1	△ 1.3	100.8	1.2	98.1	0.1
29年	100.7	0.2	95.3	△ 1.9	101.8	1.0	96.2	△ 2.0
30年	101.9	1.2	103.2	8.3	101.0	△ 0.8	100.3	4.3
令和元年	99.9	△ 1.9	98.7	△ 4.4	100.5	△ 0.5	97.5	△ 2.7
2年	100.0	0.2	100.0	1.5	100.0	△ 0.4	100.0	2.6
3年	101.3	1.3	99.1	△ 0.9	102.2	2.2	98.7	△ 1.3
令和2年 10月	83.6	△ 0.2	80.7	2.9	100.4	△ 0.4	101.9	2.6
11月	89.2	1.5	89.0	7.0	101.2	0.8	103.4	4.8
12月	175.7	2.9	194.9	1.1	101.4	1.4	104.4	6.3
令和3年 1月	84.3	0.0	78.7	0.9	100.3	0.8	99.3	2.0
2月	83.3	0.5	77.9	△ 1.8	99.2	0.1	98.5	△ 1.6
3月	90.5	3.8	82.6	△ 0.2	101.6	1.1	98.5	△ 2.0
4月	86.0	1.7	83.6	4.2	101.9	0.7	101.3	1.5
5月	86.7	1.0	76.6	△ 3.9	99.9	1.7	94.4	△ 1.8
6月	140.9	△ 5.9	144.2	△ 9.6	103.3	3.8	98.6	0.6
7月	112.2	6.5	112.0	0.4	103.8	5.0	97.1	△ 1.5
8月	87.1	△ 1.2	82.8	△ 0.2	101.4	1.8	96.8	△ 1.8
9月	88.7	5.5	83.4	1.2	104.9	4.6	99.4	△ 1.6
10月	87.2	4.3	80.9	0.2	103.3	2.9	100.9	△ 1.0
11月	88.1	△ 1.2	81.3	△ 8.7	102.8	1.6	99.4	△ 3.9
12月	180.7	2.8	204.4	4.9	103.6	2.2	100.4	△ 3.8
令和4年 1月	84.5	0.2	77.6	△ 1.4	99.1	△ 1.2	94.3	△ 5.0
2月	83.3	0.0	76.4	△ 1.9	99.0	△ 0.2	96.2	△ 2.3
3月	86.5	△ 4.4	77.5	△ 6.2	99.0	△ 2.6	94.5	△ 4.1
4月	84.1	△ 2.2	76.2	△ 8.9	99.5	△ 2.4	94.9	△ 6.3
5月	82.9	△ 4.4	80.0	4.4	96.7	△ 3.2	92.5	△ 2.0
6月	141.3	0.3	148.5	3.0	98.4	△ 4.7	94.4	△ 4.3
7月	110.6	△ 1.4	122.3	9.2	99.6	△ 4.0	95.3	△ 1.9
8月	86.0	△ 1.3	80.8	△ 2.4	98.6	△ 2.8	92.7	△ 4.2
9月	82.0	△ 7.6	75.7	△ 9.2	97.7	△ 6.9	93.6	△ 5.8
10月	83.5	△ 4.2	84.1	4.0	97.5	△ 5.6	94.7	△ 6.1

(事業所規模30人以上)				(令和2年平均=100)			
	現金給与総額		製造業		きまって支給する給与		甲府市 消費者 物価指数
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	
平成27年	101.0	△ 0.2	97.8	1.7	102.0	△ 0.6	98.0
28年	102.7	2.0	97.0	△ 0.4	103.0	1.3	97.5
29年	103.0	0.2	96.4	△ 0.7	103.7	0.6	98.0
30年	105.1	2.2	103.2	7.1	103.3	△ 0.3	99.7
令和元年	100.5	△ 4.4	99.1	△ 4.0	99.5	△ 3.8	100.5
2年	100.0	△ 0.4	100.0	1.1	100.0	0.6	100.0
3年	102.3	2.3	100.9	0.9	102.8	2.8	99.9
令和2年 10月	82.5	1.7	77.6	2.6	101.2	1.2	99.8
11月	90.6	4.9	86.5	6.2	101.3	1.8	99.4
12月	183.7	△ 2.5	202.3	△ 0.5	102.2	3.0	99.2
令和3年 1月	84.0	4.3	78.1	2.8	102.6	4.2	99.8
2月	83.5	3.5	77.3	0.0	101.5	2.5	99.9
3月	88.2	4.3	83.1	2.3	102.4	2.8	100.1
4月	86.4	5.0	83.6	6.9	104.3	3.6	99.4
5月	87.5	3.4	75.7	△ 4.9	101.6	3.6	99.7
6月	151.6	△ 5.3	152.0	△ 10.5	105.7	6.8	99.6
7月	110.7	7.0	114.0	2.5	102.4	2.9	99.9
8月	84.9	1.0	81.8	1.0	101.3	1.4	100.0
9月	86.1	3.2	82.3	2.7	103.2	2.2	100.2
10月	85.4	3.5	78.2	0.8	102.8	1.6	99.9
11月	85.1	△ 6.1	80.5	△ 6.9	102.2	0.9	100.3
12月	193.2	5.2	223.1	10.3	102.8	0.6	100.3
令和4年 1月	85.5	1.8	76.6	△ 1.9	101.9	△ 0.7	100.7
2月	83.6	0.1	75.0	△ 3.0	101.8	0.3	101.0
3月	86.1	△ 2.4	76.2	△ 8.3	101.0	△ 1.4	101.5
4月	82.8	△ 4.2	73.5	△ 12.1	101.2	△ 3.0	102.0
5月	83.7	△ 4.3	79.2	4.6	99.3	△ 2.3	102.3
6月	157.5	3.9	159.3	4.8	100.9	△ 4.5	102.3
7月	113.1	2.2	124.5	9.2	100.6	△ 1.8	103.0
8月	84.5	△ 0.5	79.8	△ 2.4	99.0	△ 2.3	103.5
9月	81.5	△ 5.3	73.5	△ 10.7	99.0	△ 4.1	103.9
10月	85.5	0.1	83.0	6.1	100.1	△ 2.6	104.7

(※) 甲府市消費者物価指数は、持家の帰属家賃を除く総合指数を使用しており、基準は令和2年平均を100としている。

6. 労働時間指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

	総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成27年	106.9	△ 0.5	105.6	△ 1.1	106.1	△ 0.7	104.6	△ 2.0	118.3	1.7	116.2	5.8
28年	107.0	0.1	105.2	△ 0.4	106.4	0.2	104.5	△ 0.1	116.5	△ 1.5	112.3	△ 3.4
29年	106.5	△ 0.5	105.4	0.2	105.3	△ 1.0	104.1	△ 0.4	123.9	6.4	117.8	5.0
30年	105.6	△ 0.8	107.4	1.9	104.1	△ 1.1	105.4	1.3	128.1	3.3	126.3	7.2
令和元年	104.6	△ 0.9	104.0	△ 3.1	103.3	△ 0.8	102.2	△ 3.1	124.1	△ 3.1	121.9	△ 3.5
2年	100.0	△ 4.4	100.0	△ 3.9	100.0	△ 3.2	100.0	△ 2.1	100.0	△ 19.4	100.0	△ 18.0
3年	103.0	3.0	100.3	0.3	101.5	1.6	99.9	△ 0.1	125.1	25.2	104.9	5.0
令和2年 10月	104.1	△ 1.0	103.9	△ 2.1	103.8	△ 0.6	104.3	△ 0.9	109.1	△ 6.9	100.4	△ 12.6
11月	102.2	△ 3.7	104.7	△ 3.3	101.4	△ 3.5	104.3	△ 1.5	112.5	△ 6.7	108.7	△ 17.3
12月	101.6	△ 2.9	104.2	△ 1.7	100.8	△ 3.3	103.4	△ 0.6	112.5	0.0	112.0	△ 11.0
令和3年 1月	95.8	△ 1.8	93.0	△ 3.1	94.2	△ 2.5	92.2	△ 2.1	118.3	8.5	101.8	△ 10.8
2月	96.9	△ 2.4	97.5	△ 5.9	95.5	△ 3.4	96.6	△ 5.8	118.3	12.0	106.6	△ 6.0
3月	105.6	4.6	101.0	△ 3.1	104.1	3.5	99.7	△ 3.3	128.6	19.1	112.7	△ 2.4
4月	105.6	3.1	106.7	0.6	104.9	1.6	106.5	0.0	116.0	29.6	108.0	6.8
5月	97.2	7.8	91.9	5.5	96.3	5.6	91.4	3.2	110.3	50.1	96.2	32.1
6月	105.8	4.5	106.0	7.8	104.9	2.2	105.9	6.1	119.5	50.7	108.7	28.4
7月	106.4	2.5	104.6	2.9	104.6	0.2	104.3	1.3	132.1	38.6	108.0	21.8
8月	98.0	2.3	91.3	1.3	96.3	0.9	90.9	0.9	121.7	21.8	94.3	4.6
9月	105.8	4.8	101.6	1.5	103.8	3.1	101.1	0.7	136.6	29.3	107.3	9.1
10月	106.6	2.4	103.7	△ 0.2	104.5	0.7	102.9	△ 1.3	135.6	24.3	111.5	11.0
11月	107.4	5.1	104.7	0.0	105.6	4.1	104.5	0.2	135.6	20.5	106.6	△ 1.9
12月	105.0	3.3	101.8	△ 2.3	103.4	2.5	102.3	△ 1.0	128.6	14.3	97.6	△ 12.9
令和4年 1月	97.2	1.5	91.8	△ 1.3	95.6	1.5	90.6	△ 1.7	120.7	2.0	102.8	1.0
2月	98.1	1.2	98.1	0.6	96.5	1.0	97.0	0.4	121.8	3.0	108.3	1.6
3月	104.0	△ 1.5	101.9	0.9	102.0	△ 2.0	100.5	0.8	134.5	4.6	115.2	2.2
4月	105.7	0.1	105.0	△ 1.6	103.6	△ 1.2	104.0	△ 2.3	136.8	17.9	113.8	5.4
5月	98.0	0.8	91.8	△ 0.1	96.3	0.0	90.4	△ 1.1	123.0	11.5	104.8	8.9
6月	107.3	1.4	107.1	1.0	105.5	0.6	106.3	0.4	134.5	12.6	114.5	5.3
7月	103.8	△ 2.4	104.1	△ 0.5	101.8	△ 2.7	102.5	△ 1.7	133.3	0.9	120.0	11.1
8月	98.9	0.9	96.1	5.3	97.0	0.7	93.8	3.2	126.4	3.9	118.6	25.8
9月	102.6	△ 3.0	101.0	△ 0.6	100.5	△ 3.2	98.9	△ 2.2	134.5	△ 1.5	121.4	13.1
10月	102.4	△ 3.9	101.2	△ 2.4	100.2	△ 4.1	98.7	△ 4.1	135.6	0.0	124.8	11.9

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間			
	調査産業計		製造業		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
平成27年	105.4	△ 1.6	104.9	△ 0.4	104.7	△ 2.0	103.7	△ 1.7	114.6	1.3	115.5	10.2
28年	105.5	0.1	104.5	△ 0.4	105.0	0.3	103.5	△ 0.2	113.0	△ 1.4	112.8	△ 2.3
29年	106.7	1.2	105.5	0.9	105.5	0.4	103.7	0.2	121.6	7.6	120.9	7.3
30年	105.6	△ 1.1	106.8	1.3	104.0	△ 1.3	104.6	0.8	124.8	2.6	126.1	4.3
令和元年	103.2	△ 2.3	103.1	△ 3.5	101.8	△ 2.2	101.8	△ 2.6	119.5	△ 4.2	113.9	△ 9.6
2年	100.0	△ 3.1	100.0	△ 3.0	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.8	100.0	△ 16.3	100.0	△ 12.3
3年	102.0	2.0	100.7	0.7	101.3	1.3	99.4	△ 0.5	110.8	10.8	111.5	11.5
令和2年 10月	104.2	△ 1.0	104.3	△ 0.8	104.3	0.0	104.5	0.1	104.2	△ 10.6	102.2	△ 8.7
11月	101.9	△ 3.0	103.9	△ 3.0	101.6	△ 2.5	103.4	△ 2.6	106.1	△ 8.9	108.2	△ 6.3
12月	101.3	△ 1.9	103.1	0.0	100.7	△ 1.5	102.0	△ 0.2	108.0	△ 5.8	113.0	1.7
令和3年 1月	97.3	△ 0.4	94.8	△ 0.8	96.6	△ 0.5	93.2	△ 1.4	106.1	1.0	108.2	4.7
2月	97.1	△ 1.9	97.9	△ 3.1	96.3	△ 1.8	96.1	△ 4.0	106.1	△ 3.4	112.5	3.4
3月	103.3	1.9	102.2	△ 1.6	102.5	2.1	100.1	△ 2.4	112.7	0.0	120.9	5.2
4月	107.4	3.6	108.0	1.2	107.0	2.8	107.0	△ 0.2	112.7	14.3	116.0	13.6
5月	98.2	6.2	93.3	4.0	97.8	4.4	92.2	1.0	103.3	32.9	102.2	34.1
6月	105.7	5.4	106.4	7.2	105.1	3.6	105.5	4.7	112.7	30.7	114.3	31.3
7月	104.1	1.3	105.1	2.6	103.4	△ 0.1	104.2	0.2	113.7	22.5	113.0	25.5
8月	97.3	1.9	90.9	0.5	96.4	1.2	89.7	△ 0.5	108.0	10.7	100.9	7.6
9月	101.7	1.9	100.2	0.6	100.7	1.1	98.8	△ 0.7	113.7	12.2	112.5	12.1
10月	104.3	0.1	103.4	△ 0.9	103.5	△ 0.8	101.7	△ 2.7	115.5	10.9	117.9	15.4
11月	104.9	2.9	104.7	0.8	104.1	2.5	103.5	0.1	114.6	8.0	114.9	6.2
12月	102.5	1.2	101.7	△ 1.4	101.8	1.0	101.2	△ 0.8	110.8	2.7	105.2	△ 6.9
令和4年 1月	96.4	△ 0.9	91.4	△ 3.6	94.9	△ 1.8	89.8	△ 3.6	115.1	8.5	105.5	△ 2.5
2月	95.8	△ 1.3	96.1	△ 1.8	94.3	△ 2.1	94.4	△ 1.8	115.1	8.5	111.5	△ 0.9
3月	103.1	△ 0.2	101.6	△ 0.6	101.4	△ 1.1	99.3	△ 0.8	124.5	10.5	121.8	0.7
4月	104.8	△ 2.4	104.5	△ 3.2	103.2	△ 3.6	103.1	△ 3.6	124.5	10.5	117.6	1.4
5月	96.8	△ 1.4	91.0	△ 2.5	95.2	△ 2.7	88.7	△ 3.8	116.0	12.3	111.5	9.1
6月	106.4	0.7	106.5	0.1	105.0	△ 0.1	104.8	△ 0.7	123.6	9.7	121.8	6.6
7月	103.5	△ 0.6	103.1	△ 1.9	101.6	△ 1.7	101.3	△ 2.8	126.4	11.2	120.0	6.2
8月	99.7	2.5	95.3	4.8	97.6	1.2	92.6	3.2	125.5	16.2	119.4	18.3
9月	101.6	△ 0.1	99.8	△ 0.4	99.5	△ 1.2	97.3	△ 1.5	128.3	12.8	122.4	8.8
10月	102.7	△ 1.5	99.8	△ 3.5	100.3	△ 3.1	96.9	△ 4.7	132.1	14.4	125.5	6.4

7. 常用雇用指数

(事業所規模 5 人以上)

(令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比
平成27年	96.0	2.6	106.7	2.2
28年	96.7	0.7	105.0	△ 1.6
29年	98.1	1.4	103.0	△ 1.9
30年	98.6	0.6	100.7	△ 2.2
令和元年	100.1	1.5	103.5	2.8
2年	100.0	△ 0.1	100.0	△ 3.4
3年	98.8	△ 1.2	93.6	△ 6.3
令和2年 10月	100.4	0.3	97.0	△ 5.6
11月	100.9	0.0	96.9	△ 5.1
12月	100.9	0.6	96.9	△ 3.6
令和3年 1月	102.1	1.6	100.1	△ 2.1
2月	100.6	1.6	95.7	△ 6.7
3月	100.2	2.0	95.8	△ 5.4
4月	100.5	△ 0.2	97.0	△ 5.7
5月	99.7	△ 0.2	94.6	△ 7.1
6月	99.1	0.4	94.6	△ 7.7
7月	99.2	△ 1.2	95.1	△ 3.7
8月	96.0	△ 4.2	87.1	△ 13.1
9月	97.9	△ 2.2	93.8	△ 3.5
10月	98.2	△ 2.2	93.8	△ 3.3
11月	96.2	△ 4.6	88.2	△ 8.9
12月	96.0	△ 4.8	87.9	△ 9.3
令和4年 1月	98.3	△ 3.7	95.4	△ 4.7
2月	98.5	△ 2.1	95.1	△ 0.6
3月	98.5	△ 1.7	95.9	0.1
4月	99.1	△ 1.4	95.9	△ 1.1
5月	99.2	△ 0.5	95.7	1.2
6月	98.6	△ 0.5	95.7	1.2
7月	98.3	△ 0.9	94.3	△ 0.8
8月	98.2	2.3	93.9	7.8
9月	98.5	0.6	93.8	0.0
10月	98.3	0.1	93.6	△ 0.2

(事業所規模30人以上)

(令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比
平成27年	104.5	2.1	107.2	2.8
28年	104.1	△ 0.4	104.3	△ 2.7
29年	104.3	0.2	103.1	△ 1.2
30年	102.5	△ 1.7	99.5	△ 3.5
令和元年	101.7	△ 0.8	102.2	2.7
2年	100.0	△ 1.6	100.0	△ 2.1
3年	97.5	△ 2.5	88.5	△ 11.4
令和2年 10月	99.5	△ 2.5	98.7	△ 3.3
11月	99.7	△ 2.3	98.7	△ 3.0
12月	99.5	△ 2.1	98.5	△ 2.0
令和3年 1月	100.9	0.2	97.3	△ 2.9
2月	98.5	△ 1.9	91.2	△ 9.6
3月	98.0	△ 1.5	91.4	△ 8.4
4月	99.1	△ 1.6	93.1	△ 8.3
5月	97.9	△ 2.3	90.0	△ 11.0
6月	98.1	△ 2.4	89.9	△ 11.0
7月	98.4	△ 2.0	89.8	△ 10.8
8月	93.9	△ 6.2	79.8	△ 20.3
9月	97.4	△ 1.7	88.1	△ 10.7
10月	97.6	△ 1.9	88.7	△ 10.1
11月	95.4	△ 4.3	81.7	△ 17.2
12月	95.2	△ 4.3	81.5	△ 17.3
令和4年 1月	98.8	△ 2.1	91.0	△ 6.5
2月	98.6	0.1	90.7	△ 0.5
3月	98.1	0.1	90.7	△ 0.8
4月	99.3	0.2	91.6	△ 1.6
5月	99.4	1.5	91.6	1.8
6月	99.7	1.6	91.6	1.9
7月	99.5	1.1	91.4	1.8
8月	99.4	5.9	91.2	14.3
9月	98.8	1.4	91.1	3.4
10月	98.7	1.1	91.1	2.7

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について

- (注意 1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。
平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから
共通事業所に限定した集計が可能となった。
- (注意 2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、
労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。
- (注意 3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列（すべての調査対象事業所のデータを用いて
作成した集計）に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

		賃金		(事業所規模 5 人以上)			
		現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
		調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和 2 年	11月	0.8	0.5	△ 0.4	△ 0.1	0.5	0.5
	12月	0.5	△ 1.7	0.8	2.0	1.6	2.3
令和 3 年	1 月	1.1	1.3	0.6	2.0	△ 0.3	1.5
	2 月	△ 0.8	△ 0.3	△ 1.1	0.3	△ 0.6	1.1
	3 月	2.2	1.3	0.8	0.6	0.9	0.5
	4 月	1.6	2.0	1.5	2.1	1.4	2.2
	5 月	3.6	△ 1.6	1.7	2.1	1.4	0.8
	6 月	△ 1.4	3.0	4.3	3.0	3.2	0.3
	7 月	△ 0.7	3.0	1.2	5.6	0.3	3.9
	8 月	2.1	5.2	1.8	4.0	1.5	2.0
	9 月	3.5	6.9	2.4	3.8	2.3	1.5
	10月	1.9	1.9	0.9	1.8	1.9	0.3
	11月	△ 4.3	△ 9.0	1.3	2.0	1.6	2.8
	12月	8.0	25.8	1.8	1.8	1.8	1.6
令和 4 年	1 月	3.7	7.9	0.9	1.6	1.3	1.8
	2 月	1.8	1.6	2.3	1.4	2.3	2.3
	3 月	0.8	2.0	1.9	0.9	1.2	0.4
	4 月	3.0	0.9	3.8	1.5	2.4	0.2
	5 月	△ 1.1	1.1	0.8	1.9	0.3	0.6
	6 月	5.9	8.3	△ 1.4	1.0	△ 1.7	△ 0.1
	7 月	7.9	12.1	3.9	9.0	3.9	9.4
	8 月	4.3	△ 0.8	4.8	3.3	4.8	2.9
	9 月	1.5	△ 1.1	1.7	0.6	1.2	0.1
	10月	0.7	0.2	1.5	1.1	1.1	0.7

		賃金		(事業所規模30人以上)			
		現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
		調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和 2 年	11月	0.6	0.7	0.1	0.1	0.5	0.5
	12月	△ 1.8	△ 2.3	0.6	1.9	0.8	2.1
令和 3 年	1 月	1.0	1.3	1.0	2.3	1.3	2.1
	2 月	0.3	△ 0.5	△ 0.3	0.1	0.3	0.9
	3 月	3.0	1.3	1.7	0.4	1.8	0.1
	4 月	0.3	2.6	0.7	2.7	1.0	2.9
	5 月	4.3	△ 2.7	2.6	1.3	1.6	△ 0.2
	6 月	1.5	2.0	5.7	2.9	4.1	0.0
	7 月	3.0	△ 0.8	1.9	3.0	0.4	0.4
	8 月	1.3	3.7	1.9	3.3	1.1	1.4
	9 月	3.1	6.1	1.9	3.2	0.7	0.8
	10月	3.3	1.9	1.4	1.8	0.7	0.2
	11月	△ 8.2	△ 10.6	2.0	1.4	2.0	2.4
	12月	14.4	27.0	1.3	0.9	0.3	0.6
令和 4 年	1 月	4.5	6.6	1.6	1.8	1.8	2.3
	2 月	0.6	1.4	1.7	1.3	1.7	2.5
	3 月	1.7	2.2	1.5	1.1	1.3	0.9
	4 月	1.8	1.6	1.8	1.8	1.0	0.1
	5 月	△ 0.7	0.6	1.9	1.7	1.5	0.2
	6 月	2.6	8.9	△ 1.1	1.1	△ 1.3	0.0
	7 月	6.5	11.8	3.8	10.6	4.1	11.4
	8 月	3.0	0.0	3.2	1.6	3.0	1.8
	9 月	2.5	△ 0.6	2.3	1.0	1.8	0.1
	10月	0.5	0.3	1.5	0.8	1.3	0.5

労働時間

(事業所規模5人以上)

		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
		調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和2年	11月	△ 2.5	△ 2.4	△ 2.0	△ 1.2	△ 9.3	△ 12.3
	12月	△ 1.4	△ 1.9	△ 0.9	△ 1.4	△ 8.6	△ 6.1
令和3年	1月	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5	△ 1.9	1.4
	2月	△ 4.9	△ 3.9	△ 4.4	△ 4.0	△ 11.0	△ 3.2
	3月	△ 0.3	1.0	0.5	1.3	△ 9.9	△ 1.2
	4月	2.9	2.8	2.2	2.1	11.8	9.1
	5月	3.8	7.3	3.2	4.8	13.5	37.5
	6月	2.6	8.7	1.7	7.0	18.7	28.0
	7月	△ 1.8	3.8	△ 3.1	1.4	17.3	28.4
	8月	△ 1.9	1.5	△ 2.4	△ 0.6	5.6	24.0
	9月	△ 1.5	0.8	△ 2.1	△ 0.6	5.6	14.7
	10月	△ 4.1	△ 3.2	△ 4.6	△ 4.6	1.8	11.0
	11月	0.9	0.6	0.1	△ 0.5	11.0	11.5
	12月	△ 0.2	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	5.3	△ 1.4
令和4年	1月	1.4	1.3	1.1	1.0	5.9	3.5
	2月	△ 0.1	1.3	△ 0.2	1.0	1.9	4.0
	3月	△ 2.1	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.7	3.3	△ 0.6
	4月	0.5	△ 2.3	△ 0.5	△ 3.4	13.0	10.0
	5月	0.7	△ 0.7	0.1	△ 2.0	8.0	10.1
	6月	△ 0.5	0.1	△ 0.5	△ 0.3	0.0	4.1
	7月	0.8	△ 1.2	0.6	△ 1.3	2.9	0.0
	8月	3.9	3.4	3.8	3.6	5.1	2.1
	9月	0.9	△ 0.5	△ 0.1	△ 1.7	12.6	12.6
	10月	△ 1.2	△ 1.5	△ 1.9	△ 2.1	7.1	3.8

(事業所規模30人以上)

		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
		調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和2年	11月	△ 1.8	△ 1.4	△ 1.3	△ 0.6	△ 6.9	△ 8.2
	12月	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.7	△ 2.6	△ 2.2
令和3年	1月	△ 1.5	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.3	1.2
	2月	△ 3.5	△ 3.1	△ 3.0	△ 2.9	△ 9.1	△ 4.3
	3月	1.9	1.5	2.3	1.4	△ 2.5	2.7
	4月	1.0	4.2	1.0	4.0	2.2	5.6
	5月	5.0	5.9	3.4	3.0	28.9	36.7
	6月	3.6	6.0	2.3	4.2	22.6	23.5
	7月	0.1	2.8	△ 1.1	0.5	16.5	23.9
	8月	1.0	3.1	0.3	1.1	8.8	20.1
	9月	0.8	2.2	△ 0.2	0.7	11.8	14.7
	10月	△ 1.2	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.7	9.1	11.5
	11月	2.5	2.0	1.7	1.0	11.8	11.0
	12月	1.3	0.6	0.8	0.7	7.8	△ 0.6
令和4年	1月	1.0	0.7	0.6	0.5	5.6	2.4
	2月	△ 0.7	0.0	△ 1.0	0.1	1.8	△ 0.5
	3月	0.2	△ 1.5	0.2	△ 1.1	0.0	△ 4.0
	4月	△ 1.7	△ 2.4	△ 2.5	△ 3.8	7.9	9.9
	5月	0.5	△ 0.6	△ 0.2	△ 1.9	7.9	8.4
	6月	1.8	0.5	1.8	0.0	1.7	4.2
	7月	0.1	△ 1.6	△ 0.1	△ 1.7	2.6	△ 0.6
	8月	3.1	3.1	2.8	3.3	5.9	2.3
	9月	2.0	1.3	0.7	△ 0.9	17.6	21.2
	10月	△ 0.6	△ 2.8	△ 1.6	△ 4.0	10.2	6.1

3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明

根拠	統計法（基幹統計）	
目的	山梨県における $\left\{ \begin{array}{l} ①賃金 \\ ②労働時間 \\ ③雇用 \end{array} \right\}$ の動きを毎月明らかにすること。	
調査対象	日本標準産業分類に定める16大産業に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から抽出された県内約550事業所。	
主要調査 事項の 定義	現金給与総額	賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対価として労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額。
	きまって支給する給与	労働契約・団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与も含む。
	所定内給与	きまって支給する給与のうち、超過労働給与を除いた給与のことである。
	超過労働給与	所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
	特別に支払われた給与	夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、3か月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与並びにあらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給事由の発生が不確定な給与等のことである。
	総実労働時間	調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。
	所定内労働時間	事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
	所定外労働時間	早出、残業、休日出勤等における実労働時間数のことである。
	出勤日数	調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。
	常用労働者	① 期間を定めずに雇われている者 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者 のいずれかに該当する者のことである。
	一般労働者	「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことである。
	パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者 のいずれかに該当する者のことである。
結果の算定	この調査による結果の数値は、調査対象事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上の調査産業に属するすべての事業所に対応するよう復元された数値である。	
名目と実質	実質賃金指数は、物価変動による影響を除去するため、名目賃金指数を甲府市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。消費者物価指数は、令和4年1月分結果から令和2年基準を使用している。	
抽出替え	この調査は、標本調査であることから、絶えず変動する事業所の母集団の実態を正しく把握するため、標本（調査対象事業所）の入れ替えを以下の通り行っている。 事業所規模30人以上の事業所は、経済センサス基礎調査によって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団として、毎年1月分調査時に調査対象事業所の一部を入れ替えて調査を実施している。 事業所規模5～29人の事業所については、指定調査区全体を3グループに分け、各グループを半年ずつずらして18か月交替のローテーションを組んで実施している。1月分及び7月分調査において、指定調査区の3グループのうち1グループについて交替している。	

4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～

指数及び
指 数 の
改 訂

令和4年1月分確報結果から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
また、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については、指数を作成していない。
なお、調査時点の賃金、労働時間及び常用労働者等の実数値については、原則として改訂を行わないこととしている。

増減率
の算出

対前年同月比等の増減率は、原則として指数により算出している。従って、指数の改訂が行われた場合、増減率も改訂されることがある。また、指数を元に算出していることから、公表している増減率は実数値から算出した増減率と必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。
なお、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については指数を作成していないため、実数値（ギャップ修正があった場合は指数に合わせて修正した数値）を利用して増減率を算出している。

基準時
の変更

指数の基準時は、原則として西暦年の末尾が0又は5の付く年としており、概ね5年ごとに基準時の更新を行っている。基準時の更新においては、作成している指数は全期間にわたって改訂を行うこととしているが、増減率については、実質賃金指数を除き、改訂は行わない。

ギャップ
修 正

平成30年から、調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に変更された。平成30年1月分調査の部分入替え方式導入以降は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきた指数の遡及改訂（ギャップ修正）は行わない。常用雇用指数については、従来どおり、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、全国調査、地方調査とともにこれを労働者数推計のベンチマークとすることに伴うギャップ修正を実施した。

平成29年までは、調査対象事業所が変わった場合、調査結果に時系列的な断層が生じるおそれがあることから、概ね3年ごとに行う事業所規模30人以上の調査対象事業所の入れ替え（抽出替え）に併せ、調査結果を時系列的利用に供する目的で算出する指数についてはギャップ修正を実施しており、最近では令和2年1月分調査における抽出替えに併せてギャップ修正を実施した。

このギャップ修正により指数を改定した遡及期間は、次のとおりである。

項目	遡及期間
現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月
労働時間指数	〃

(※) 入職率、離職率及びパートタイム労働者比率については、抽出替えに伴うギャップ修正を行っていない。

(※) 令和2年1月分調査におけるギャップ修正においては、指数の改訂に伴い増減率についても改訂を行った。増減率を改定した遡及期間は、指数を改定した遡及期間と同じである。

調査結果
の公表

及 び

産業分類
の改訂

毎月勤労統計調査地方調査においては、平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行うこととしている。

このことにより、当調査の表章産業は下表のとおり変更される。

従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3％以内に収まる対応（下表の「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応）を単純に接続させることとしている。

新産業分類（H22.1～）		旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21.12）	
T L	調査産業計	○	公表	T L	調査産業計
C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D	鉱業
D	建設業	◎	公表	E	建設業
E	製造業	◎	公表	F	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業	▲	公表	H	情報通信業
H	運輸業、郵便業	▲	公表	I	運輸業
I	卸売業、小売業	▲	公表	J	卸売・小売業
J	金融業、保険業	◎	公表	K	金融・保険業
K	不動産業、物品賃貸業	×	公表	L	不動産業
L	学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M	飲食店、宿泊業
N	生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）
O	教育、学習支援業	▲	公表	O	教育、学習支援業
P	医療、福祉	○	公表	N	医療、福祉
Q	複合サービス事業	▲	公表	P	複合サービス事業
R	サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q	サービス業（他に分類されないもの）

(※) 「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。記号の見方は、以下のとおりである。

◎：新旧で完全に接続



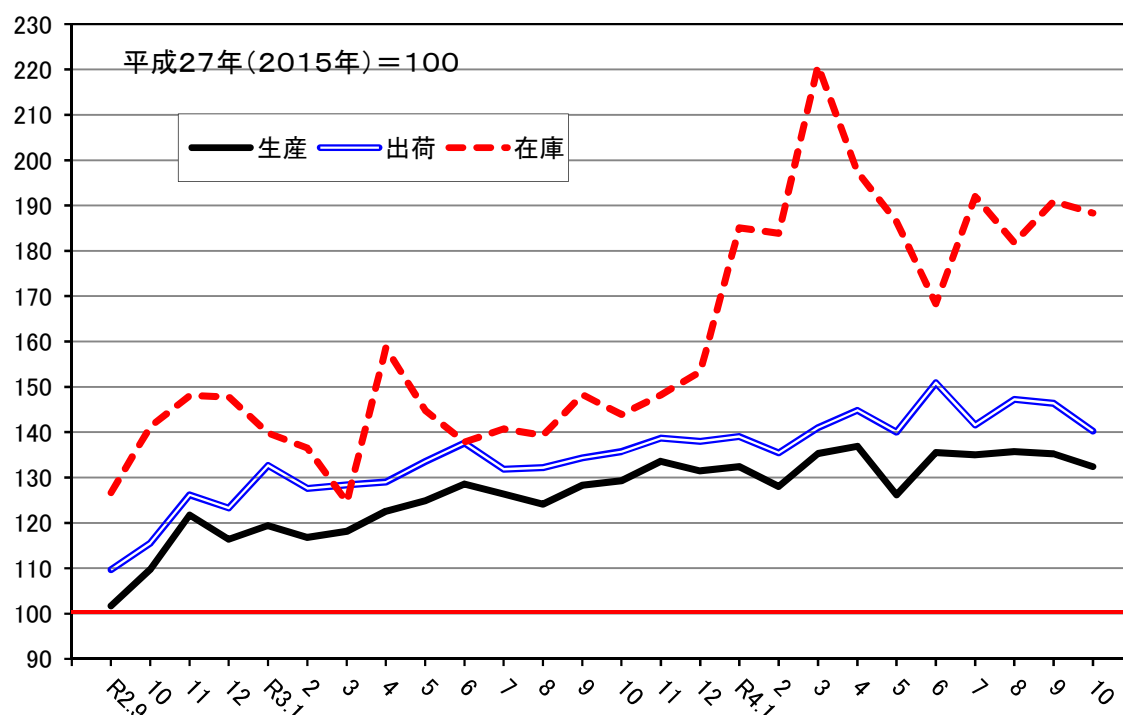
山 梨 県 鉱 工 業 指 数

令和4年（2022年）10月分

平成27年（2015年）基準

～生産が前月比△2.1%の低下、出荷が△4.2%の低下、在庫が△1.4%の低下～

生産・出荷・在庫の推移(季節調整済指数)



山梨県 県民生活部 統計調査課

< 問い合わせ先 >

調査第二担当

電話 : 055-223-1345

FAX : 055-223-1347

E-Mail : toukei@pref.yamanashi.lg.jp

HP : https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/index.html

目 次

1 当月の概況	1
(1) 生産の動向	2
(2) 出荷の動向	6
(3) 在庫の動向	8
2 特殊分類の推移	9
3 全国との比較	10
○ 統計表	
生産指数(業種分類)	12
出荷指数(業種分類)	14
在庫指数(業種分類)	16
生産指数(特殊分類)	18
出荷指数(特殊分類)	19
在庫指数(特殊分類)	20
〈参考〉 四半期データの推移	21
○ 利用にあたって	22

1. 当月の概況

平成27年（2015年）＝100

区 分		季節調整済 指 数	前 月 比 (%)	原 指 数	前 年 同 月 比 (%)
鋳 工 業	生 産	132.4	△ 2.1	132.1	1.5
	出 荷	140.2	△ 4.2	141.1	2.0
	在 庫	188.3	△ 1.4	200.5	30.9

※季節調整済指数とは、原指数から景気の動向とは関係ない季節的変動要素を調整した指数。

※前月比は、季節調整済指数を使用し、前年同月比は、原指数を使用して計算している。

生 産・・・132.4で前月比△2.1%の低下、前年同月比1.5%の上昇

前月比は2か月連続の低下、前年同月比は25か月連続の上昇

出 荷・・・140.2で前月比△4.2%の低下、前年同月比2.0%の上昇

前月比は2か月連続の低下、前年同月比は25か月連続の上昇

在 庫・・・188.3で前月比△1.4%の低下、前年同月比30.9%の上昇

前月比は2か月ぶりの低下、前年同月比は19か月連続の上昇

○全国の鋳工業指数

平成27年（2015年）＝100

区 分		季節調整済 指 数	前 月 比 (%)	原 指 数	前 年 同 月 比 (%)
鋳 工 業	生 産	95.3	△ 3.2	95.6	3.0
	出 荷	93.5	△ 1.7	93.8	4.1
	在 庫	103.3	△ 0.5	103.0	5.0

※経済産業省：鋳工業指数（生産・出荷・在庫指数）確報

(1) 生産の動向

生産指数は132.4で前月比△2.1%の低下、前年同月比1.5%の上昇

業種別にみると、食料品工業、窯業・土石製品工業、業務用機械工業等の7業種が上昇し、生産用機械工業、電子部品・デバイス工業、電気機械工業等の9業種が低下した。

(秘匿を除く)

○上昇した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
食 料 品 工 業	9.4	1.46	ビスケット類製造業 など 蒸留酒・混成酒製造業
窯 業 ・ 土 石 製 品 工 業	4.8	0.16	その他のガラス・同製品製造業
業 務 用 機 械 工 業	6.8	0.14	医療用機器製造業 など 精密測定器製造業

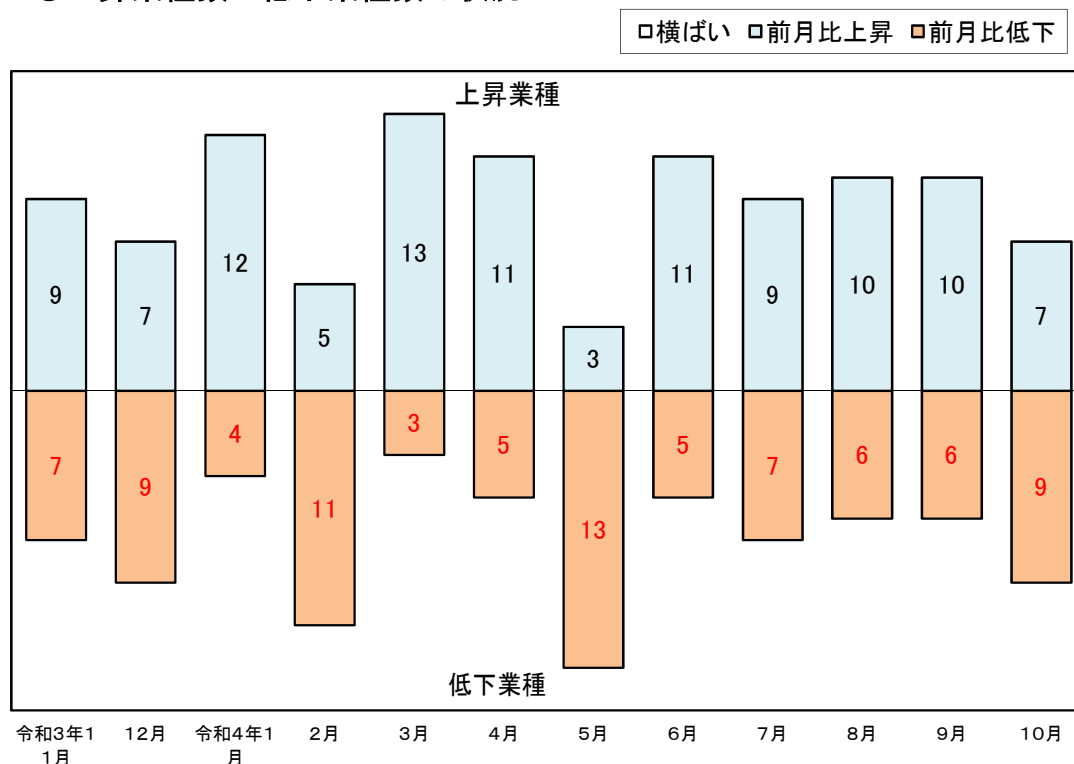
○低下した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
生 産 用 機 械 工 業	△ 2.7	△ 0.81	半導体製造装置製造業 など プラスチック加工機械製造業
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	△ 9.1	△ 0.73	半導体素子製造業 など その他の電子部品・デバイス製造業
電 気 機 械 工 業	△ 2.5	△ 0.51	その他の電子応用装置製造業 など 電力開閉装置製造業

◎対前月比の動向(生産)

業種	令和3年		令和4年									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
鉄鋼業	△ 2.9	△ 3.3	1.8	△ 1.1	12.2	11.3	△ 16.1	3.4	10.5	△ 6.0	10.1	△ 2.8
非鉄金属工業	3.0	△ 2.7	9.1	△ 8.0	3.4	5.9	△ 20.7	14.5	△ 6.3	3.5	2.6	9.8
金属製品工業	4.9	△ 3.3	4.4	1.7	10.2	△ 9.9	△ 4.4	△ 7.9	△ 29.9	△ 10.2	4.6	△ 2.3
汎用機械工業	△ 1.0	△ 2.1	△ 6.2	6.6	6.1	△ 2.4	△ 15.4	15.3	0.3	4.9	△ 5.1	2.6
業務用機械工業	4.6	△ 7.5	△ 3.7	△ 1.4	10.9	△ 36.0	22.0	△ 11.3	19.8	38.6	△ 26.4	6.8
生産用機械工業	6.5	△ 1.5	0.1	△ 3.2	0.4	6.5	△ 3.7	9.9	3.2	0.1	△ 3.3	△ 2.7
電子部品・デバイス工業	4.4	△ 4.6	4.2	△ 4.7	7.9	1.4	△ 12.1	16.8	△ 29.0	4.4	3.3	△ 9.1
電気機械工業	0.2	1.1	△ 2.9	△ 11.9	21.0	0.3	△ 28.0	28.1	12.2	4.4	△ 4.1	△ 2.5
情報通信機械工業	△ 7.6	5.8	12.5	△ 15.6	5.9	19.6	△ 15.4	10.4	7.9	6.3	0.9	△ 4.1
輸送機械工業	7.1	4.8	2.0	△ 14.5	18.9	2.7	△ 3.0	0.7	16.1	△ 4.2	△ 7.6	6.2
窯業・土石製品工業	△ 4.9	△ 1.4	7.1	△ 16.0	12.5	14.8	△ 12.2	26.4	0.8	2.2	△ 11.3	4.8
プラスチック製品工業	3.2	△ 6.5	3.9	7.0	13.0	△ 15.2	△ 11.2	12.3	2.5	△ 11.9	8.6	△ 6.9
紙・紙加工品工業	△ 10.5	8.9	8.7	△ 2.0	△ 2.3	5.9	△ 1.9	△ 1.4	△ 6.4	2.4	2.6	△ 10.0
繊維工業	△ 5.3	3.4	7.5	△ 12.5	△ 4.3	7.4	2.6	△ 4.1	△ 8.2	6.0	5.1	2.3
食料品工業	0.3	1.8	0.8	2.9	△ 7.8	△ 2.1	△ 0.1	7.9	△ 2.3	△ 0.7	1.2	9.4
その他製品工業	△ 3.3	13.9	△ 12.4	8.2	0.5	28.3	5.0	△ 10.8	△ 21.9	△ 10.8	5.7	△ 4.6
前月比上昇の業種数	9	7	12	5	13	11	3	11	9	10	10	7
前月比低下の業種数	7	9	4	11	3	5	13	5	7	6	6	9
前月比横ばいの業種数												

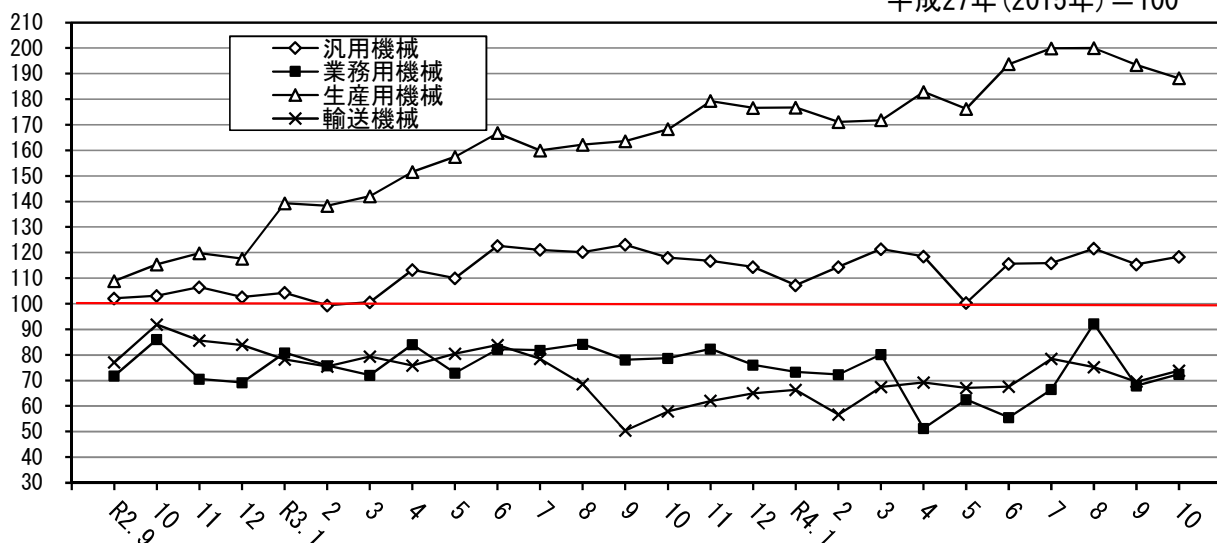
○上昇業種数・低下業種数の状況



◎主要産業の生産動向（季節調整済指数）

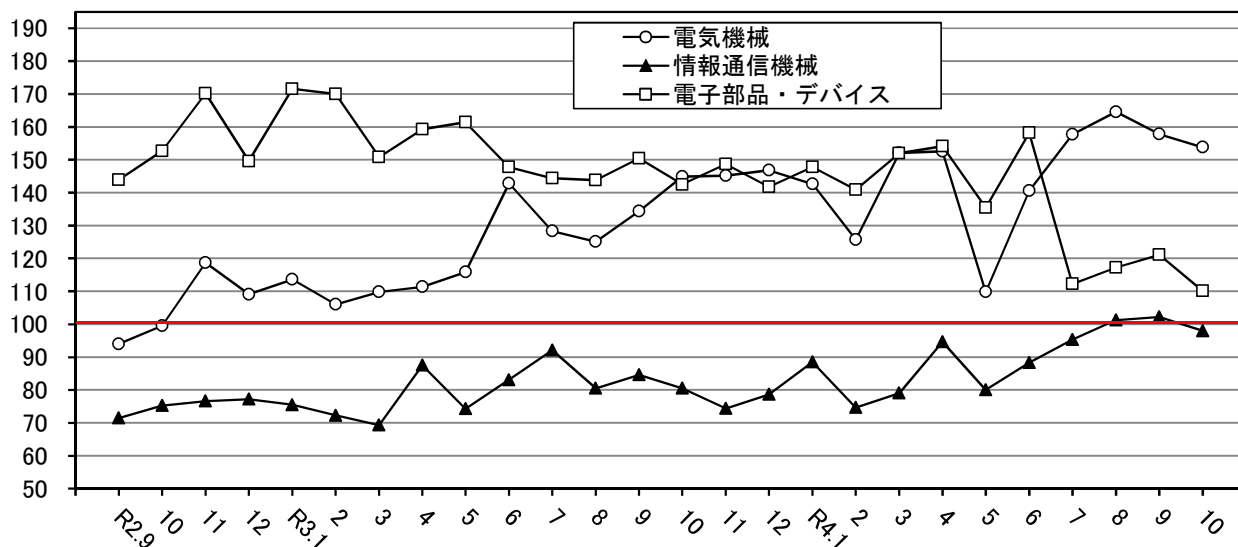
○汎用機械、業務用機械、生産用機械、輸送機械

平成27年(2015年) = 100



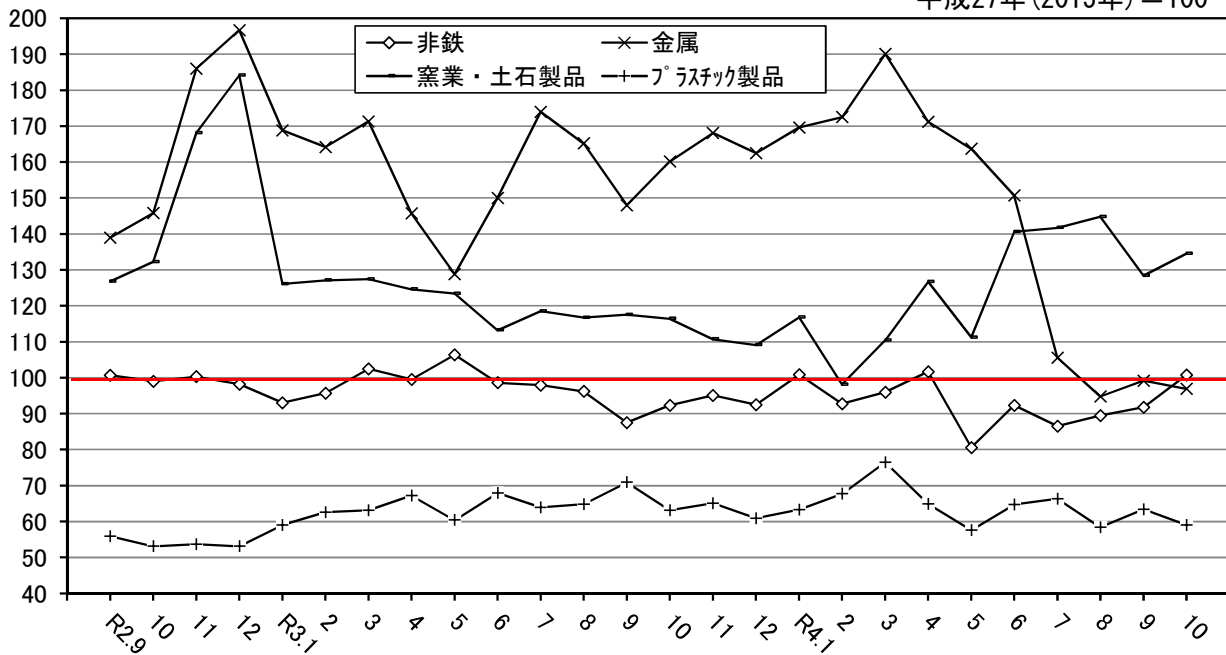
○電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス

平成27年(2015年) = 100



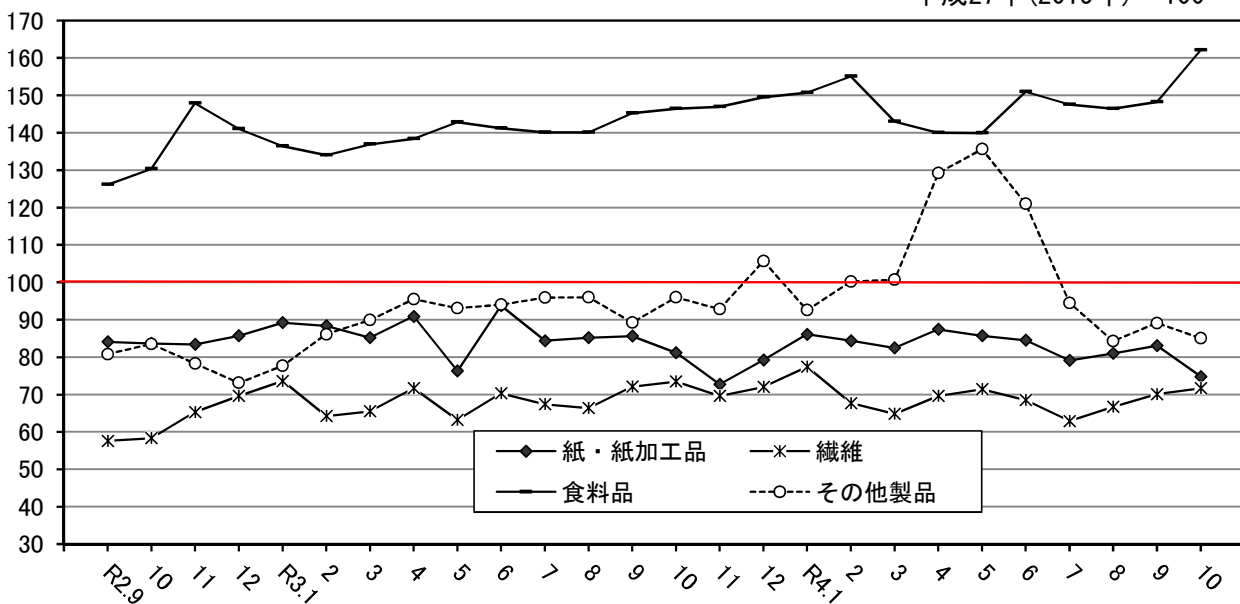
○非鉄、金属、窯業・土石製品、プラスチック製品

平成27年(2015年) = 100



○紙・紙加工品、繊維、食料品、その他製品

平成27年(2015年) = 100



(2) 出荷の動向

出荷指数は140.2で前月比△4.2%の低下、前年同月比2.0%の上昇

業種別にみると、食料品工業、非鉄金属工業、窯業・土石製品工業等の6業種が上昇し、生産用機械工業、情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業等の10業種が低下した。

(秘匿を除く)

○上昇した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
食 料 品 工 業	9.9	1.39	ビスケット類製造業 など 生菓子製造業
非 鉄 金 属 工 業	7.7	0.11	電線・ケーブル製造業 アルミニウムダイカスト製造業
窯 業 ・ 土 石 製 品 工 業	3.1	0.07	その他のガラス・同製品製造業

○低下した主な業種

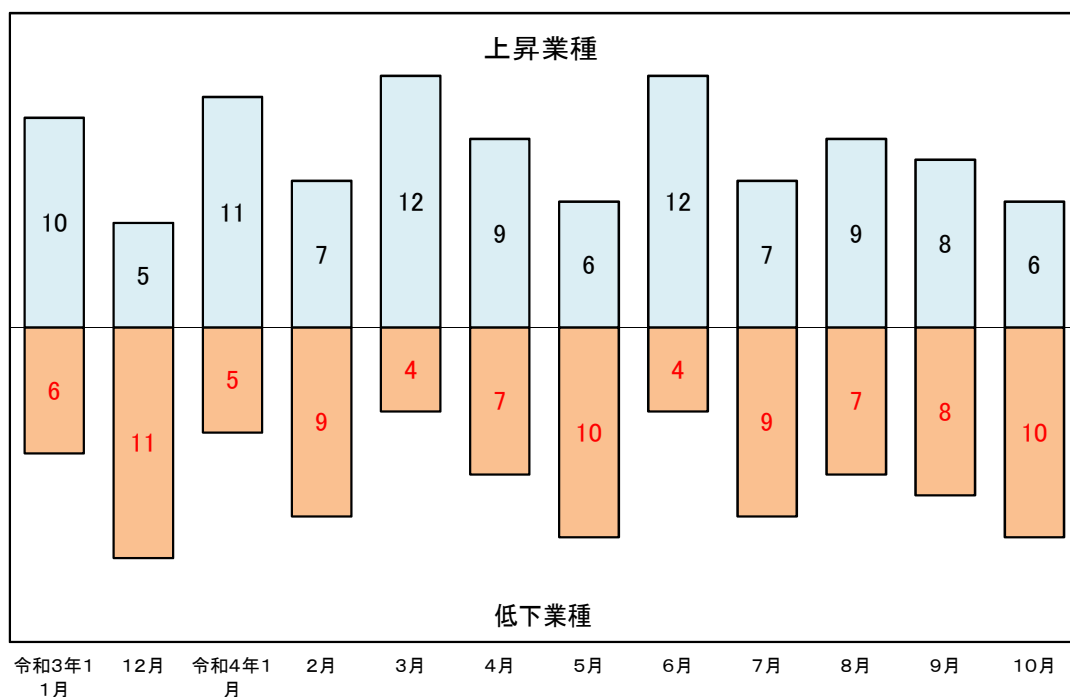
業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
生 産 用 機 械 工 業	△ 5.9	△ 2.38	半導体製造装置製造業 など フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
情 報 通 信 機 械 工 業	△ 15.7	△ 0.75	電子計算機製造業
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	△ 4.2	△ 0.39	半導体素子製造業 など 電子回路基板製造業

◎対前月比の動向(出荷)

業種	令和3年			令和4年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	10月
鉄鋼業	△ 2.0	△ 3.9	1.1	△ 0.3	13.3	8.8	△ 14.8	3.3	9.0	△ 5.1	9.8	△ 2.0
非鉄金属工業	2.6	△ 2.0	8.3	△ 8.0	5.0	5.3	△ 20.0	14.5	△ 7.1	5.1	2.4	7.7
金属製品工業	3.2	△ 5.5	6.1	4.4	7.6	△ 7.2	△ 6.2	△ 4.9	△ 27.1	△ 12.9	9.0	△ 5.3
汎用機械工業	△ 1.0	△ 2.9	△ 5.3	6.5	5.6	△ 2.5	△ 16.5	17.5	0.3	4.6	△ 5.1	0.4
業務用機械工業	5.6	△ 6.6	10.5	△ 11.6	14.9	△ 36.7	27.6	△ 21.2	26.5	16.1	△ 12.9	△ 1.1
生産用機械工業	1.5	△ 0.3	2.4	△ 5.2	△ 2.3	8.7	△ 1.4	11.2	3.0	2.9	△ 0.3	△ 5.9
電子部品・デバイス工業	6.3	△ 7.9	△ 0.8	1.0	3.4	24.6	△ 19.3	18.5	△ 39.3	18.2	△ 7.6	△ 4.2
電気機械工業	△ 1.7	△ 3.0	1.3	△ 14.0	17.7	3.3	△ 22.3	20.5	9.2	0.7	△ 0.7	△ 0.3
情報通信機械工業	17.5	△ 3.2	4.9	△ 16.7	15.2	△ 1.9	31.0	△ 6.5	△ 4.9	17.9	1.5	△ 15.7
輸送機械工業	6.6	2.1	2.5	△ 11.9	15.5	0.9	0.6	4.6	6.5	1.6	△ 8.1	2.1
窯業・土石製品工業	△ 9.5	△ 4.7	21.0	△ 18.7	17.2	△ 3.9	0.3	24.3	△ 1.3	△ 7.5	△ 4.1	3.1
プラスチック製品工業	0.8	△ 6.8	2.6	17.3	8.0	△ 12.3	△ 16.9	14.6	2.7	△ 7.6	△ 1.7	△ 1.3
紙・紙加工品工業	△ 4.3	7.6	5.1	△ 2.5	△ 3.9	14.5	△ 12.8	6.0	△ 7.6	△ 2.0	0.5	1.4
繊維工業	△ 9.3	21.5	△ 21.3	12.5	△ 1.3	2.0	△ 15.0	16.1	△ 23.2	23.2	4.5	△ 3.2
食料品工業	2.9	3.2	△ 6.4	5.6	△ 2.6	△ 4.1	0.2	4.0	△ 1.8	△ 0.8	4.0	9.9
その他製品工業	2.2	8.5	△ 7.7	3.1	5.8	17.1	2.9	△ 13.2	△ 18.9	△ 9.0	3.6	△ 4.8
前月比上昇の業種数	10	5	11	7	12	9	6	12	7	9	8	6
前月比低下の業種数	6	11	5	9	4	7	10	4	9	7	8	10
前月比横ばいの業種数												

○上昇業種数・低下業種数の状況

□横ばい □前月比上昇 ■前月比低下



(3) 在庫の動向

在庫指数は188.3で前月比△1.4%の低下、前年同月比30.9%の上昇

業種別にみると、業務用機械工業、繊維工業、生産用機械工業等の6業種が上昇し、電子部品・デバイス工業、食料品工業、金属製品工業等の4業種が低下した。

(秘匿を除く)

○上昇した主な業種

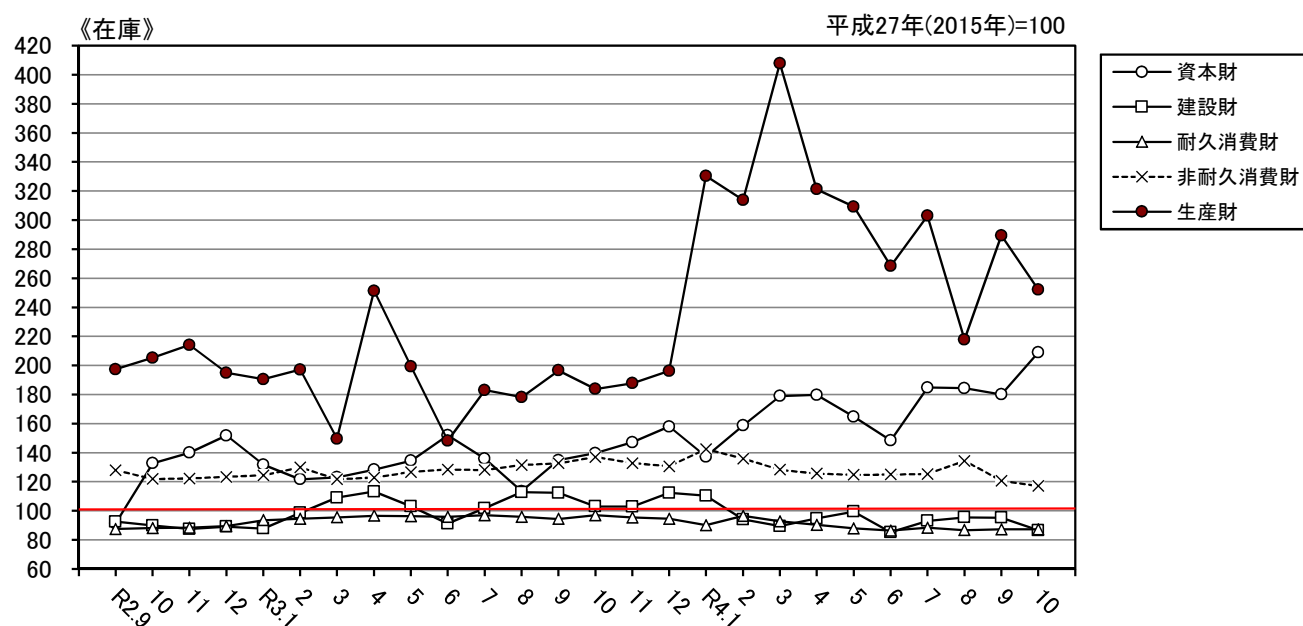
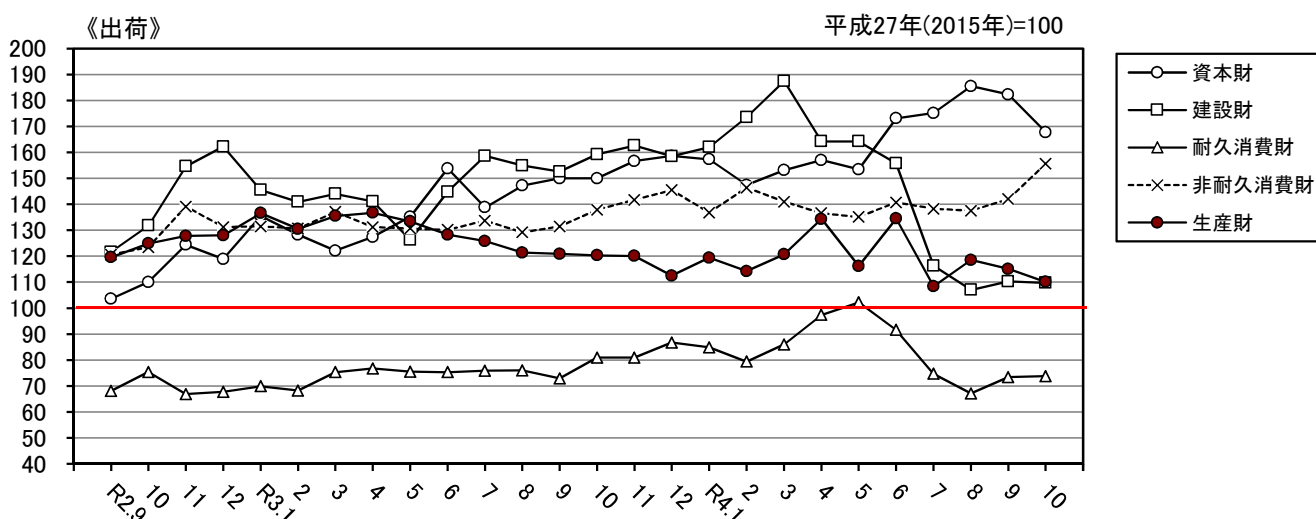
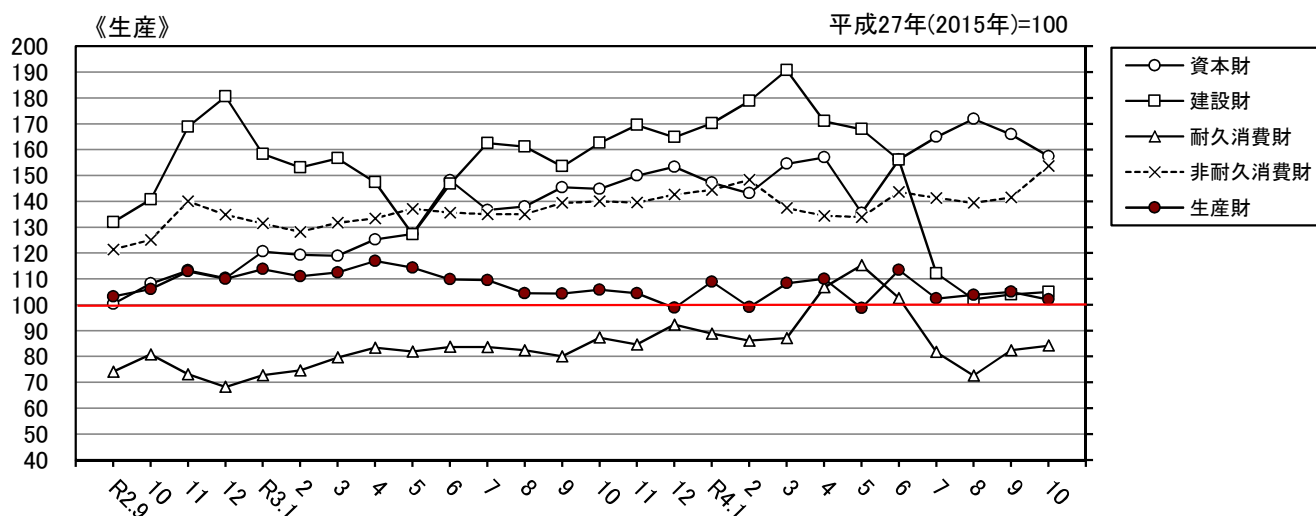
業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類	業 種
業 務 用 機 械 工 業	17.7	0.66	医療用機器製造業 複写機製造業	など
繊 維 工 業	3.8	0.20	絹・人絹織物業 外衣製造業	
生 産 用 機 械 工 業	1.2	0.12	半導体製造装置製造業 機械工具製造業	

○低下した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類	業 種
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	△ 25.6	△ 6.68	半導体素子製造業 電子回路基板製造業	など
食 料 品 工 業	△ 4.6	△ 0.35	清涼飲料製造業 めん類製造業	など
金 属 製 品 工 業	△ 2.1	△ 0.13	金属製スプリング製造業 その他の金物類製造業	

2. 特殊分類の推移

◎特殊分類【生産・出荷・在庫グラフ】（季節調整済指数）



3. 全国との比較

(1) 生産

平成27年(2015年) = 100

年	月	山 梨				全 国			
		季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月) 比	季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月) 比
H31(R1)年	—	—	—	109.2	△ 12.1	—	—	101.1	△ 3.0
R 2 年	—	—	—	104.9	△ 3.9	—	—	90.6	△ 10.4
R 3 年	—	—	—	125.4	19.5	—	—	95.7	5.6
R 3 年	9	128.3	3.4	128.1	21.9	89.9	△ 6.5	93.0	△ 2.5
	10	129.3	0.8	130.1	15.7	91.8	2.1	92.8	△ 4.3
	11	133.6	3.3	137.0	14.5	96.4	5.0	99.9	4.8
	12	131.5	△ 1.6	139.1	13.6	96.6	0.2	100.0	2.2
R 4 年	1	132.4	0.7	122.9	11.8	94.3	△ 2.4	87.7	△ 0.8
	2	128.0	△ 3.3	124.4	9.6	96.2	2.0	92.5	0.5
	3	135.3	5.7	149.9	13.6	96.5	0.3	107.1	△ 1.7
	4	136.9	1.2	136.8	10.0	95.1	△ 1.5	93.8	△ 4.9
	5	126.2	△ 7.8	118.4	2.6	88.0	△ 7.5	83.8	△ 3.1
	6	135.5	7.4	141.2	5.4	96.1	9.2	98.8	△ 2.8
	7	135.0	△ 0.4	134.5	6.1	96.9	0.8	98.0	△ 2.0
	8	135.7	0.5	126.5	11.0	100.2	3.4	91.5	5.8
	9	135.2	△ 0.4	135.0	5.4	98.5	△ 1.7	101.9	9.6
	10	132.4	△ 2.1	132.1	1.5	95.3	△ 3.2	95.6	3.0

(2) 出荷

平成27年(2015年) = 100

年	月	山 梨				全 国			
		季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月) 比	季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月) 比
H31(R1)年	—	—	—	112.6	△ 11.4	—	—	100.2	△ 2.7
R 2 年	—	—	—	110.9	△ 1.5	—	—	89.6	△ 10.6
R 3 年	—	—	—	133.3	20.2	—	—	93.7	4.6
R 3 年	9	134.4	1.7	135.5	19.8	86.9	△ 7.2	90.7	△ 4.6
	10	135.7	1.0	138.4	14.3	89.1	2.5	90.1	△ 5.9
	11	138.7	2.2	144.4	14.0	93.9	5.4	97.1	3.3
	12	138.0	△ 0.5	148.6	11.8	94.1	0.2	99.8	2.5
R 4 年	1	139.0	0.7	128.2	6.1	92.7	△ 1.5	85.8	△ 1.3
	2	135.4	△ 2.6	127.0	6.1	92.7	0.0	89.6	△ 1.5
	3	141.0	4.1	153.9	8.4	93.3	0.6	106.0	△ 2.4
	4	144.8	2.7	149.2	10.7	93.0	△ 0.3	90.9	△ 4.6
	5	140.0	△ 3.3	127.2	6.4	89.2	△ 4.1	81.3	△ 3.1
	6	150.9	7.8	153.9	9.7	93.7	5.0	95.7	△ 2.9
	7	141.6	△ 6.2	144.2	7.3	94.8	1.2	95.2	△ 2.1
	8	147.2	4.0	137.3	12.9	97.5	2.8	89.9	5.9
	9	146.4	△ 0.5	147.6	8.9	95.1	△ 2.5	99.2	9.4
	10	140.2	△ 4.2	141.1	2.0	93.5	△ 1.7	93.8	4.1

(3) 在庫

平成27年(2015年) = 100

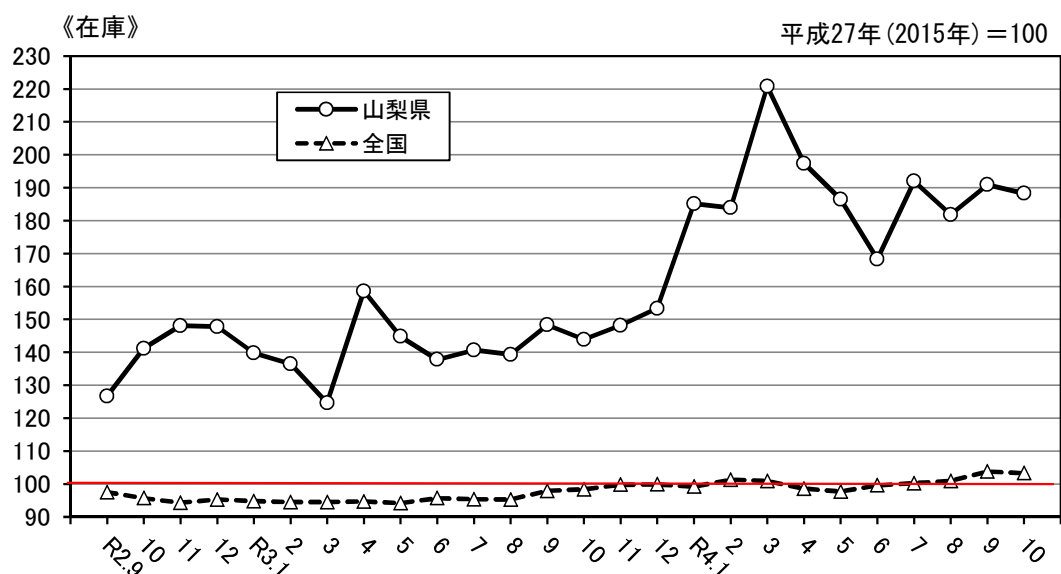
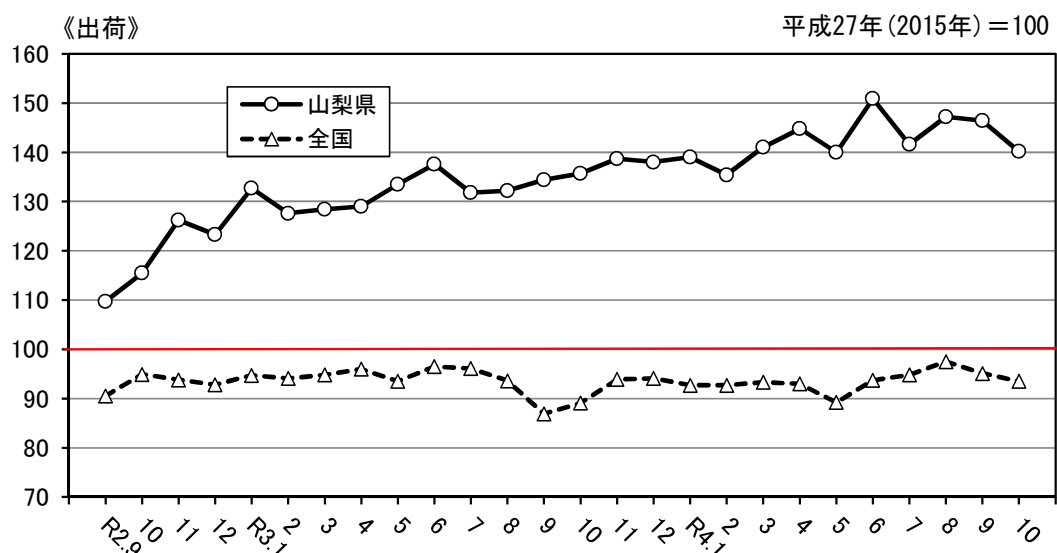
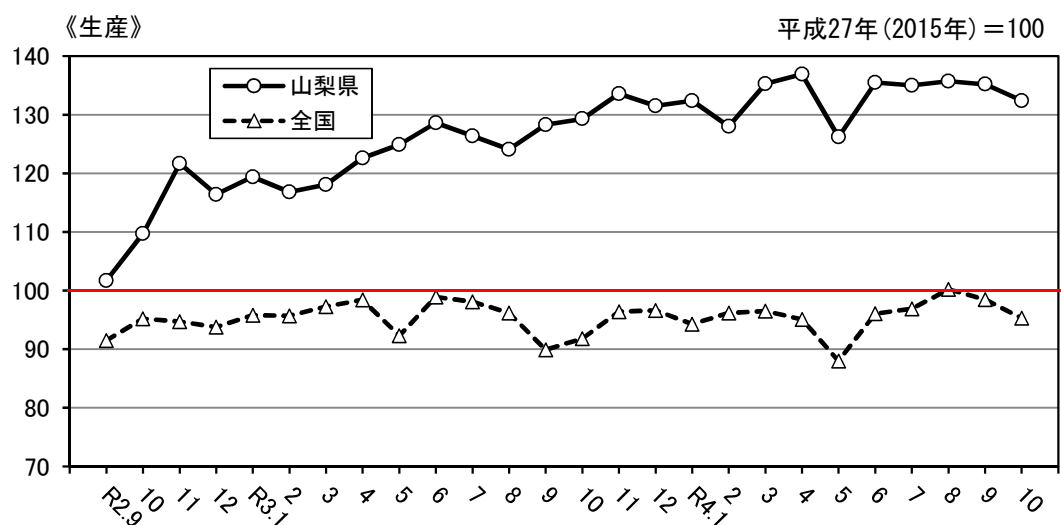
年	月	山 梨				全 国			
		季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月) 比	季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月) 比
H31(R1)年	—	—	—	122.3	△ 6.0	—	—	101.7	1.2
R 2 年	—	—	—	143.4	17.3	—	—	93.2	△ 8.4
R 3 年	—	—	—	154.7	7.9	—	—	97.8	4.9
R 3 年	9	148.3	6.5	150.2	17.0	97.9	2.7	97.1	0.4
	10	143.9	△ 3.0	153.2	1.6	98.4	0.5	98.1	2.1
	11	148.2	3.0	157.2	1.3	99.8	1.4	100.6	5.5
	12	153.3	3.4	154.7	7.9	99.9	0.1	97.8	4.9
R 4 年	1	185.1	20.7	168.9	32.4	99.2	△ 0.7	100.9	4.7
	2	183.9	△ 0.6	178.8	34.7	101.3	2.1	102.0	7.1
	3	220.8	20.1	212.6	77.2	100.9	△ 0.4	97.7	6.8
	4	197.4	△ 10.6	192.7	24.5	98.6	△ 2.3	97.3	4.1
	5	186.5	△ 5.5	181.8	28.8	97.7	△ 0.9	99.1	3.8
	6	168.3	△ 9.8	174.5	22.2	99.6	1.9	100.3	4.2
	7	192.0	14.1	190.7	36.5	100.2	0.6	101.4	5.1
	8	181.8	△ 5.3	186.3	30.5	100.9	0.7	102.1	5.9
	9	190.9	5.0	193.4	28.8	103.8	2.9	103.0	6.1
	10	188.3	△ 1.4	200.5	30.9	103.3	△ 0.5	103.0	5.0

①年別指数、前年比、前年同月比は原指数を用い、月別指数、前月比は季節調整済指数を用いている。

②在庫の年指数は年末値を用いている。

③全国の指数は、経済産業省大臣官房調査統計グループ「生産・出荷・在庫指数確報」による。

◎全国指数（季節調整済指数）のグラフ



1. 生産指数 (業種分類)

	鉱工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用・業務用機械工業	汎用機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	情報通信機械工業
ウェイト	10000.0	36.5	170.9	451.0	891.1	498.4	392.7	2074.7	881.9	1696.3	582.6
(原指数)											
H31 (R1) 年	109.2	101.1	104.0	139.3	126.1	139.5	109.1	106.0	139.1	95.3	87.8
R2 年	104.9	77.8	96.8	141.5	98.7	114.2	79.0	108.0	141.1	93.6	81.1
R3 年	125.4	83.0	96.4	159.7	98.6	113.8	79.3	158.6	152.4	127.2	79.0
R3 Ⅲ期	123.0	79.8	92.5	148.9	102.8	121.2	79.5	158.6	142.2	118.3	83.3
Ⅳ期	135.4	85.7	97.0	188.8	98.3	112.8	80.0	174.2	157.0	145.6	79.2
R4 Ⅰ期	132.4	84.7	96.8	191.1	96.9	116.6	71.8	171.9	146.3	148.5	82.2
Ⅱ期	132.1	89.2	89.1	136.9	89.8	113.8	59.5	189.1	141.5	139.6	86.1
Ⅲ期	132.0	89.0	88.1	91.4	97.4	116.6	73.0	193.9	114.5	146.4	97.7
R3 7	126.8	85.8	99.3	158.2	111.0	127.4	90.1	160.2	140.3	119.9	89.4
8	114.0	71.9	90.2	137.7	92.2	107.7	72.5	149.2	135.8	101.1	82.3
9	128.1	81.7	88.0	150.8	105.3	128.6	75.8	166.5	150.5	133.8	78.1
10	130.1	88.4	94.3	164.8	100.9	116.5	81.2	164.3	151.9	136.2	82.9
11	137.0	85.4	100.7	218.6	100.4	112.4	85.2	177.2	166.4	147.0	79.1
12	139.1	83.2	96.1	183.1	93.6	109.5	73.5	181.0	152.8	153.5	75.5
R4 1	122.9	77.2	97.6	170.0	86.6	101.6	67.5	161.9	154.5	129.9	90.4
2	124.4	78.4	91.7	184.7	95.3	117.1	67.8	164.4	122.2	135.5	72.5
3	149.9	98.5	101.0	218.5	108.7	131.2	80.2	189.3	162.1	180.2	83.6
4	136.8	98.1	99.5	138.3	89.7	114.4	58.4	189.8	155.5	151.3	89.3
5	118.4	77.4	77.7	130.8	81.3	100.4	57.0	173.8	121.7	111.8	86.1
6	141.2	92.0	90.1	141.7	98.5	126.5	63.0	203.7	147.2	155.7	82.9
7	134.5	93.7	87.0	91.7	98.4	118.6	72.7	198.9	110.2	144.9	97.9
8	126.5	79.2	85.1	81.3	97.3	110.6	80.3	186.1	112.1	137.2	100.8
9	135.0	94.0	92.3	101.1	96.4	120.5	65.9	196.8	121.2	157.1	94.4
10	132.1	96.7	102.4	101.4	99.0	118.4	74.5	182.8	114.7	142.6	97.9
前年 同月比	1.5	9.4	8.6 △	38.5 △	1.9 △	1.6 △	8.3 △	11.3 △	24.5 △	4.7	18.1

(季節調整済指数)

R3 Ⅲ期	126.3	85.7	93.9	162.4	103.8	121.5	81.4	161.9	146.2	129.3	85.7
Ⅳ期	131.5	81.6	93.3	163.6	98.4	116.4	79.0	174.7	144.3	145.6	77.9
R4 Ⅰ期	131.9	83.0	96.6	177.4	96.9	114.4	75.3	173.2	146.9	140.1	80.8
Ⅱ期	132.9	89.6	91.5	161.9	88.4	111.5	56.5	184.3	149.2	134.3	87.6
Ⅲ期	135.3	94.3	89.3	99.9	99.1	117.6	75.5	197.8	116.9	160.0	99.6
R3 7	126.4	88.0	97.9	174.0	103.1	121.1	81.8	160.0	144.4	128.3	92.1
8	124.1	83.5	96.2	165.2	105.6	120.2	84.2	162.2	143.8	125.1	80.5
9	128.3	85.5	87.5	148.0	102.8	123.1	78.1	163.6	150.4	134.4	84.6
10	129.3	84.1	92.3	160.2	99.2	118.0	78.7	168.3	142.5	144.9	80.5
11	133.6	81.7	95.1	168.1	100.7	116.8	82.3	179.3	148.7	145.2	74.4
12	131.5	79.0	92.5	162.5	95.4	114.4	76.1	176.6	141.8	146.8	78.7
R4 1	132.4	80.4	100.9	169.6	91.6	107.3	73.3	176.7	147.8	142.6	88.5
2	128.0	79.5	92.8	172.5	96.2	114.4	72.3	171.1	140.9	125.7	74.7
3	135.3	89.2	96.0	190.1	103.0	121.4	80.2	171.8	152.0	152.1	79.1
4	136.9	99.3	101.7	171.2	86.8	118.5	51.3	182.9	154.1	152.6	94.6
5	126.2	83.3	80.6	163.7	83.8	100.3	62.6	176.2	135.4	109.8	80.0
6	135.5	86.1	92.3	150.7	94.7	115.6	55.5	193.7	158.2	140.6	88.3
7	135.0	95.1	86.5	105.6	93.2	115.9	66.5	199.9	112.3	157.7	95.3
8	135.7	89.4	89.5	94.8	110.1	121.6	92.2	200.0	117.2	164.6	101.3
9	135.2	98.4	91.8	99.2	94.1	115.4	67.9	193.4	121.1	157.8	102.2
10	132.4	95.6	100.8	96.9	96.6	118.4	72.5	188.2	110.1	153.8	98.0

前月比 △ 2.1 △ 2.8 9.8 △ 2.3 2.7 2.6 6.8 △ 2.7 △ 9.1 △ 2.5 △ 4.1

平成27年(2015年) = 100

輸送機械工業	窯業・土石製品製造業	プラスチック製品製造業	紙・紙加工工業	繊維工業	食料品工業	その他工業				機械工業	参考 はん用・生産用・業務用・機械工業
							家具工業	木材・木製品工業	その他製品工業		
389.5	344.1	365.6	60.7	205.9	1400.2	449.0	63.7	46.5	338.8	6516.1	2965.8

85.8	107.8	96.9	94.1	92.1	117.5	99.2	×	×	103.9	107.6	112.0
76.5	134.8	58.5	87.5	62.0	124.3	74.5	×	×	75.0	103.2	105.2
70.9	119.2	64.3	84.5	69.2	141.5	87.6	×	×	92.7	129.0	140.6

63.2	116.0	65.4	90.1	64.1	144.6	87.0	×	×	90.9	125.8	141.9
68.6	119.2	68.6	76.7	81.6	148.8	102.1	×	×	109.1	139.2	151.4
64.9	107.8	64.4	80.2	68.7	142.4	93.3	×	×	100.3	137.6	149.4
61.3	120.8	63.2	86.0	65.4	145.4	103.8	×	×	114.3	139.4	159.3
72.0	136.5	61.6	86.5	61.9	151.0	85.2	×	×	88.3	141.7	164.9

80.6	118.8	62.4	89.6	63.4	153.1	84.4	×	×	86.8	129.2	145.4
57.7	110.8	58.8	86.9	56.8	138.9	80.1	×	×	83.0	115.6	132.1
51.4	118.5	74.9	93.9	72.0	141.9	96.6	×	×	103.0	132.7	148.1
62.7	121.9	68.3	81.8	82.0	144.2	106.7	×	×	117.1	133.3	145.3
69.6	121.1	72.1	70.0	78.7	137.9	95.9	×	×	96.6	142.2	154.1
73.6	114.7	65.5	78.3	84.0	164.4	103.7	×	×	113.7	142.2	154.8
63.9	109.6	55.1	71.6	70.2	120.3	89.5	×	×	96.7	130.0	139.3
57.9	95.5	61.8	77.5	66.5	141.7	92.4	×	×	98.0	127.1	143.7
72.8	118.4	76.3	91.5	69.4	165.3	98.1	×	×	106.1	155.8	165.1
65.1	126.6	68.2	87.8	68.6	146.9	104.9	×	×	119.3	145.0	159.7
52.4	101.9	53.7	82.9	61.2	135.6	103.6	×	×	113.0	122.9	146.0
66.3	133.8	67.8	87.3	66.5	153.6	102.9	×	×	110.6	150.2	172.1
80.9	142.5	63.6	83.6	58.7	161.0	85.5	×	×	87.7	143.0	168.7
64.2	137.6	54.4	84.8	56.9	147.0	73.6	×	×	74.3	136.3	159.4
70.9	129.5	66.9	91.1	70.0	144.9	96.4	×	×	102.8	145.8	166.6
78.5	140.2	63.4	73.6	80.9	157.7	93.9	×	×	99.3	137.8	157.6

25.2	15.0	△ 7.2	△ 10.0	△ 1.3	9.4	△ 12.0	×	×	△ 15.2	3.4	8.5
------	------	-------	--------	-------	-----	--------	---	---	--------	-----	-----

65.8	117.6	66.5	85.1	68.6	141.8	86.4	×	×	93.7	130.0	144.2
61.6	112.1	63.0	77.7	71.7	147.6	93.1	×	×	98.2	137.1	151.7
63.5	108.4	69.2	84.3	70.0	149.6	92.1	×	×	97.8	137.0	149.7
68.0	126.2	62.4	85.9	69.8	143.6	118.7	×	×	128.6	137.4	156.3
74.4	138.3	62.7	81.1	66.6	147.4	83.5	×	×	89.3	146.1	167.5

78.5	118.5	63.9	84.4	67.4	140.1	88.2	×	×	95.9	130.0	142.8
68.6	116.7	64.8	85.2	66.4	140.1	88.7	×	×	96.0	126.9	144.4
50.4	117.5	70.9	85.6	72.1	145.2	82.2	×	×	89.2	133.1	145.5
57.9	116.4	63.1	81.2	73.5	146.4	91.2	×	×	96.0	134.1	146.4
62.0	110.7	65.1	72.7	69.6	146.9	90.6	×	×	92.8	139.1	156.0
65.0	109.1	60.9	79.2	72.0	149.5	97.4	×	×	105.7	138.0	152.7
66.3	116.8	63.3	86.1	77.4	150.7	89.9	×	×	92.6	139.4	149.9
56.7	98.1	67.7	84.4	67.7	155.1	94.4	×	×	100.2	130.2	147.7
67.4	110.4	76.5	82.5	64.8	143.0	92.1	×	×	100.7	141.3	151.5
69.2	126.7	64.9	87.4	69.6	140.0	120.2	×	×	129.2	142.4	154.2
67.1	111.2	57.6	85.7	71.4	139.9	127.3	×	×	135.6	127.8	149.8
67.6	140.6	64.7	84.5	68.5	151.0	108.5	×	×	121.0	142.1	164.8
78.5	141.7	66.3	79.1	62.9	147.5	88.6	×	×	94.5	144.5	166.8
75.2	144.8	58.4	81.0	66.7	146.4	79.9	×	×	84.3	147.5	172.0
69.5	128.4	63.4	83.1	70.1	148.2	82.0	×	×	89.1	146.3	163.7
73.8	134.5	59.0	74.8	71.7	162.1	82.5	×	×	85.0	140.0	159.8

6.2	4.8	△ 6.9	△ 10.0	2.3	9.4	0.6	×	×	△ 4.6	△ 4.3	△ 2.4
-----	-----	-------	--------	-----	-----	-----	---	---	-------	-------	-------

2. 出荷指数 (業種分類)

		鉱工業										
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品業	汎用・業務用機械工業	汎用機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	情報通信機械工業	
ウェイト		10000.0	43.0	202.7	385.2	685.5	335.4	350.1	2658.8	907.8	1264.4	709.8
(原指数)												
H31	(R1) 年	112.6	96.5	107.8	132.3	124.9	140.1	110.4	116.3	150.0	99.6	85.8
	R2年	110.9	73.1	101.8	131.4	99.9	112.5	87.9	116.5	195.2	90.4	79.6
	R3年	133.3	78.1	103.9	150.4	96.9	112.5	82.0	168.2	215.9	121.8	72.8
R3	Ⅲ期	130.5	75.4	99.2	139.8	100.5	120.4	81.4	167.1	201.7	114.3	73.9
	Ⅳ期	143.8	80.5	104.8	181.3	97.6	112.1	83.6	185.3	215.3	137.7	71.1
	R4 Ⅰ期	136.4	79.2	104.8	179.3	96.3	115.1	78.4	179.2	184.6	143.9	69.7
R4	Ⅱ期	143.4	83.0	97.2	128.8	85.9	111.4	61.5	205.1	209.9	130.0	79.8
	Ⅲ期	143.0	82.9	95.9	90.3	94.5	115.2	74.7	215.3	153.2	140.4	92.5
R3	7	134.4	81.5	107.1	147.0	106.7	126.4	87.9	165.8	200.9	119.8	79.0
	8	121.6	67.9	96.6	129.3	90.0	106.4	74.3	156.6	191.0	96.6	74.0
	9	135.5	76.9	93.8	143.0	104.7	128.4	82.0	178.9	213.2	126.6	68.7
R4	10	138.4	82.4	101.5	160.0	99.6	116.2	83.7	177.9	209.5	131.5	82.1
	11	144.4	81.2	108.9	205.4	97.9	111.9	84.4	182.4	232.7	141.2	66.1
	12	148.6	78.0	104.1	178.5	95.2	108.2	82.7	195.7	203.6	140.5	65.1
R4	1	128.2	71.9	104.7	160.7	86.4	100.2	73.3	173.0	188.7	129.6	81.3
	2	127.0	73.9	98.9	175.3	93.7	115.9	72.5	169.5	160.0	130.6	57.1
	3	153.9	91.9	110.9	202.0	108.9	129.3	89.4	195.2	205.1	171.6	70.7
R4	4	149.2	91.0	108.0	130.4	84.7	112.4	58.2	204.3	237.6	135.9	94.5
	5	127.2	72.1	85.2	121.7	81.0	97.4	65.3	182.5	177.4	107.1	71.9
	6	153.9	86.0	98.3	134.4	92.1	124.5	60.9	228.6	214.6	147.1	73.1
R4	7	144.2	86.9	94.3	91.5	97.5	117.0	78.9	217.5	141.4	137.8	97.3
	8	137.3	74.1	92.2	78.7	91.8	109.3	75.0	204.3	159.2	129.8	90.4
	9	147.6	87.8	101.3	100.6	94.2	119.4	70.1	224.2	159.0	153.5	89.7
前年同月比	10	141.1	90.8	110.4	101.9	94.9	115.7	75.0	196.6	156.5	134.8	111.0
		2.0	10.2	8.8 △	36.3 △	4.7 △	0.4 △	10.4 △	10.5 △	25.3 △	2.5	35.2

(季節調整済指数)

R3	Ⅲ期	132.8	80.9	101.3	155.6	99.7	120.6	81.1	172.5	203.9	120.5	73.7
	Ⅳ期	137.5	76.4	100.6	152.9	96.9	114.9	80.3	185.3	195.1	140.0	70.0
	R4 Ⅰ期	138.5	77.9	104.3	166.5	97.5	113.1	83.4	182.3	190.2	132.4	70.4
R4	Ⅱ期	145.2	83.6	99.8	155.1	85.5	109.6	60.7	196.9	223.7	130.8	83.9
	Ⅲ期	145.1	87.8	97.8	100.5	94.3	116.4	74.7	220.3	153.8	148.2	93.3
R3	7	131.8	83.5	105.8	165.2	97.6	120.4	76.7	166.9	205.6	125.7	67.4
	8	132.2	78.8	104.7	157.4	99.4	118.8	82.9	173.4	199.6	113.9	77.9
	9	134.4	80.4	93.5	144.3	102.1	122.7	83.6	177.1	206.4	122.0	75.9
R4	10	135.7	78.5	99.5	152.5	97.0	116.8	79.2	183.6	192.4	143.1	63.4
	11	138.7	76.9	102.1	157.4	99.4	115.6	83.6	186.4	204.5	140.6	74.5
	12	138.0	73.9	100.1	148.7	94.3	112.3	78.1	185.8	188.4	136.4	72.1
R4	1	139.0	74.7	108.4	157.7	95.1	106.4	86.3	190.3	186.8	138.2	75.6
	2	135.4	74.5	99.7	164.6	94.8	113.3	76.3	180.4	188.7	118.9	63.0
	3	141.0	84.4	104.7	177.1	102.7	119.7	87.7	176.3	195.1	140.0	72.6
R4	4	144.8	91.8	110.2	164.4	81.7	116.7	55.5	191.7	243.0	144.6	71.2
	5	140.0	78.2	88.2	154.2	83.6	97.5	70.8	189.0	196.0	112.4	93.3
	6	150.9	80.8	101.0	146.7	91.1	114.6	55.8	210.1	232.2	135.4	87.2
R4	7	141.6	88.1	93.8	106.9	91.5	114.9	70.6	216.3	140.9	147.9	82.9
	8	147.2	83.6	98.6	93.1	99.6	120.2	82.0	222.6	166.5	148.9	97.7
	9	146.4	91.8	101.0	101.5	91.9	114.1	71.4	222.0	153.9	147.9	99.2
R4	10	140.2	90.0	108.8	96.1	91.7	114.6	70.6	208.8	147.5	147.5	83.6

前月比 △ 4.2 △ 2.0 7.7 △ 5.3 △ 0.2 0.4 △ 1.1 △ 5.9 △ 4.2 △ 0.3 △ 15.7

平成27年(2015年) = 100

輸送機械工業	窯業・土石製品工業	プラスチック製品工業	紙・紙加工工業	繊維工業	食料品工業	その他工業				参考 機械工業	参考 はん用・生産用・業務用・機械工業
							家具工業	木材・木製品工業	その他製品工業		
426.6	268.1	436.2	73.6	154.7	1389.1	394.5	41.1	31.7	321.7	6652.9	3344.3

85.7	110.4	101.4	93.3	81.7	117.6	97.5	×	×	100.6	113.4	118.0
76.5	133.0	57.5	88.9	56.9	123.2	72.9	×	×	73.1	114.1	113.1
70.8	119.1	65.8	86.5	59.8	141.0	85.0	×	×	88.4	142.1	153.6

62.3	120.3	68.2	93.4	54.3	142.7	81.8	×	×	84.8	138.2	153.5
68.8	122.1	70.3	87.1	75.5	153.0	102.6	×	×	107.6	151.7	167.3
65.1	114.9	66.1	84.1	56.4	136.4	92.3	×	×	97.4	145.7	162.2
61.8	125.0	65.5	89.9	52.8	146.4	97.8	×	×	102.9	156.7	180.7
71.7	138.5	64.7	91.4	50.7	152.2	79.3	×	×	79.7	157.9	190.6

79.5	121.8	64.4	95.7	65.6	154.4	81.0	×	×	83.2	140.9	153.7
55.5	111.4	59.6	94.2	41.0	140.4	75.1	×	×	78.6	127.7	143.0
51.8	127.8	80.7	90.2	56.4	133.3	89.4	×	×	92.6	146.1	163.7
63.6	123.3	71.1	88.2	75.6	137.8	105.6	×	×	112.0	147.8	161.8
70.5	124.7	74.0	83.0	68.1	143.7	98.2	×	×	101.1	153.2	165.1
72.3	118.3	65.7	90.1	82.9	177.6	103.9	×	×	109.7	154.1	175.1
63.4	111.7	57.7	76.6	53.0	110.0	88.0	×	×	93.1	141.1	155.2
58.8	102.3	63.0	77.2	56.6	132.0	89.7	×	×	94.4	133.9	154.0
73.1	130.7	77.6	98.4	59.6	167.2	99.3	×	×	104.7	162.1	177.5
63.5	123.5	72.9	96.6	59.9	152.4	100.9	×	×	109.0	162.8	179.8
54.0	108.2	53.8	77.7	44.2	136.2	98.0	×	×	102.5	137.0	161.7
67.9	143.3	69.7	95.4	54.3	150.6	94.4	×	×	97.1	170.2	200.6
78.2	145.8	67.7	93.3	45.3	157.8	81.3	×	×	81.4	157.9	192.9
64.6	132.4	58.8	92.6	45.4	152.6	69.3	×	×	68.3	151.3	181.3
72.4	137.2	67.5	88.3	61.3	146.2	87.4	×	×	89.5	164.4	197.6
76.8	133.1	65.6	86.4	70.0	155.7	90.3	×	×	92.7	152.1	175.7

20.8	7.9	△ 7.7	△ 2.0	△ 7.4	13.0	△ 14.5	×	×	△ 17.2	2.9	8.6
------	-----	-------	-------	-------	------	--------	---	---	--------	-----	-----

64.8	119.0	68.3	86.3	58.2	137.3	83.0	×	×	88.1	141.0	157.5
61.9	115.1	64.2	85.4	62.8	149.1	91.2	×	×	94.8	147.2	166.9
63.5	120.1	72.2	90.1	58.6	147.8	92.1	×	×	96.7	146.5	164.0
68.8	129.1	65.0	92.9	58.2	143.9	110.8	×	×	115.6	157.6	175.6
74.3	137.4	64.7	84.1	54.7	146.3	79.8	×	×	81.8	160.3	194.3

76.9	120.0	65.1	86.4	67.6	140.4	84.9	×	×	89.9	137.6	152.3
66.9	115.9	65.3	86.8	51.9	134.9	84.3	×	×	90.5	141.2	159.1
50.5	121.1	74.4	85.6	55.2	136.6	79.9	×	×	83.9	144.3	161.0
58.9	124.7	65.4	85.8	62.6	144.7	89.0	×	×	90.8	144.1	163.9
62.8	112.9	65.9	82.1	56.8	148.9	89.7	×	×	92.8	149.7	168.6
64.1	107.6	61.4	88.3	69.0	153.7	94.8	×	×	100.7	147.8	168.1
65.7	130.2	63.0	92.8	54.3	143.8	88.4	×	×	92.9	149.8	171.1
57.9	105.9	73.9	90.5	61.1	151.8	92.5	×	×	95.8	141.7	161.9
66.9	124.1	79.8	87.0	60.3	147.8	95.5	×	×	101.4	148.1	159.0
67.5	119.2	70.0	99.6	61.5	141.8	114.8	×	×	118.7	156.7	169.6
67.9	119.5	58.2	86.9	52.3	142.1	117.6	×	×	122.1	149.4	167.3
71.0	148.5	66.7	92.1	60.7	147.8	100.0	×	×	106.0	166.6	189.8
75.6	146.6	68.5	85.1	46.6	145.2	84.0	×	×	86.0	153.5	190.3
76.8	135.6	63.3	83.4	57.4	144.0	77.2	×	×	78.3	165.1	198.2
70.6	130.0	62.2	83.8	60.0	149.8	78.1	×	×	81.1	162.4	194.3
72.1	134.0	61.4	85.0	58.1	164.6	77.7	×	×	77.2	150.8	182.0

2.1	3.1	△ 1.3	1.4	△ 3.2	9.9	△ 0.5	×	×	△ 4.8	△ 7.1	△ 6.3
-----	-----	-------	-----	-------	-----	-------	---	---	-------	-------	-------

3. 在庫指数 (業種分類)

	ウェイト	鉱工業											
		非金工業	鉄工業	金属製品工業	汎用・業務用機械工業	汎用機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	電機工業	気機工業	情報機械工業	輸送機械工業
		10000.0	436.0	1269.5	791.1	26.3	764.8	1077.0	716.4	1483.8	292.1	309.3	
(原指数)													
H31	(R1) 年	122.3	×	61.7	124.3	×	126.7	157.5	158.9	×	×	×	
	R2 年	143.4	×	54.1	61.7	×	61.5	112.0	217.2	×	×	×	
	R3 年	154.7	×	76.5	72.7	×	72.6	159.9	282.2	×	×	×	
R3	Ⅲ期	150.2	×	125.4	65.1	×	68.2	155.9	306.8	×	×	×	
	Ⅳ期	154.7	×	76.5	72.7	×	72.6	159.9	282.2	×	×	×	
R4	Ⅰ期	212.6	×	67.6	70.8	×	70.0	202.9	1159.6	×	×	×	
	Ⅱ期	174.5	×	95.5	78.5	×	77.5	184.6	642.0	×	×	×	
	Ⅲ期	193.4	×	133.5	95.7	×	97.2	188.1	677.8	×	×	×	
R3	7	139.7	×	105.6	66.2	×	65.1	141.2	255.7	×	×	×	
	8	142.8	×	114.1	92.9	×	91.3	138.6	309.9	×	×	×	
	9	150.2	×	125.4	65.1	×	63.6	155.9	306.8	×	×	×	
	10	153.2	×	114.3	68.3	×	68.2	159.7	291.7	×	×	×	
	11	157.2	×	113.5	79.1	×	79.7	175.4	324.0	×	×	×	
	12	154.7	×	76.5	72.7	×	72.6	159.9	282.2	×	×	×	
	R4	1	168.9	×	71.3	63.9	×	63.1	136.8	735.3	×	×	×
		2	178.8	×	55.2	59.7	×	59.7	183.1	712.7	×	×	×
		3	212.6	×	67.6	70.8	×	70.0	202.9	1159.6	×	×	×
		4	192.7	×	74.1	76.5	×	75.4	199.2	798.4	×	×	×
5		181.8	×	93.4	63.0	×	60.3	235.6	722.8	×	×	×	
6		174.5	×	95.5	78.5	×	77.5	184.6	642.0	×	×	×	
7		190.7	×	92.4	83.0	×	81.7	186.6	656.5	×	×	×	
8		186.3	×	116.7	118.6	×	119.0	176.9	480.9	×	×	×	
9		193.4	×	133.5	95.7	×	97.2	188.1	677.8	×	×	×	
10		200.5	×	127.8	106.0	×	106.3	189.8	522.3	×	×	×	
前年同月比		30.9	×	11.8	55.2	×	55.9	18.8	79.1	×	×	×	

(季節調整済指数)

R3 Ⅲ期		148.3	×	85.3	60.0	×	59.7	145.8	306.0	×	×	×	×
Ⅳ期		153.3	×	111.2	69.0	×	67.5	158.6	350.0	×	×	×	×
R4 Ⅰ期		220.8	×	101.1	77.9	×	77.2	200.1	1125.0	×	×	×	×
Ⅱ期		168.3	×	90.3	80.4	×	79.7	198.3	648.7	×	×	×	×
Ⅲ期		190.9	×	90.8	88.1	×	91.2	175.9	676.1	×	×	×	×
R3 7		140.7	×	87.8	64.8	×	64.1	140.6	270.0	×	×	×	×
8		139.3	×	87.6	89.9	×	88.9	137.4	228.6	×	×	×	×
9		148.3	×	85.3	60.0	×	59.7	145.8	306.0	×	×	×	×
10		143.9	×	79.5	69.5	×	68.8	149.8	280.9	×	×	×	×
11		148.2	×	94.9	75.5	×	75.4	158.5	309.2	×	×	×	×
12		153.3	×	111.2	69.0	×	67.5	158.6	350.0	×	×	×	×
R4 1		185.1	×	112.4	67.8	×	66.9	142.4	910.4	×	×	×	×
2		183.9	×	82.2	61.5	×	61.6	189.5	860.6	×	×	×	×
3		220.8	×	101.1	77.9	×	77.2	200.1	1125.0	×	×	×	×
4		197.4	×	91.3	73.8	×	73.1	218.8	718.3	×	×	×	×
5		186.5	×	107.0	67.3	×	64.0	246.9	698.0	×	×	×	×
6		168.3	×	90.3	80.4	×	79.7	198.3	648.7	×	×	×	×
7		192.0	×	76.8	81.2	×	80.4	185.8	693.1	×	×	×	×
8		181.8	×	89.6	114.8	×	115.9	175.4	354.8	×	×	×	×
9		190.9	×	90.8	88.1	×	91.2	175.9	676.1	×	×	×	×
10		188.3	×	88.9	107.8	×	107.3	178.0	503.0	×	×	×	×
前月比		△ 1.4	×	△ 2.1	22.4	×	17.7	1.2	△ 25.6	×	×	×	×

平成27年(2015年) = 100

窯業・土石製品製造業	プラスチック製品製造業	紙・紙加工工業	繊維工業	食料品工業	その他工業				機械工業	はん用・生産用・業務用・機械工業
						家具工業	木材・木製品工業	その他製品工業		
411.5	383.4	133.0	424.5	1100.2	1172.2	72.0	35.7	1064.5	4669.7	1868.1

62.1	169.4	75.9	145.8	121.2	90.6	×	×	90.9	143.0	143.4
67.4	140.6	34.9	165.6	120.7	89.2	×	×	89.5	186.9	90.7
108.4	148.2	32.5	196.4	121.2	91.9	×	×	93.7	204.6	123.0

87.4	139.0	45.3	196.1	141.4	100.4	×	×	98.6	176.6	117.5
108.4	148.2	32.5	196.4	121.2	91.9	×	×	93.7	204.6	123.0
83.0	179.7	32.1	209.9	147.6	94.6	×	×	94.1	323.2	146.9
75.6	169.5	36.5	225.8	140.0	84.3	×	×	82.8	239.2	139.7
71.3	147.3	40.5	238.8	128.9	90.4	×	×	86.0	270.9	149.0

91.3	138.4	44.3	182.4	142.7	95.9	×	×	95.6	162.2	109.4
99.6	156.5	41.2	190.0	136.2	102.5	×	×	99.6	163.0	119.3
87.4	139.0	45.3	195.9	141.4	100.4	×	×	98.6	176.6	117.5
85.9	134.8	46.6	196.1	148.9	100.8	×	×	101.3	184.7	121.0
85.2	150.1	39.2	200.0	138.2	97.2	×	×	98.4	195.9	134.6
108.4	148.2	32.5	196.4	121.2	91.9	×	×	93.7	204.6	123.0
105.2	141.4	33.6	203.8	130.9	86.3	×	×	86.1	235.6	105.9
86.2	146.9	33.3	206.5	144.4	97.1	×	×	96.6	256.3	130.8
83.0	179.7	32.1	209.9	147.6	94.6	×	×	94.1	323.2	146.9
95.9	156.7	31.0	212.9	139.3	92.8	×	×	90.9	282.3	147.2
102.0	169.8	35.6	221.1	140.0	88.3	×	×	86.9	252.5	162.5
75.6	169.5	36.5	225.8	140.0	84.3	×	×	82.8	239.2	139.7
75.0	134.8	37.1	232.4	141.0	86.5	×	×	84.0	275.9	142.7
81.3	146.2	35.4	236.4	143.3	90.6	×	×	85.3	255.9	152.2
71.3	147.3	40.5	238.8	128.9	90.4	×	×	86.0	270.9	149.0
69.3	148.0	39.3	241.3	126.2	89.3	×	×	86.6	288.6	154.3

△ 19.3	9.8	△ 15.7	23.0	△ 15.2	△ 11.4	×	×	△ 14.5	56.3	27.5
--------	-----	--------	------	--------	--------	---	---	--------	------	------

96.6	142.1	39.6	190.7	141.9	97.8	×	×	95.1	181.2	111.3
118.5	130.1	36.7	205.9	138.5	94.6	×	×	96.2	189.7	120.9
73.7	186.7	35.9	208.5	135.8	94.0	×	×	93.6	337.5	150.1
72.5	169.6	34.6	219.8	132.9	86.6	×	×	84.7	228.1	149.5
78.8	150.6	35.4	232.5	129.3	88.0	×	×	82.9	277.9	141.1

96.7	145.2	43.6	180.0	135.9	97.8	×	×	97.6	170.8	107.3
103.2	148.8	41.4	183.5	139.5	99.2	×	×	97.0	164.3	116.0
96.6	142.1	39.6	190.7	141.9	97.8	×	×	95.1	181.2	111.3
98.6	140.3	40.9	196.2	145.6	97.3	×	×	97.9	179.7	117.5
96.7	146.0	38.7	202.7	143.4	95.9	×	×	96.7	180.3	124.2
118.5	130.1	36.7	205.9	138.5	94.6	×	×	96.2	189.7	120.9
109.6	151.3	34.7	212.8	151.5	90.2	×	×	90.9	246.7	111.5
79.3	142.6	34.1	211.1	144.5	97.7	×	×	98.2	255.9	132.4
73.7	186.7	35.9	208.5	135.8	94.0	×	×	93.6	337.5	150.1
83.0	160.1	34.4	211.8	132.7	91.4	×	×	89.4	291.0	154.3
91.3	174.1	34.9	220.1	132.1	88.7	×	×	86.8	263.5	168.8
72.5	169.6	34.6	219.8	132.9	86.6	×	×	84.7	228.1	149.5
79.4	141.4	36.5	229.3	134.3	88.2	×	×	85.8	290.5	139.9
84.2	139.0	35.5	228.4	146.7	87.7	×	×	83.0	257.9	148.0
78.8	150.6	35.4	232.5	129.3	88.0	×	×	82.9	277.9	141.1
79.6	154.1	34.5	241.4	123.4	86.2	×	×	83.7	280.8	149.8

1.0	2.3	△ 2.5	3.8	△ 4.6	△ 2.0	×	×	1.0	1.0	6.2
-----	-----	-------	-----	-------	-------	---	---	-----	-----	-----

1. 生産指数 (特殊分類)

平成27年(2015年) = 100

	鉱工業								生産財
		最 終 需要財	投資財			消費財			
				資本財	建設財		耐 久 消費財	非耐久 消費財	
ウ ェ イ ト	10000.0	6763.3	4816.1	4335.5	480.6	1947.2	470.2	1477.0	3236.7

(原指数)

H31 (R1) 年	109.2	105.7	104.3	101.0	133.7	109.0	96.2	113.1	116.5
R2年	104.9	105.9	105.1	101.7	135.7	108.0	71.0	119.8	102.7
R3年	125.4	133.4	137.6	135.5	156.1	122.9	82.4	135.8	108.7

R3 Ⅲ期	123.0	131.9	134.8	133.1	150.4	124.7	80.1	139.0	104.3
Ⅳ期	135.4	148.0	154.5	150.6	190.2	132.0	99.4	142.3	109.0
R4 Ⅰ期	132.4	145.3	153.5	149.7	187.6	125.1	89.0	136.6	105.4
Ⅱ期	132.1	146.0	153.1	154.4	142.0	128.2	94.7	138.8	103.4
Ⅲ期	132.0	146.4	153.8	159.9	99.5	128.0	78.0	143.9	101.9

R3 7	126.8	134.5	136.4	134.4	154.2	129.8	76.9	146.7	110.7
8	114.0	122.9	124.5	123.1	137.1	119.0	73.3	133.6	95.5
9	128.1	138.4	143.6	141.8	159.9	125.4	90.1	136.6	106.8
10	130.1	140.6	144.9	142.6	165.6	130.1	103.7	138.5	108.1
11	137.0	148.5	159.1	152.6	218.5	122.0	92.2	131.5	113.0
12	139.1	155.0	159.5	156.5	186.4	143.8	102.4	157.0	105.9
R4 1	122.9	131.9	141.3	138.7	164.9	108.9	88.4	115.4	103.9
2	124.4	138.1	143.9	139.9	179.6	123.9	85.5	136.1	95.7
3	149.9	165.8	175.2	170.4	218.4	142.5	93.1	158.2	116.7
4	136.8	151.1	159.5	161.6	140.5	130.3	97.7	140.7	107.0
5	118.4	132.4	137.0	137.2	135.1	120.8	93.4	129.5	89.4
6	141.2	154.4	162.9	164.3	150.3	133.4	93.0	146.3	113.7
7	134.5	149.9	156.1	162.3	100.7	134.5	75.2	153.4	102.2
8	126.5	141.2	149.0	155.6	89.5	121.8	65.9	139.6	96.0
9	135.0	148.2	156.4	161.8	108.3	127.6	92.8	138.7	107.5
10	132.1	145.3	148.3	152.6	109.5	137.7	97.9	150.4	104.4

前 年

同月比	1.5	3.3	2.3	7.0	△ 33.9	5.8	△ 5.6	8.6	△ 3.4
-----	-----	-----	-----	-----	--------	-----	-------	-----	-------

(季節調整済指数)

R3 Ⅲ期	126.3	136.4	141.8	140.0	159.0	123.5	82.0	136.5	106.1
Ⅳ期	131.5	145.0	150.5	149.3	165.6	128.2	88.1	140.7	103.0
R4 Ⅰ期	131.9	144.6	151.5	148.3	179.9	129.6	87.3	143.4	105.4
Ⅱ期	132.9	144.9	151.5	149.6	165.0	129.4	108.2	137.3	107.4
Ⅲ期	135.3	150.8	161.3	167.6	106.0	126.1	78.9	140.7	103.7

R3 7	126.4	134.2	140.0	136.6	162.5	122.9	83.6	135.0	109.5
8	124.1	135.5	139.0	138.0	161.1	122.9	82.4	135.0	104.4
9	128.3	139.5	146.3	145.4	153.5	124.7	80.0	139.4	104.3
10	129.3	140.5	146.6	144.8	162.6	127.6	87.3	140.0	105.8
11	133.6	146.9	151.5	149.9	169.5	125.9	84.6	139.5	104.4
12	131.5	147.5	153.3	153.3	164.8	131.0	92.3	142.6	98.8
R4 1	132.4	143.8	149.3	147.2	170.2	130.3	88.8	144.4	108.9
2	128.0	141.5	146.1	143.1	178.8	133.1	86.1	148.3	99.1
3	135.3	148.5	159.2	154.5	190.7	125.3	87.1	137.4	108.3
4	136.9	149.5	159.0	157.0	171.0	127.7	106.7	134.4	110.0
5	126.2	137.3	139.3	135.5	167.9	128.4	115.3	133.9	98.7
6	135.5	147.8	156.1	156.2	156.0	132.1	102.6	143.6	113.4
7	135.0	150.2	161.0	164.9	112.1	127.5	81.7	141.3	102.4
8	135.7	153.0	163.6	171.9	102.1	123.9	72.6	139.4	103.8
9	135.2	149.3	159.4	165.9	103.9	126.9	82.4	141.5	105.0
10	132.4	147.0	151.8	157.4	104.9	137.0	84.2	153.7	102.0

前月比	△ 2.1	△ 1.5	△ 4.8	△ 5.1	1.0	8.0	2.2	8.6	△ 2.9
-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------

2. 出荷指数 (特殊分類) 平成27年(2015年) = 100

	鉱工業								
		最終 需要財	投資財			消費財			生産財
				資本財	建設財		耐久 消費財	非耐久 消費財	
ウェイト	10000.0	6816.9	4914.4	4497.7	416.7	1902.5	432.7	1469.8	3183.1
(原指数)									
H31 (R1) 年	112.6	109.2	109.7	108.0	127.5	108.0	92.1	112.7	120.0
R2 年	110.9	108.1	108.6	107.0	126.0	106.9	68.4	118.2	116.9
R3 年	133.3	136.5	142.4	141.7	149.7	121.3	76.4	134.6	126.6
R3 Ⅲ期	130.5	135.1	140.2	139.6	146.1	121.8	72.3	136.4	120.7
Ⅳ期	143.8	151.8	158.5	156.1	184.8	134.4	94.8	146.1	126.7
R4 Ⅰ期	136.4	145.4	155.2	152.9	180.6	119.9	83.9	130.4	117.1
Ⅱ期	143.4	153.3	163.5	165.7	140.0	127.2	85.7	139.4	122.0
Ⅲ期	143.0	157.5	169.1	175.1	104.0	127.5	69.6	144.6	112.1
R3 7	134.4	137.5	140.5	139.8	148.1	129.7	70.7	147.1	127.8
8	121.6	127.3	130.6	130.5	130.8	118.8	67.1	134.0	109.4
9	135.5	140.4	149.5	148.6	159.4	116.9	79.0	128.1	124.9
10	138.4	144.5	152.3	151.3	163.5	124.4	96.9	132.5	125.4
11	144.4	149.8	158.7	153.9	210.3	126.9	90.3	137.6	132.9
12	148.6	161.1	164.6	163.1	180.6	151.9	97.1	168.1	121.8
R4 1	128.2	134.8	148.2	147.3	158.2	100.1	82.1	105.4	114.0
2	127.0	136.2	144.1	141.5	172.8	115.8	80.1	126.3	107.2
3	153.9	165.1	173.4	169.9	210.7	143.7	89.6	159.6	130.0
4	149.2	158.5	168.3	171.1	138.2	133.3	90.4	145.9	129.1
5	127.2	137.8	145.0	146.2	131.9	119.2	84.9	129.3	104.3
6	153.9	163.7	177.2	179.7	150.0	129.0	81.7	142.9	132.7
7	144.2	160.3	171.2	177.4	104.0	132.1	69.4	150.6	109.8
8	137.3	151.1	161.1	167.4	92.8	125.5	59.7	144.9	107.6
9	147.6	161.1	175.1	180.6	115.2	124.9	79.6	138.3	118.9
10	141.1	153.6	160.9	165.2	114.5	134.8	87.9	148.6	114.3
前年 同月比	2.0	6.3	5.6	9.2	△ 30.0	8.4	△ 9.3	12.2	△ 8.9

(季節調整済指数)

R3 Ⅲ期	132.8	137.9	145.9	145.3	155.4	118.7	74.9	131.5	122.7
Ⅳ期	137.5	147.7	155.0	155.1	160.1	127.3	82.8	141.7	117.6
R4 Ⅰ期	138.5	147.3	154.9	152.6	174.3	128.3	83.4	141.4	118.1
Ⅱ期	145.2	152.5	161.4	161.2	161.4	128.5	97.1	137.5	128.3
Ⅲ期	145.1	160.0	174.9	181.0	111.2	124.2	71.7	139.3	114.0
R3 7	131.8	134.5	140.4	138.8	158.6	121.7	75.9	133.7	125.8
8	132.2	138.6	147.1	147.2	154.9	117.0	76.0	129.2	121.4
9	134.4	140.6	150.1	150.0	152.6	117.5	72.9	131.5	120.9
10	135.7	143.1	150.4	150.0	159.2	124.4	80.9	137.9	120.3
11	138.7	149.6	157.2	156.6	162.6	126.0	80.9	141.7	120.1
12	138.0	150.3	157.5	158.6	158.5	131.6	86.7	145.5	112.5
R4 1	139.0	147.9	157.3	157.3	162.0	123.4	84.9	136.8	119.4
2	135.4	144.0	149.4	147.4	173.5	130.8	79.4	146.4	114.2
3	141.0	149.9	158.1	153.1	187.4	130.7	86.0	141.0	120.7
4	144.8	150.7	158.0	157.0	164.2	127.9	97.4	136.6	134.3
5	140.0	147.3	155.0	153.4	164.2	127.3	102.2	135.1	116.2
6	150.9	159.6	171.1	173.1	155.8	130.3	91.6	140.7	134.5
7	141.6	156.9	170.8	175.1	116.3	125.2	74.7	138.3	108.4
8	147.2	161.7	178.1	185.5	107.0	121.8	67.1	137.5	118.5
9	146.4	161.3	175.8	182.3	110.3	125.5	73.4	142.0	115.1
10	140.2	154.6	162.2	167.7	109.7	135.5	73.8	155.6	110.1
前月比	△ 4.2	△ 4.2	△ 7.7	△ 8.0	△ 0.5	8.0	0.5	9.6	△ 4.3

3. 在庫指数 (特殊分類) 平成27年(2015年) = 100

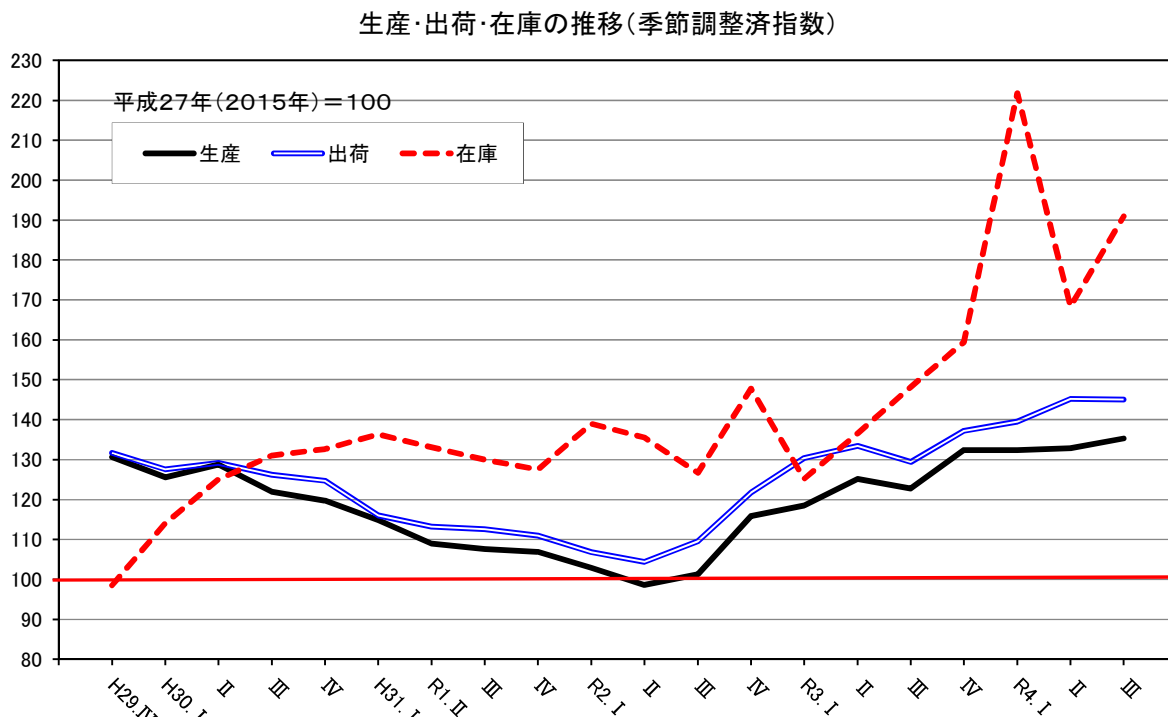
	鉱工業	最 終 需要財	投資財	資本財		消費財	耐 久 消費財		生産財
				資本財	建設財		耐 久 消費財	非耐久 消費財	
ウェイト	10000.0	7171.4	4749.0	4162.2	586.8	2422.4	1171.8	1250.6	2828.6
(原指数)									
H31 (R1) 年	122.3	101.8	100.9	102.5	89.7	103.6	91.6	114.8	174.4
R2年	143.4	129.3	144.2	151.9	89.6	100.0	89.1	110.3	179.2
R3年	154.7	141.9	161.4	168.4	111.3	103.8	92.1	114.8	187.1
R3 Ⅲ期	150.2	131.8	139.6	144.5	104.9	116.4	97.3	134.3	196.9
Ⅳ期	154.7	141.9	161.4	168.4	111.3	103.8	92.1	114.8	187.1
R4 Ⅰ期	212.6	133.8	142.6	149.2	95.8	116.6	93.4	138.3	412.4
Ⅱ期	174.5	133.9	146.5	155.1	85.6	109.0	84.8	131.7	277.5
Ⅲ期	193.4	155.3	180.2	193.1	89.0	106.5	89.9	122.1	289.9
R3 7	139.7	126.1	131.5	137.4	89.4	115.5	95.1	134.6	174.2
8	142.8	120.0	122.6	125.0	105.8	114.8	98.5	130.0	200.7
9	150.2	131.8	139.6	144.5	104.9	116.4	97.3	134.3	196.9
10	153.2	139.5	149.4	155.8	104.0	120.1	99.7	139.2	187.9
11	157.2	141.7	156.6	164.4	100.9	112.7	96.2	128.2	196.5
12	154.7	141.9	161.4	168.4	111.3	103.8	92.1	114.8	187.1
R4 1	168.9	115.7	121.0	121.9	114.5	105.2	86.1	123.2	303.8
2	178.8	132.7	141.3	146.9	101.1	115.9	95.2	135.4	295.5
3	212.6	133.8	142.6	149.2	95.8	116.6	93.4	138.3	412.4
4	192.7	140.0	154.4	162.3	98.3	111.8	91.7	130.6	326.3
5	181.8	134.4	146.5	152.7	102.9	110.6	88.2	131.5	302.0
6	174.5	133.9	146.5	155.1	85.6	109.0	84.8	131.7	277.5
7	190.7	152.2	173.8	186.8	81.8	109.9	86.7	131.7	288.3
8	186.3	162.9	189.1	203.1	89.6	111.6	89.0	132.9	245.4
9	193.4	155.3	180.2	193.1	89.0	106.5	89.9	122.1	289.9
10	200.5	177.9	215.1	233.1	87.4	104.9	89.8	119.0	257.8
前 年 同月比	30.9	27.5	44.0	49.6	△ 16.0	△ 12.7	△ 9.9	△ 14.5	37.2

(季節調整済指数)

R3 Ⅲ期	148.3	126.9	132.2	134.8	112.3	114.1	94.4	132.7	196.6
Ⅳ期	153.3	139.3	152.6	157.9	112.3	112.6	94.5	130.6	196.3
R4 Ⅰ期	220.8	145.7	166.8	179.0	89.5	111.4	92.8	128.3	407.8
Ⅱ期	168.3	128.3	138.3	148.5	85.3	106.4	86.4	125.0	268.5
Ⅲ期	190.9	149.5	170.7	180.1	95.3	104.4	87.2	120.7	289.4
R3 7	140.7	125.4	132.1	135.9	101.8	112.7	97.0	128.1	183.1
8	139.3	114.4	114.3	113.4	112.8	114.5	95.9	131.5	178.2
9	148.3	126.9	132.2	134.8	112.3	114.1	94.4	132.7	196.6
10	143.9	129.8	135.5	139.7	103.0	118.0	96.9	137.0	183.8
11	148.2	133.0	142.1	147.1	102.9	115.3	95.4	132.9	187.8
12	153.3	139.3	152.6	157.9	112.3	112.6	94.5	130.6	196.3
R4 1	185.1	129.3	134.2	137.2	110.3	117.1	90.1	142.5	330.3
2	183.9	136.3	148.5	158.7	94.1	115.6	96.5	135.9	313.8
3	220.8	145.7	166.8	179.0	89.5	111.4	92.8	128.3	407.8
4	197.4	146.9	168.7	179.7	94.7	109.1	90.3	125.7	321.2
5	186.5	139.0	156.6	164.8	99.5	106.8	87.9	124.8	309.3
6	168.3	128.3	138.3	148.5	85.3	106.4	86.4	125.0	268.5
7	192.0	151.4	174.6	184.8	93.1	107.3	88.4	125.3	303.1
8	181.8	155.3	176.3	184.3	95.5	111.3	86.7	134.4	217.8
9	190.9	149.5	170.7	180.1	95.3	104.4	87.2	120.7	289.4
10	188.3	165.5	195.1	209.0	86.6	103.0	87.3	117.1	252.2
前月比	△ 1.4	10.7	14.3	16.0	△ 9.1	△ 1.3	0.1	△ 3.0	△ 12.9

〈参考〉四半期データの推移

◎ 山梨県 生産・出荷・在庫の推移（季節調整済指数・四半期別）



◎ 山梨県 時系列データ（四半期別）

年	期	生産				出荷				在庫			
		季節調整済指数	前期比	原指数	前年(同期)比	季節調整済指数	前期比	原指数	前年(同期)比	季節調整済指数	前期比	原指数	前年(同期)比
H29	IV	130.6	7.8	128.8	28.0	131.7	7.1	130.8	27.2	98.5	△ 8.7	99.2	4.8
H30	I	125.6	△ 3.8	124.5	15.2	127.6	△ 3.1	126.3	14.9	114.0	15.7	104.4	15.7
	II	128.8	2.5	130.6	13.5	129.2	1.3	129.1	10.1	125.0	9.6	127.2	7.6
	III	122.0	△ 5.3	122.8	0.7	126.2	△ 2.3	127.9	2.7	131.0	4.8	136.8	22.5
	IV	119.7	△ 1.9	119.0	△ 7.6	124.7	△ 1.2	124.9	△ 4.5	132.6	1.2	130.1	31.1
H31	I	114.8	△ 4.1	113.7	△ 8.7	116.0	△ 7.0	113.1	△ 10.5	136.3	2.8	125.2	19.9
R1	II	109.0	△ 5.1	108.5	△ 16.9	113.2	△ 2.4	111.1	△ 13.9	133.1	△ 2.3	136.3	7.2
	III	107.6	△ 1.3	108.2	△ 11.9	112.6	△ 0.5	113.6	△ 11.2	130.0	△ 2.3	136.3	△ 0.4
	IV	106.9	△ 0.7	106.3	△ 10.7	111.0	△ 1.4	112.7	△ 9.8	127.5	△ 1.9	122.3	△ 6.0
R2	I	102.9	△ 3.7	103.5	△ 9.0	106.8	△ 3.8	105.0	△ 7.2	139.0	9.0	133.3	6.5
	II	98.6	△ 4.2	97.6	△ 10.0	104.4	△ 2.2	102.5	△ 7.7	135.5	△ 2.5	141.7	4.0
	III	101.3	2.7	100.2	△ 7.4	109.5	4.9	109.2	△ 3.9	126.7	△ 6.5	128.4	△ 5.8
	IV	115.9	14.4	118.2	11.2	121.7	11.1	126.9	12.6	147.8	16.7	143.4	17.3
R3	I	118.1	1.9	118.5	14.5	129.6	6.5	127.5	21.4	124.6	△ 15.7	120.0	△ 10.0
	II	125.4	6.2	124.6	27.7	133.4	2.9	131.6	28.4	137.8	10.6	142.8	0.8
	III	126.3	0.7	123.0	22.8	132.8	△ 0.4	130.5	19.5	148.3	7.6	150.2	17.0
	IV	131.5	4.1	135.4	14.6	137.5	3.5	143.8	13.3	153.3	3.4	154.7	7.9
R4	I	131.9	0.3	132.4	11.7	138.5	0.7	136.4	7.0	220.8	44.0	212.6	77.2
	II	132.9	0.8	132.1	6.0	145.2	4.8	143.4	9.0	168.3	△ 23.8	174.5	22.2
	III	135.3	1.8	132.0	7.3	145.1	△ 0.1	143.0	9.6	190.9	13.4	193.4	28.8

利用に当たって

- 1 目的 本県鉱工業における生産・出荷・在庫の動向を迅速かつ総合的に把握することを目的とする。
- 2 基準時 平成27年（2015年）
平成31年1月分から基準年を平成27年（2015年）に改定した。
- 3 指数の分類 日本標準産業分類に準拠した「業種分類」と、品目の経済的用途に着目し財別に格付けした「特殊分類」の2分類による。
「特殊分類」については、次のとおりである。

分 類		定 義
最終需要財 生産財 投資財 消費財 資本財 建設財 耐久消費財 非耐久消費財	最終需要財	鉱工業または他の産業に原材料等として投入されない最終製品
	投資財	資本財と建設財の合計
	資本財	家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの
	建設財	建築工事用の資材及び建築物に付随する内装品及び土木工事用の資材
	消費財	家計で購入される製品
	耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの
	非耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年未満または比較的購入価格が低いもの
	生産財	鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品

- 4 採用品目 生産指数 111品目 出荷指数 111品目
在庫指数 53品目
- 5 ウェイト 基準年における付加価値額、出荷額、在庫額それぞれについて、鉱工業全体を10000.0とした場合の各業種・品目の構成比である。
- 6 指数の算出

$$\text{個別指数} = \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times 100$$

$$\text{総合指数} = \frac{(\text{個別指数} \times \text{基準時ウェイト}) \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}}$$
- 7 季節調整 平成27年基準における季節調整は、米国センサス局のX-12-ARIMAを用いている。
季節調整済指数は、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因、うるう年要因によっても調整されている。（在庫については、季節要因のみ。）

- 8 寄与度 総合の増減比に対してその内訳である業種や品目の影響の度合いがどれだけあるかを示す。
- 9 資料 採用品目の月々の生産数量等は、経済産業省生産動態統計調査、厚生労働省業事工業生産動態統計調査、山梨県鉱工業指数生産動態統計調査の資料を使用している。
- 10 年間補正 毎年、前年1年間の数値が確定した段階でさかのぼって原指数、季節調整済指数を再計算し、補正処理を行う。
- 11 留意事項
- ① 前月比は、季節調整済指数を使用し、前年同月比は、原指数を使用して計算している。
四半期の指数について、生産指数、出荷指数については四半期の平均値、在庫指数については期末値を使用している。
また、年指数について、生産指数、出荷指数については年平均値、在庫指数については年末値を使用している。
 - ② 前月比(%) = { (当月の値 - 前月の値) / (前月の値) } × 100
前年同月比(%) = { (当月の値 - 前年同月の値) / (前年同月の値) } × 100
前月比、前年同月比は、それぞれ、前月、前年同月の値との比較を行うため算出している。
 - ③ 業種分類による在庫指数のうち、「鉄鋼業」は指数系列として採用していない。
また、「家具工業」「木材・木製品工業」、在庫指数における、「非鉄金属工業」、「汎用機械工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」、「輸送機械工業」については、対象事業所が少数のため、指数値を秘匿としている。
 - ④ 本書で使用している略称、符号は次のとおりである。
「Ⅰ」：1～3月期
「Ⅱ」：4～6月期
「Ⅲ」：7～9月期
「Ⅳ」：10～12月期
「生産」：生産指数
「出荷」：出荷指数
「在庫」：在庫指数
「×」：秘匿（対象事業所数が1又は2の場合）
「△」：マイナス

※R1年Ⅱ期は、平成31年4月～令和元年6月期のことを表す。

令和4年（2022年）10月分山梨県鉱工業指数
山梨県県民生活部統計調査課 調査第二担当
TEL. 055-223-1345
FAX. 055-223-1347
https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/index.html

この冊子は、再生紙を使用しています。

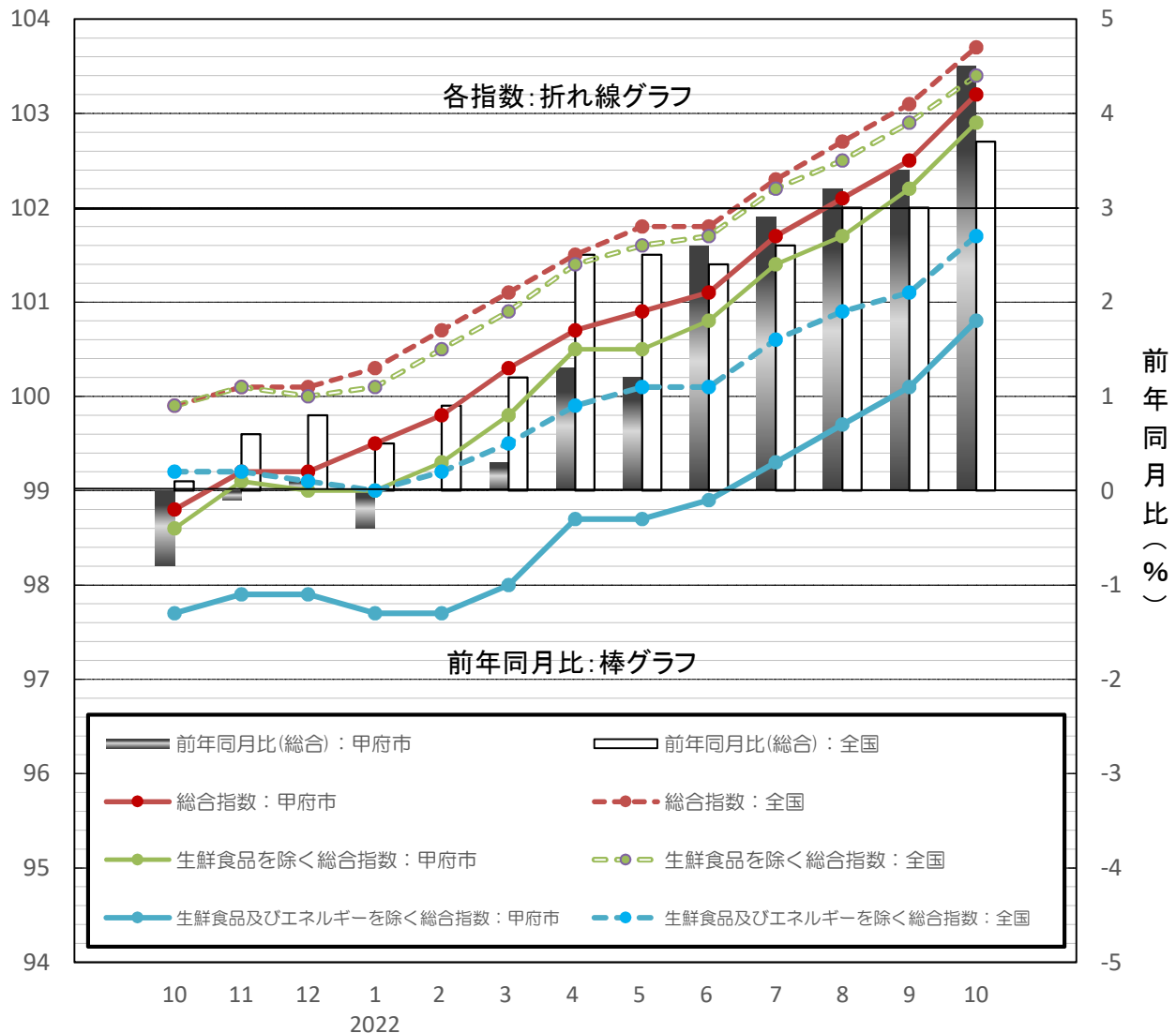


甲府市消費者物価指数

2022年(令和4年)10月分

指 数

指数及び前年同月比の推移(2020年基準)



山梨県 県民生活部 統計調査課

<問い合わせ先>

調査第二担当

電話 :055-223-1345

FAX :055-223-1347

E-Mail: toukei@pref.yamanashi.lg.jp

HP: https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/

目 次

	ページ
○10大費目の解説	1
○甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要	
1 指数の性格	2
2 指数の対象範囲	2
3 指数品目	2
4 価格	2
5 変化率	2
6 寄与度	2
○2022年(令和4年)10月分 甲府市消費者物価指数の動向	
1 概況	3
2 総合指数に寄与した主な項目	
(1)前年同月との比較	3
(2)前月との比較	3
(3)前年同月との比較(10大費目)	4
(4)前月との比較(10大費目)	5
3 消費者物価指数の推移	
(1)総合	6
(2)生鮮食品を除く総合	6
(3)生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	7
○甲府市消費者物価指数(2022年(令和4年)10月分)	8
○甲府市消費者物価10大費目指数	10
○都市階級・地方・都道府県庁所在市別10大費目指数(2022年(令和4年)10月分)	12

10大費目の解説

10大費目	中分類	品目
食料	穀類 魚介類 肉類 乳卵類 野菜・海藻 果物 油脂・調味料 菓子類 調理食品 飲料 酒類 外食	うるち米、食パン、ゆでうどん、小麦粉等 まぐろ、あじ、たらこ、ちくわ、かつお節等 牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、ソーセージ等 牛乳、粉ミルク、ヨーグルト、鶏卵等 キャベツ、ほうれんそう、はくさい、干しのり、豆腐、梅干し等 りんご、みかん、バナナ等 食用油、マーガリン、食塩、しょうゆ、みそ等 ようかん、ケーキ、せんべい、落花生等 弁当、調理パン、サラダ、豚カツ等 緑茶、インスタントコーヒー、果実ジュース等 清酒、焼酎、ビール、ワイン等 うどん、中華そば、すし、ハンバーガー等
住居	家賃 設備修繕・維持	民営家賃、公営家賃等 システムバス、給湯器、畳替え代、大工手間代等
光熱・水道	電気代 ガス代 他の光熱 上下水道料	電気代 都市ガス代、プロパンガス 灯油 水道料、下水道料
家具・家事用品	家庭用耐久財 室内装備品 寝具類 家事雑貨 家事用消耗品 家事サービス	電子レンジ、電気冷蔵庫、ルームエアコン等 照明器具、カーペット、カーテン、クッション ベッド、布団、敷布等 茶わん、皿、なべ、スポンジたわし等 ティッシュペーパー、トイレトペーパー、台所用洗剤、ラップ等 家事代行料、浄化槽清掃代等
被服及び履物	衣料 シャツ・セーター・下着類 履物類 他の被服 被服関連サービス	婦人用着物、男子用洋服、婦人用洋服、子供用洋服 ワイシャツ、ブラウス、子供用Tシャツ、下着類等 男子靴、婦人靴、子供靴、運動靴、スリッパ等 帽子、ネクタイ、マフラー、ベルト等 クリーニング代、履物修理代、被服賃借料
保健医療	医薬品・健康保持用摂取品 保健医療用品・器具 保健医療サービス	総合かぜ薬、ビタミン剤、はり薬、漢方薬等 紙おむつ(乳幼児用、大人用)、眼鏡、コンタクトレンズ等 診療代、人間ドッグ受診料、予防接種料等
交通・通信	交通 自動車等関係費 通信	鉄道運賃、高速バス代、航空運賃、有料道路料等 普通乗用車、ガソリン、自動車タイヤ、自動車免許手数料等 はがき、固定・携帯電話通信料、携帯電話機等
教育	授業料等 教科書・学習参考教材 補習教育	PTA会費(小学校、中学校)、高等学校授業料、大学授業料等 教科書、学習参考教材 補習教育(小学校、中学校、高校・予備校)
教養娯楽	教養娯楽用耐久財 教養娯楽用品 書籍・他の印刷物 教養娯楽サービス	テレビ、パソコン、カメラ、ピアノ等 ボールペン、ゴルフクラブ、家庭用ゲーム機、切り花等 新聞代、月刊誌、単行本等 宿泊料、外国パック旅行、月謝(英会話)、映画観覧料等
諸雑費	理美容サービス 理美容用品 身の回り用品 たばこ 他の諸雑費	入浴料、理髪料、エステティック料金等 電気かみそり、手洗い用石けん、整髪料、化粧水等 バッグ、指輪、腕時計、傘等 たばこ(国産品、輸入品) 傷害保険料、保育所保育料、振込手数料等

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品	生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物
エネルギー	電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン
教育関係費	教育の全品目、学校給食、男子学生服、女子学生服、通学定期、ボールペン等
情報通信関係費	固定電話通信料、携帯電話通信料、放送受信料、インターネット接続料等

甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要

1 指数の性格

甲府市消費者物価指数は、甲府市の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

2 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている。(ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は、対象から除外している。)

したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出は指数品目に含まれない。また、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの支出も指数の対象に含まれていない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。

3 指数品目

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した品目である。

4 価格

指数計算に採用する品目の価格は、原則として小売物価統計調査(基幹統計)によって得られた甲府市の品目別小売価格(実際に販売されている平常の小売価格)である。

この小売価格は、毎月の中旬(12日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の値であるが、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物をいう。以下同じ。)及び切り花については、上旬(5日を含む週の水、木、金のいずれか1日)、中旬、下旬(22日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の各調査日を含む前3日間の中値を単純平均したものである。

5 変化率

前月比、前年同月比、前年比などの変化率の計算式は、次のとおりである。

$$\text{変化率(\%)} = \frac{\text{当期の指数} - \text{前期の指数}}{\text{前期の指数}} \times 100 = \left[\frac{\text{当期の指数}}{\text{前期の指数}} - 1 \right] \times 100$$

6 寄与度

寄与度は、各項目の指数の変動が、総合指数の変化率のうち何ポイント寄与したかを示したものである。理論的には、各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率に一致するが、実際は、四捨五入の関係で各項目の合計が総合指数の変化率に一致しない場合がある。

2 0 2 2 年 (令 和 4 年) 1 0 月 分

甲府市消費者物価指数の動向

1 概況

2020年基準(2020=100)

(1) 総合指数	103.2	(前年同月比 4.5%)	8か月連続プラス
		(前月比 0.7%)	10か月連続プラス
全国	103.7	(前年同月比 3.7%)	14か月連続プラス
		(前月比 0.6%)	4か月連続プラス
(2) 生鮮食品を除く総合指数	102.9	(前年同月比 4.3%)	7か月連続プラス
		(前月比 0.7%)	9か月連続プラス
全国	103.4	(前年同月比 3.6%)	14か月連続プラス
		(前月比 0.6%)	9か月連続プラス
(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	100.8	(前年同月比 3.2%)	5か月連続プラス
		(前月比 0.7%)	8か月連続プラス
全国	101.7	(前年同月比 2.5%)	7か月連続プラス
		(前月比 0.6%)	4か月連続プラス

2 総合指数に寄与した主な項目

(1) 前年同月との比較



上昇

寄与度(前年同月比)



下落

寄与度(前年同月比)

○食料

2.02

※下落した10大費目はありませんでした。

- ・調理食品
〈コロッケなど〉

○光熱・水道

1.36

- ・電気代

(2) 前月との比較



上昇

寄与度(前月比)



下落

寄与度(前月比)

○食料

0.51

○教養娯楽

-0.05

- ・飲料
〈茶飲料など〉

- ・教養娯楽サービス
〈宿泊料など〉

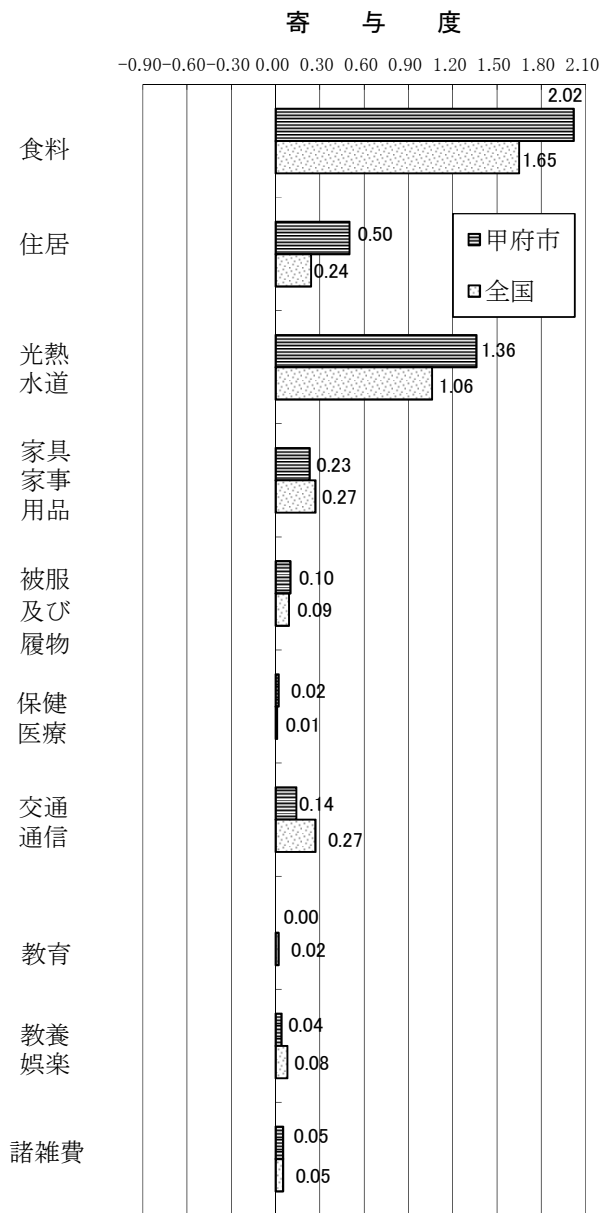
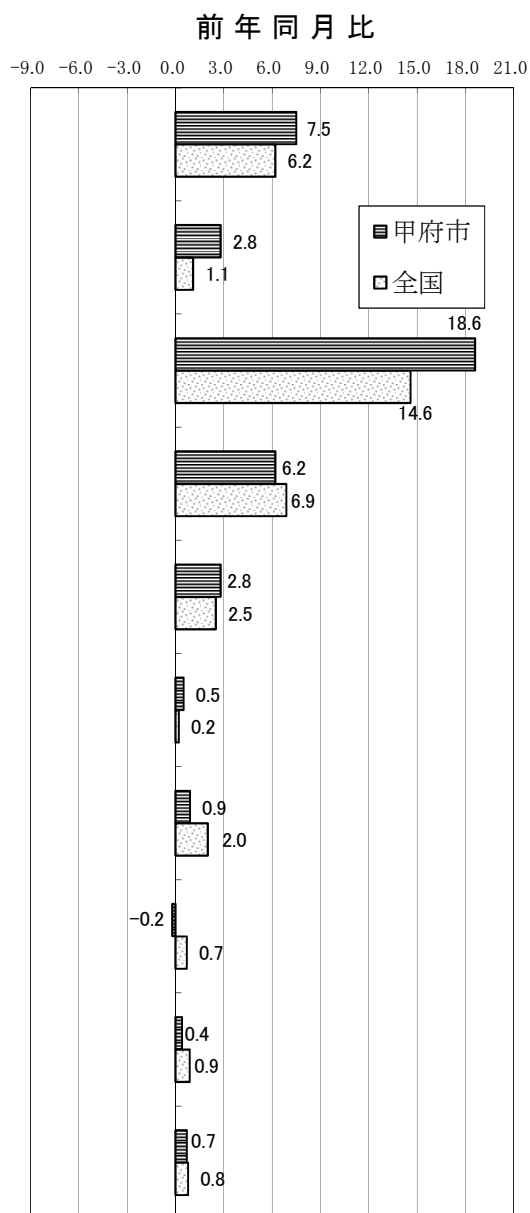
(3) 前年同月との比較（１０大費目）

甲府市の総合指数の前年同月比が4.5%の上昇となった内訳を寄与度※でみると、**食料、光熱・水道**などの上昇が要因となっている。

全国の総合指数の前年同月比が3.7%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料、光熱・水道**などの上昇が要因となっている。

※P2参照

		総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726
指 数	甲府市	103.2	102.9	100.8	107.4	111.7	98.7	122.5	108.7	104.4	100.5	94.3	99.2	102.4	102.4
	全国	103.7	103.4	101.7	107.1	109.6	101.8	119.7	108.7	104.4	99.6	94.2	101.0	103.0	102.6
前年同月比 (%)	甲府市	4.5	4.3	3.2	7.5	8.1	2.8	18.6	6.2	2.8	0.5	0.9	-0.2	0.4	0.7
	全国	3.7	3.6	2.5	6.2	8.1	1.1	14.6	6.9	2.5	0.2	2.0	0.7	0.9	0.8
寄与度	甲府市	4.47	4.13	0.03	2.02	0.33	0.50	1.36	0.23	0.10	0.02	0.14	0.00	0.04	0.05
	全国		3.42	2.24	1.65	0.33	0.24	1.06	0.27	0.09	0.01	0.27	0.02	0.08	0.05



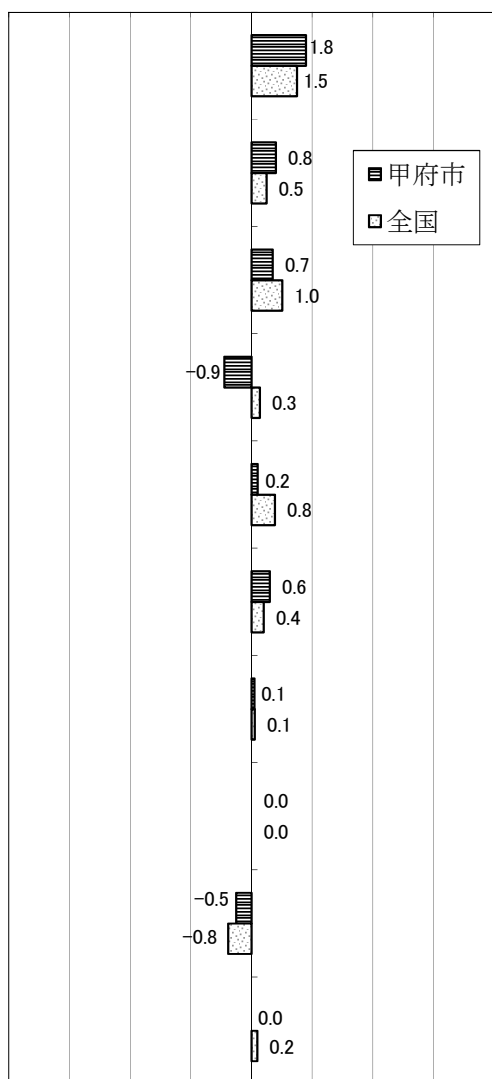
(4) 前月との比較（１０大費目）

甲府市の総合指数の前月比が0.7%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料**、**住居**などの上昇が要因となっている。

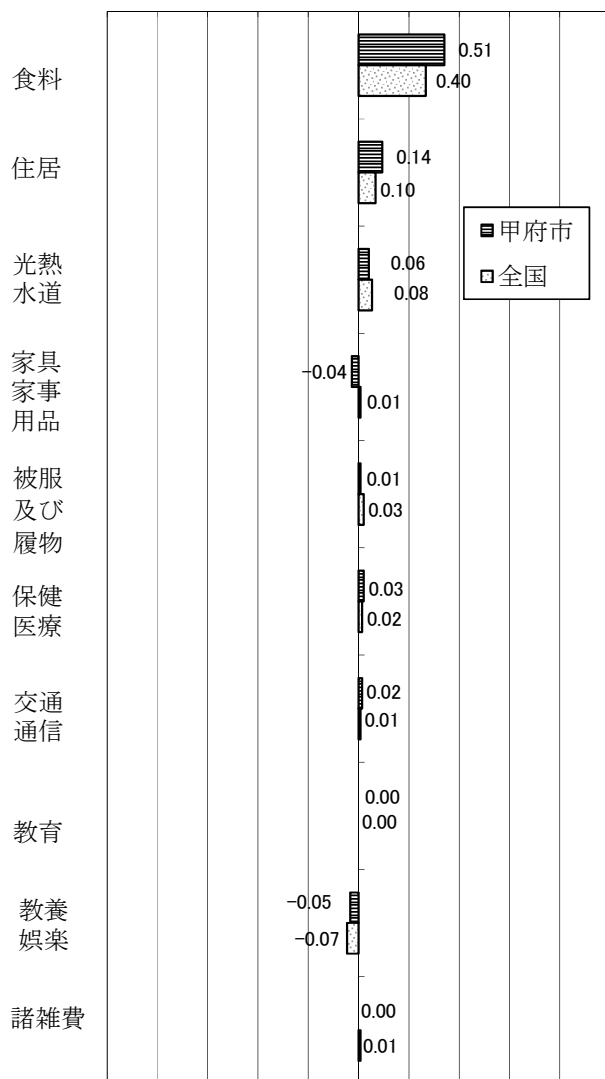
全国の総合指数の前月比が0.6%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料**、**住居**などの上昇が要因となっている。

		総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726
指 数	甲府市	103.2	102.9	100.8	107.4	111.7	98.7	122.5	108.7	104.4	100.5	94.3	99.2	102.4	102.4
	全国	103.7	103.4	101.7	107.1	109.6	101.8	119.7	108.7	104.4	99.6	94.2	101.0	103.0	102.6
前月比 (%)	甲府市	0.7	0.7	0.7	1.8	0.0	0.8	0.7	-0.9	0.2	0.6	0.1	0.0	-0.5	0.0
	全国	0.6	0.6	0.6	1.5	1.0	0.5	1.0	0.3	0.8	0.4	0.1	0.0	-0.8	0.2
寄与度	甲府市	0.67	0.67	0.00	0.51	0.00	0.14	0.06	-0.04	0.01	0.03	0.02	0.00	-0.05	0.00
	全国		0.55	0.49	0.40	0.04	0.10	0.08	0.01	0.03	0.02	0.01	0.00	-0.07	0.01

前 月 比



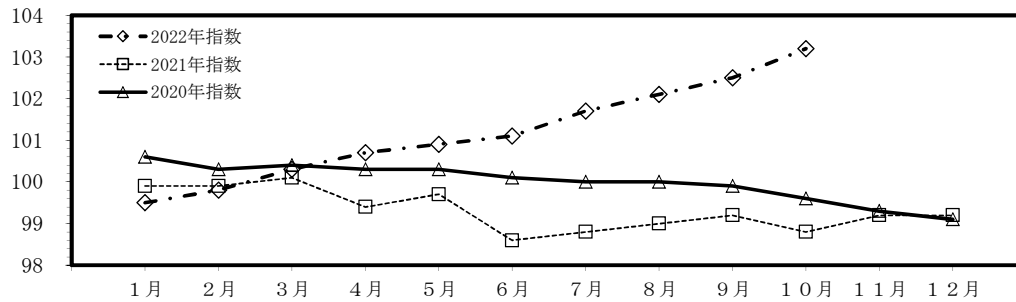
寄 与 度



3 消費者物価指数の推移

(1) 総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	99.5	99.8	100.3	100.7	100.9	101.1	101.7	102.1	102.5	103.2		
2021年指数	99.9	99.9	100.1	99.4	99.7	98.6	98.8	99.0	99.2	98.8	99.2	99.2
2020年指数	100.6	100.3	100.4	100.3	100.3	100.1	100.0	100.0	99.9	99.6	99.3	99.1
前年同月比	-0.4	0.0	0.3	1.3	1.2	2.6	2.9	3.2	3.4	4.5		
前月比	0.3	0.3	0.5	0.4	0.2	0.2	0.6	0.4	0.4	0.7		

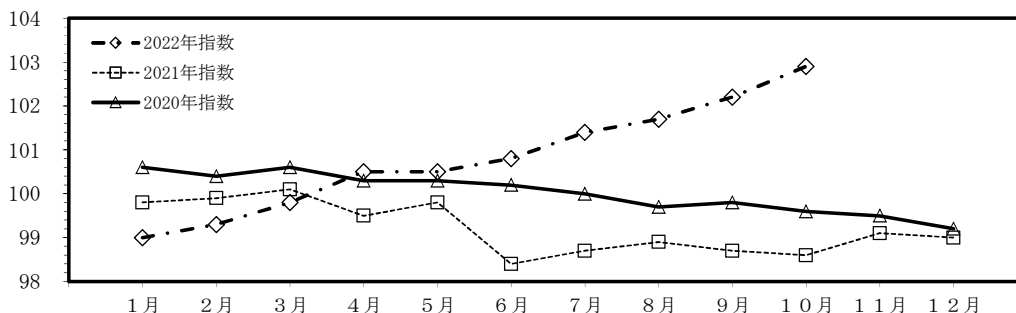
<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	100.3	100.7	101.1	101.5	101.8	101.8	102.3	102.7	103.1	103.7		
2021年指数	99.8	99.8	99.9	99.1	99.4	99.5	99.7	99.7	100.1	99.9	100.1	100.1
2020年指数	100.5	100.3	100.3	100.2	100.1	99.9	100.0	100.1	99.9	99.8	99.5	99.3
前年同月比	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	3.0	3.7		
前月比	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.0	0.5	0.4	0.4	0.6		

※指数と前月比等は端数処理の関係で一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 生鮮食品を除く総合

2020年=100



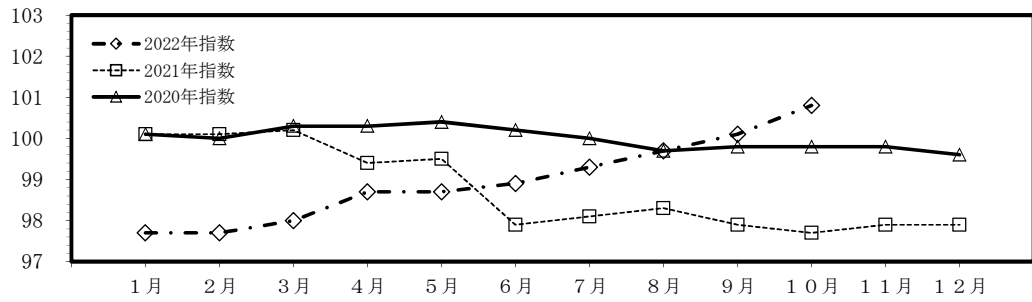
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	99.0	99.3	99.8	100.5	100.5	100.8	101.4	101.7	102.2	102.9		
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.5	99.8	98.4	98.7	98.9	98.7	98.6	99.1	99.0
2020年指数	100.6	100.4	100.6	100.3	100.3	100.2	100.0	99.7	99.8	99.6	99.5	99.2
前年同月比	-0.8	-0.6	-0.3	1.0	0.8	2.4	2.7	2.9	3.6	4.3		
前月比	0.0	0.3	0.5	0.6	0.1	0.2	0.6	0.4	0.4	0.7		

<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	100.1	100.5	100.9	101.4	101.6	101.7	102.2	102.5	102.9	103.4		
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.3	99.5	99.5	99.8	99.8	99.8	99.9	100.1	100.0
2020年指数	100.5	100.4	100.5	100.1	100.1	100.0	100.0	99.8	99.7	99.7	99.6	99.6
前年同月比	0.2	0.6	0.8	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.0	3.6		
前月比	0.0	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1	0.5	0.3	0.3	0.6		

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	97.7	97.7	98.0	98.7	98.7	98.9	99.3	99.7	100.1	100.8		
2021年指数	100.1	100.1	100.2	99.4	99.5	97.9	98.1	98.3	97.9	97.7	97.9	97.9
2020年指数	100.1	100.0	100.3	100.3	100.4	100.2	100.0	99.7	99.8	99.8	99.8	99.6

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	-2.4	-2.4	-2.2	-0.7	-0.7	1.0	1.2	1.4	2.2	3.2		
前月比	-0.1	0.0	0.3	0.7	0.1	0.2	0.4	0.3	0.4	0.7		

<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年指数	99.0	99.2	99.5	99.9	100.1	100.1	100.6	100.9	101.1	101.7		
2021年指数	100.2	100.1	100.2	99.1	99.3	99.2	99.4	99.3	99.3	99.2	99.2	99.1
2020年指数	100.2	100.1	100.2	100.1	100.2	100.0	100.0	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	-1.1	-1.0	-0.7	0.8	0.8	1.0	1.2	1.6	1.8	2.5		
前月比	-0.1	0.1	0.3	0.4	0.2	0.0	0.5	0.3	0.3	0.6		

甲府市消費者物価指数（2022年（令和4年）10月分）

2020年＝100

大分類			ウエイト	全国 当月 指数	甲府市				
					当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
中分類									
小分類									
総合			10,000	103.7	103.2	102.5	98.8	0.7	4.5
生鮮食品を除く総合			9,611	103.4	102.9	102.2	98.6	0.7	4.3
生鮮食品及びエネルギーを除く総合			8,854	101.7	100.8	100.1	97.7	0.7	3.2
食料			2,673	107.1	107.4	105.5	99.9	1.8	7.5
生鮮食品			389	109.6	111.7	111.7	103.3	0.0	8.1
生鮮食品を除く食料			2,283	106.7	106.7	104.4	99.4	2.2	7.4
	穀類		208	106.9	110.0	108.3	97.8	1.6	12.5
	魚介類		197	117.3	121.9	123.4	107.4	-1.2	13.5
		生鮮魚介	102	121.3	135.1	138.4	113.5	-2.4	19.1
	肉類		231	107.5	105.9	102.8	97.8	3.0	8.3
	乳卵類		122	103.2	103.4	102.0	97.7	1.4	5.9
	野菜・海藻		277	106.3	105.1	104.3	101.4	0.8	3.7
		生鮮野菜	188	107.6	105.6	105.2	102.2	0.3	3.3
	果物		108	99.6	98.8	96.2	94.5	2.7	4.6
		生鮮果物	100	99.9	99.3	96.5	95.0	3.0	4.5
	油脂・調味料		117	109.7	111.9	108.7	101.1	3.0	10.7
	菓子類		237	108.3	109.1	107.3	100.7	1.6	8.3
	調理食品		393	107.6	106.7	106.6	99.3	0.1	7.5
	飲料		165	105.2	110.7	101.6	99.8	8.9	10.9
	酒類		134	104.7	104.1	98.3	99.8	5.9	4.2
	外食		483	105.6	103.8	102.5	99.7	1.3	4.1
住居			1,828	101.8	98.7	97.9	96.0	0.8	2.8
	家賃		1,467	100.1	93.4	93.4	92.4	0.0	1.1
	設備修繕・維持		360	111.3	119.9	116.0	110.6	3.4	8.5
光熱・水道			698	119.7	122.5	121.6	103.3	0.7	18.6
	電気代		334	126.0	132.6	131.3	104.5	1.0	26.9
	ガス代		156	122.7	121.6	119.9	100.7	1.4	20.8
	他の光熱		35	137.7	140.6	143.1	118.7	-1.8	18.4
	上下水道料		172	99.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
家具・家事用品			361	108.7	108.7	109.8	102.4	-0.9	6.2
	家庭用耐久財		111	113.6	112.7	116.7	98.2	-3.4	14.8
	室内装備品		26	104.5	110.7	110.0	109.0	0.7	1.5
	寝具類		18	104.2	103.2	101.0	100.0	2.1	3.2
	家事雑貨		76	108.1	117.0	118.5	101.8	-1.3	14.9
	家事用消耗品		112	106.7	100.6	99.5	106.2	1.1	-5.3
	家事サービス		17	101.6	102.5	102.5	100.0	0.0	2.5

大	分		ウエイト	全国 当月 指数	甲 府 市					
	中	分			類	当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
被 服 及 び 履 物				366	104.4	104.4	104.2	101.6	0.2	2.8
	衣 料			162	105.1	103.2	103.8	101.6	-0.6	1.5
		和 服		8	101.2	98.0	98.0	96.9	0.0	1.1
		洋 服		154	105.3	103.4	104.1	101.8	-0.6	1.6
	シャツ・セーター・下着類			112	104.7	106.8	107.8	104.8	-1.0	1.9
		シャツ・セーター類		75	105.7	105.2	106.7	105.7	-1.5	-0.5
		下 着 類		37	102.8	110.0	110.0	103.1	0.0	6.7
	履 物 類			47	102.8	102.6	95.9	93.9	7.0	9.3
	他 の 被 服			32	100.3	105.8	105.8	102.9	0.0	2.8
	被服関連サービス			14	106.2	102.1	102.7	97.8	-0.6	4.3
保 健 医 療				443	99.6	100.5	99.9	100.0	0.6	0.5
	医薬品・健康保持用摂取品			115	101.7	101.0	102.5	99.6	-1.5	1.3
	保健医療用品・器具			89	98.8	104.4	101.7	102.8	2.7	1.6
	保健医療サービス			239	98.7	98.8	97.9	99.1	0.9	-0.3
交 通 ・ 通 信				1,697	94.2	94.3	94.2	93.5	0.1	0.9
	交 通			98	100.9	100.5	100.3	100.9	0.2	-0.4
	自 動 車 等 関 係 費			1,136	104.7	103.6	103.6	103.8	0.0	-0.2
	通 信			462	70.3	70.3	69.9	66.5	0.5	5.6
教 育				233	101.0	99.2	99.2	99.4	0.0	-0.2
	授 業 料 等			169	100.0	98.4	98.4	98.9	0.0	-0.5
	教科書・学習参考教材			5	104.1	103.5	103.5	100.0	0.0	3.5
	補 習 教 育			59	103.5	101.1	101.1	100.7	0.0	0.5
教 養 娛 楽				977	103.0	102.4	103.0	102.0	-0.5	0.4
	教養娯楽用耐久財			78	105.0	104.9	103.0	100.8	1.8	4.1
	教 養 娛 楽 用 品			225	103.8	98.6	99.1	95.4	-0.5	3.4
	書籍・他の印刷物			113	104.2	103.0	102.8	102.3	0.1	0.7
	教養娯楽サービス			561	102.2	103.6	104.6	104.8	-1.0	-1.2
諸 雑 費				726	102.6	102.4	102.5	101.7	0.0	0.7
	理 美 容 サ ー ビ ス			115	101.4	102.5	102.5	100.7	0.0	1.8
	理 美 容 用 品			161	100.5	100.5	100.1	99.9	0.4	0.6
	身 の 回 り 用 品			67	106.0	103.4	105.4	103.4	-1.9	0.0
	た ば こ			48	113.9	113.9	113.5	113.5	0.3	0.3
	他 の 諸 雑 費			335	101.7	101.5	101.4	101.0	0.1	0.5
《別掲》										
エ ネ ル ギ ー				756	125.1	127.2	126.6	109.3	0.5	16.4
教 育 関 係 費				312	101.2	98.8	98.8	99.4	0.0	-0.6
教 養 娛 楽 関 係 費				1,008	102.9	102.4	102.9	101.9	-0.5	0.5
情 報 通 信 関 係 費				539	71.6	72.4	72.3	71.9	0.0	0.7

甲府市消費者物価１０大費目指数

費目	総合			生鮮食品を除く総合			生鮮食品及びエネルギーを除く総合			食料		住居		光熱・水道	
ウエイト	10,000			9,611			8,854			2,673		1,828		698	
年	指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
		%			%			%			%		%		%
2010年	94.9	-1.0		95.5	-1.3		-	-		88.7	-1.1	101.0	-0.1	86.5	-0.1
2011年	94.4	-0.5		95.1	-0.4		-	-		87.4	-1.4	100.2	-0.8	89.2	3.2
2012年	94.6	0.1		95.2	0.1		-	-		87.6	0.2	99.3	-0.9	93.8	5.2
2013年	95.1	0.6		95.8	0.7		-	-		87.6	0.1	98.9	-0.4	99.1	5.7
2014年	97.7	2.7		98.2	2.5		-	-		90.7	3.4	99.8	0.9	104.4	5.3
2015年	98.4	0.7		98.7	0.5		98.4	-		94.0	3.7	99.2	-0.6	101.1	-3.1
2016年	98.0	-0.4		98.1	-0.6		98.7	0.3		95.6	1.6	99.2	0.0	93.3	-7.7
2017年	98.3	0.3		98.3	0.3		98.5	-0.2		96.4	0.9	98.4	-0.8	96.0	2.9
2018年	99.8	1.5		99.7	1.4		99.4	0.9		98.4	2.0	98.8	0.4	100.2	4.4
2019年	100.5	0.7		100.5	0.8		100.1	0.7		99.0	0.6	99.0	0.3	103.2	3.0
2020年	100.0	-0.5		100.0	-0.5		100.0	-0.1		100.0	1.0	100.0	1.0	100.0	-3.1
2021年	99.3	-0.7		99.2	-0.8		98.8	-1.2		100.0	0.0	98.3	-1.7	100.3	0.3
年・月	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比
		%	%		%	%		%	%		%		%		%
2021年11月分	99.2	0.4	-0.1	99.1	0.5	-0.3	97.9	0.2	-1.8	100.1	0.9	96.0	-3.5	105.5	9.4
2021年12月分	99.2	0.0	0.1	99.0	-0.1	-0.2	97.9	-0.1	-1.7	101.1	2.0	95.9	-3.3	106.4	11.6
2022年1月分	99.5	0.3	-0.4	99.0	0.0	-0.8	97.7	-0.1	-2.4	102.8	3.0	95.8	-5.6	107.4	12.9
2022年2月分	99.8	0.3	0.0	99.3	0.3	-0.6	97.7	0.0	-2.4	102.7	3.5	96.0	-5.0	110.4	15.7
2022年3月分	100.3	0.5	0.3	99.8	0.5	-0.3	98.0	0.3	-2.2	103.4	4.4	96.0	-5.4	113.3	17.5
2022年4月分	100.7	0.4	1.3	100.5	0.6	1.0	98.7	0.7	-0.7	103.1	3.7	96.4	-5.1	114.1	16.9
2022年5月分	100.9	0.2	1.2	100.5	0.1	0.8	98.7	0.1	-0.7	103.8	4.3	96.3	-5.4	115.4	15.8
2022年6月分	101.1	0.2	2.6	100.8	0.2	2.4	98.9	0.2	1.0	103.7	3.8	97.3	1.3	116.3	16.1
2022年7月分	101.7	0.6	2.9	101.4	0.6	2.7	99.3	0.4	1.2	104.4	4.7	97.7	1.6	118.9	17.8
2022年8月分	102.1	0.4	3.2	101.7	0.4	2.9	99.7	0.3	1.4	104.8	4.3	97.7	1.5	120.6	19.4
2022年9月分	102.5	0.4	3.4	102.2	0.4	3.6	100.1	0.4	2.2	105.5	4.2	97.9	1.8	121.6	19.1
2022年10月分	103.2	0.7	4.5	102.9	0.7	4.3	100.8	0.7	3.2	107.4	7.5	98.7	2.8	122.5	18.6

2020年=100

家具・家事用品		被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		費 目
361		366		443		1,697		233		977		726		ウエイト
指数	前年 比	指数	前年 比	指数	前年 比	指数	前年 比	指数	前年 比	指数	前年 比	指数	前年 比	年
96.2	-1.8	94.1	-1.4	95.8	0.3	98.2	1.8	107.2	-15.3	96.7	-2.2	100.1	1.6	2010年
94.1	-2.2	93.1	-1.0	95.9	0.1	100.0	1.8	104.0	-3.0	94.1	-2.7	103.2	3.1	2011年
90.9	-3.4	94.7	1.7	95.5	-0.4	101.1	1.1	104.7	0.7	92.1	-2.1	102.8	-0.4	2012年
89.1	-1.9	94.4	-0.3	94.4	-1.1	103.2	2.1	104.5	-0.2	92.3	0.2	103.7	0.9	2013年
93.2	4.6	96.0	1.7	95.0	0.7	105.8	2.5	106.9	2.4	94.5	2.3	107.1	3.3	2014年
95.7	2.7	98.5	2.7	95.4	0.4	102.4	-3.2	109.4	2.3	96.2	1.8	107.1	0.0	2015年
93.4	-2.4	97.6	-1.0	96.3	1.0	100.3	-2.1	110.5	1.0	96.7	0.5	107.6	0.5	2016年
92.6	-0.9	96.7	-0.8	97.6	1.3	99.9	-0.4	111.2	0.6	97.1	0.4	107.9	0.2	2017年
92.7	0.1	97.3	0.5	99.4	1.9	101.7	1.8	111.4	0.2	98.7	1.6	108.4	0.4	2018年
95.3	2.8	98.5	1.3	100.2	0.7	101.3	-0.4	109.4	-1.7	100.7	2.0	106.7	-1.5	2019年
100.0	4.9	100.0	1.5	100.0	-0.2	100.0	-1.3	100.0	-8.6	100.0	-0.7	100.0	-6.3	2020年
102.6	2.6	100.3	0.3	100.4	0.4	95.8	-4.2	99.4	-0.6	101.2	1.2	101.3	1.3	2021年
指数	前年 同月 比	指数	前年 同月 比	指数	前年 同月 比	指数	前年 同月 比	指数	前年 同月 比	指数	前年 同月 比	指数	前年 同月 比	年・月
103.3	1.1	103.0	2.0	100.0	-0.2	94.0	-5.5	99.4	0.4	102.1	3.8	102.0	1.4	2021年11月分
102.3	0.4	100.4	0.7	99.9	0.8	93.2	-6.5	99.4	0.4	101.3	2.9	102.1	1.7	2021年12月分
102.5	1.4	99.9	0.6	99.9	-0.4	93.5	-6.5	99.4	0.4	99.2	-0.7	102.3	1.8	2022年1月分
101.4	-0.4	97.5	-1.3	100.1	-0.3	93.9	-6.8	99.4	0.4	100.2	0.4	102.3	1.4	2022年2月分
101.8	-0.2	99.1	-0.8	100.2	-0.4	93.9	-6.7	99.5	0.3	100.6	-0.1	102.3	1.5	2022年3月分
105.0	1.6	101.3	0.0	99.6	-1.0	93.9	-0.1	100.2	0.0	102.0	0.0	102.4	1.6	2022年4月分
104.9	2.2	101.3	-0.3	99.6	-1.2	93.3	-1.0	99.6	-0.8	102.8	0.2	102.4	1.5	2022年5月分
105.8	3.7	101.3	0.8	99.9	-0.4	93.3	-1.2	99.2	-0.2	102.1	1.1	102.5	1.3	2022年6月分
105.6	2.1	100.7	1.9	100.0	-0.4	94.8	-0.9	99.2	-0.2	101.5	0.4	102.7	1.4	2022年7月分
105.9	2.4	99.4	3.3	99.7	-0.8	94.6	-0.3	99.2	-0.2	103.1	1.1	103.8	1.5	2022年8月分
109.8	5.9	104.2	2.4	99.9	-0.6	94.2	-0.3	99.2	-0.2	103.0	2.5	102.5	1.3	2022年9月分
108.7	6.2	104.4	2.8	100.5	0.5	94.3	0.9	99.2	-0.2	102.4	0.4	102.4	0.7	2022年10月分

都市階級・地方・都道府県庁 所在市別10大費目指数（2022年(令和4年)10月分）

2020年＝100

地 域		総 合	前月比	前年同月比	生鮮食品を除く総合	持家の帰属家賃を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	食 料	住 居	光 熱・水道	家 具・家事用品	被服及び履物	保 健・医療	交 通・通信	教 育	教 娛・養 楽	諸 雑 費
			(%)	(%)														
全 国		103.7	0.6	3.7	103.4	104.3	101.7	100.1	107.1	101.8	119.7	108.7	104.4	99.6	94.2	101.0	103.0	102.6
地 方	大 都 市	103.5	0.6	3.7	103.2	104.1	101.6	100.1	107.0	101.4	120.2	109.0	104.4	99.5	92.9	100.8	103.2	102.6
	中 都 市	103.6	0.6	3.7	103.3	104.3	101.6	100.0	107.0	101.5	120.0	108.3	104.0	99.6	94.2	101.1	103.0	102.5
	小都市A	103.9	0.6	3.8	103.6	104.5	101.8	100.2	107.1	102.2	119.1	109.1	104.5	99.6	94.7	101.5	103.0	102.7
	小都市B・町村	104.1	0.7	3.8	103.9	104.7	101.8	100.1	107.6	102.7	118.9	108.4	104.9	99.6	95.1	100.9	102.9	102.8
	北 海 道	104.6	0.3	4.3	104.4	105.2	101.9	100.0	108.1	102.6	120.0	108.8	107.4	98.7	94.4	99.5	102.7	103.7
	東 北 道	104.1	0.4	3.9	104.0	104.7	101.9	100.0	106.9	102.4	117.8	108.5	105.6	99.4	94.9	100.2	103.1	103.0
	関 東 区	103.6	0.6	3.7	103.4	104.3	101.7	100.3	106.5	101.5	123.1	108.8	103.5	99.3	94.0	101.3	103.3	102.4
	北 陸 県	103.3	0.5	3.5	103.1	104.0	101.3	99.5	107.2	100.6	115.6	107.1	105.4	99.3	95.0	100.5	103.3	102.5
	東 海 道	104.3	0.7	4.3	104.0	104.9	101.9	100.5	107.1	102.3	125.1	110.2	104.7	99.8	95.3	101.9	103.2	102.8
	近 畿 道	103.4	0.7	3.5	103.1	104.2	101.9	100.1	107.7	101.8	115.5	108.8	104.9	99.8	92.6	100.4	102.7	102.4
	中 国 道	104.0	0.7	4.0	103.6	104.4	101.5	99.8	108.2	102.3	120.3	108.3	103.4	99.9	94.8	100.6	102.5	102.1
	四 国 道	102.9	0.5	3.2	102.5	103.3	100.9	99.2	106.7	101.5	112.3	107.4	105.8	100.0	93.6	100.8	102.7	102.5
	九 州 道	103.2	0.5	3.3	102.8	103.6	101.4	99.6	107.9	101.9	111.7	108.0	104.1	100.2	94.1	100.9	102.8	103.0
	沖 縄 県	104.6	0.7	4.3	103.9	105.3	102.1	99.7	110.1	101.2	116.2	105.7	107.4	101.3	93.4	100.6	103.1	103.0
都 道 府 県 庁 所 在 市	札 幌 市	104.0	0.1	4.0	103.7	104.8	101.5	99.4	108.6	101.2	117.4	108.8	107.7	98.8	93.3	101.4	103.3	103.6
	青 森 市	104.2	-0.2	3.8	104.0	105.0	101.8	100.3	106.1	102.8	121.0	107.1	102.9	98.6	93.1	99.3	103.4	103.1
	盛 岡 市	104.0	0.5	3.2	104.0	104.6	102.1	99.8	107.8	100.7	117.5	111.6	104.5	98.8	94.9	102.0	102.3	102.7
	仙 台 市	104.6	0.4	4.6	104.5	104.8	102.8	101.2	106.9	104.2	119.4	107.1	108.6	99.9	93.0	99.8	103.6	102.7
	秋 田 市	105.2	0.3	4.5	105.2	105.8	103.1	101.4	108.0	105.1	118.9	110.4	105.7	100.1	94.6	99.6	104.5	104.1
	山 形 市	103.8	0.3	4.0	103.8	104.0	101.8	100.2	106.5	104.5	115.6	109.0	107.5	100.2	94.3	99.5	101.8	102.1
	福 島 市	103.6	0.7	4.0	103.6	104.3	101.7	99.7	107.2	101.2	116.1	108.6	106.2	99.8	94.2	101.1	103.4	101.4
	水 戸 市	103.9	0.7	3.8	104.1	104.3	102.1	100.0	106.9	102.6	122.2	110.1	105.6	100.5	93.2	102.0	102.6	102.9
	宇都宮市	103.2	0.4	3.7	103.1	103.6	101.3	99.5	106.6	100.9	119.9	106.4	102.7	100.8	94.7	101.2	101.9	102.8
	前 橋 市	102.9	0.4	2.8	102.6	103.8	100.7	99.3	105.9	99.6	122.6	105.5	101.9	98.3	95.9	100.8	103.3	102.8
	さいたま市	103.2	0.6	3.5	103.1	104.1	101.5	100.3	106.0	100.8	122.7	110.1	104.3	99.1	96.1	100.9	102.2	101.4
	千 葉 市	103.1	0.7	3.7	102.9	103.7	101.2	100.1	105.7	102.2	118.1	109.6	102.2	97.2	93.7	103.2	104.1	103.6
	東京都港区	103.5	0.5	3.5	103.2	104.2	101.8	100.5	106.7	101.3	124.2	108.9	103.4	99.5	91.3	101.1	103.5	103.0
	横 浜 市	103.2	0.5	3.5	103.1	104.1	101.5	100.2	106.5	100.6	124.9	110.0	104.9	98.9	92.6	100.3	103.4	101.5
都 道 府 県 庁 所 在 市	新 潟 市	103.4	0.7	4.2	103.2	104.4	101.4	99.4	108.1	98.9	117.6	108.5	106.8	100.3	94.7	99.5	103.5	102.9
	富 山 市	103.6	0.5	3.6	103.4	103.7	101.8	100.1	106.8	104.4	115.0	109.7	100.6	99.6	94.7	100.0	102.2	101.9
	金 沢 市	103.2	0.3	3.0	103.2	103.6	101.7	99.9	106.6	101.5	117.5	104.9	107.7	97.4	95.4	100.4	103.4	102.2
	福 井 市	103.3	0.9	3.7	103.0	104.0	101.4	99.5	107.9	101.3	114.6	110.6	97.2	100.8	93.0	102.4	102.0	101.8
	甲 府 市	103.2	0.7	4.5	102.9	104.7	100.8	98.9	107.4	98.7	122.5	108.7	104.4	100.5	94.3	99.2	102.4	102.4
	長 野 市	104.9	0.7	4.4	104.8	105.7	102.6	100.8	107.9	102.8	122.5	109.7	105.6	99.7	96.1	100.3	103.8	102.4
	岐 阜 市	104.1	1.0	4.0	104.1	104.8	102.0	101.2	105.0	103.7	124.7	115.7	105.7	100.2	94.7	101.3	102.2	104.0
	静 岡 市	103.5	0.7	4.1	103.1	104.3	101.0	99.4	106.5	99.7	125.9	106.0	104.0	99.6	93.8	101.2	102.9	102.6
	名古屋市中区	104.2	0.6	4.4	103.9	104.8	101.9	100.4	107.1	101.0	127.2	109.4	106.5	100.1	93.9	102.8	103.3	103.0
	津 市	103.8	0.6	4.5	103.8	104.7	101.8	100.3	106.8	100.8	129.0	108.0	104.2	99.8	96.2	101.7	103.0	102.4
	大 津 市	102.8	0.7	3.2	102.5	103.1	101.2	99.9	105.8	101.9	114.3	107.0	105.8	98.0	94.6	100.1	102.8	102.7
	京 都 市	103.9	0.6	3.5	103.6	104.6	102.3	100.8	107.5	102.3	115.3	114.0	104.8	99.3	92.5	99.7	103.3	102.1
	大 阪 市	103.2	0.7	3.8	102.8	103.7	101.5	99.8	107.4	102.9	110.1	111.8	104.9	100.6	88.5	100.6	102.3	102.1
	大 神 戸 市	102.6	0.6	3.2	102.3	103.4	101.2	99.5	106.5	100.0	116.1	106.6	106.2	99.8	91.8	97.6	103.2	102.9
	奈 良 市	103.9	0.7	3.6	103.6	104.6	102.4	100.5	109.3	102.7	115.5	110.9	100.6	99.7	94.2	97.7	103.8	102.5
	和歌山市	103.0	1.0	3.1	102.5	103.9	101.2	98.9	109.7	100.0	113.9	106.7	105.3	97.8	91.7	100.2	102.3	100.6
	鳥 取 市	103.7	0.7	4.5	103.2	104.1	101.0	99.1	108.2	101.2	122.3	103.7	102.7	97.0	95.4	99.1	103.2	103.5
	松 江 市	102.6	-0.7	2.5	102.3	103.2	100.0	97.5	108.7	100.7	104.4	107.8	105.8	99.1	94.4	100.6	102.5	102.8
	岡 山 市	103.4	0.6	3.2	103.1	103.8	101.3	99.6	107.4	101.6	120.3	108.0	103.5	100.8	93.4	102.5	101.8	101.5
	広 島 市	104.1	0.8	4.4	103.6	104.3	101.8	100.1	108.4	103.2	121.7	107.6	102.5	98.5	94.2	100.0	102.7	101.9
	山 口 市	104.6	0.8	4.1	104.3	105.2	102.3	100.5	108.9	102.9	120.5	113.7	106.4	101.5	95.9	100.0	102.3	102.0
	徳 島 市	103.2	0.6	3.1	102.9	103.8	101.3	99.8	106.7	102.4	113.0	107.1	101.3	98.8	95.7	102.7	101.9	102.7
	高 松 市	103.0	0.5	3.4	102.6	103.5	101.1	99.3	107.8	100.2	112.8	110.7	107.3	99.9	94.3	98.2	102.9	102.5
	松 山 市	102.7	0.2	3.1	102.3	103.3	101.0	99.5	106.8	100.9	112.2	107.1	106.6	99.7	93.3	100.4	103.7	101.7
	高 知 市	102.9	0.5	3.1	102.6	103.2	101.3	99.8	106.5	104.0	108.8	104.8	105.6	100.2	93.3	103.3	101.0	102.4
	福 岡 市	102.3	0.6	2.6	101.8	102.6	100.5	98.4	108.7	99.6	101.5	109.0	102.7	99.8	94.3	102.5	103.0	102.8
	佐 賀 市	102.9	0.6	3.4	102.5	103.5	101.2	100.0	106.3	102.9	112.2	106.6	104.5	99.9	93.1	99.4	103.2	103.5
	長 崎 市	103.8	0.4	3.7	103.1	104.0	101.7	100.2	108.2	103.5	113.4	100.8	104.6	101.5	93.3	99.9	103.5	102.9
	熊 本 市	103.4	0.6	4.0	102.9	103.6	101.6	100.1	108.1	104.1	113.1	107.5	103.8	99.9	92.8	100.0	102.7	103.3
	大 分 市	102.5	0.3	2.9	102.1	103.1	100.7	98.8	107.6	99.2	112.9	112.4	103.2	99.7	93.2	100.7	101.5	102.1
	宮 崎 市	103.5	0.7	3.7	103.1	103.9	101.6	100.4	106.6	103.8	114.2	109.4	106.2	100.2	95.1	101.2	102.8	103.8
	鹿児島市	102.5	0.1	2.9	102.6	103.0	101.3	99.9	105.0	102.2	116.5	107.3	105.0	100.5	92.0	100.1	103.0	102.1
	那 覇 市	104.9	0.7	4.0	104.0	105.4	102.4	100.0	110.7	102.3	115.5	105.6	107.1	101.1	92.3	100.6	102.9	102.6
川 崎 市	川 崎 市	102.6	0.5	3.4	102.5	103.5	101.0	99.4	106.0	99.5	123.7	107.6	103.0	99.7	92.3	100.5	103.3	10

(抄)

2022. **12**
No. **539**

調査月報

県内経済の動向 1

県内主要業界の動向 4

県内経済トピックス 10

主要経済指標 11

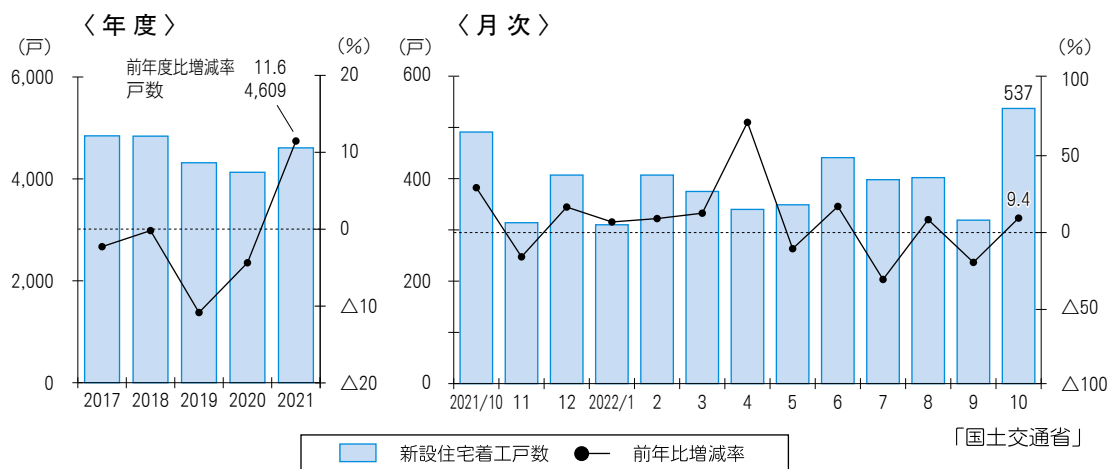
最近の話題 15

 山梨中央銀行

県内経済の動向

グラフでみる県内景気

県内新設住宅着工戸数推移



○ 2022年10月の新設住宅着工戸数は、537戸で前年比9.4%増となり、2か月ぶりに前年を上回った。住宅着工件数は、このところ一進一退で推移している。

概況

最近の県内景気（10月～11月）は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されるなかで、緩やかに持ち直している。生産面においては、機械工業が、全体としては好調に推移しているものの、一部に弱い動きもみられる。需要面においては、設備投資で減速感が窺われる一方、個人消費は持ち直している。

需要：個人消費は、食料品が値上がりの影響を受けつつも底堅く推移したほか、衣料品も伸張するなど、持ち直している。

生産：機械工業は、工作機械などで好調な動きが続いているが、半導体製造装置や電子デバイスなどで受注が鈍化するなど一部に弱い動きもみられる。地場産業関連は、国内需要の縮小や原材料価格の上昇など厳しい局面が続いているが、一部に回復の動きもみられる。

消費動向

10月～11月の商況をみると、食料品が値上がりの影響を受けつつも底堅く推移したほか、衣料品も伸張するなど、持ち直し。

10月の乗用車販売は、前年同月比29.3%増（普通車26.7%増、小型車33.3%増）と、2か月連続の前年比増加。

10月の県内観光は、秋の行楽シーズンを迎えるなか、大型イベントの開催や全国旅行支援の開始、外国人旅行客の受け入れ制限緩和などを受け、入込みが増加傾向で推移。

建設動向

住宅建設：新設住宅着工戸数（10月）は、前年同月比9.4%増と2か月ぶりの増加。利用関係別でみると、持家（前年同月比0.4%増）が4か月ぶりの増加、貸家（同29.7%増）が2か月ぶりの増加、分譲住宅（同31.3%増）が3か月連続の増加。

公共工事：公共工事保証請負額（10月：東日本建設業保証㈱）は94億84百万円で、前年同月比26.8%の減少。発注者別にみると、国が前年同月比59.0%減少、県が同9.0%減少、市町村が同26.9%減少。

雇用情勢

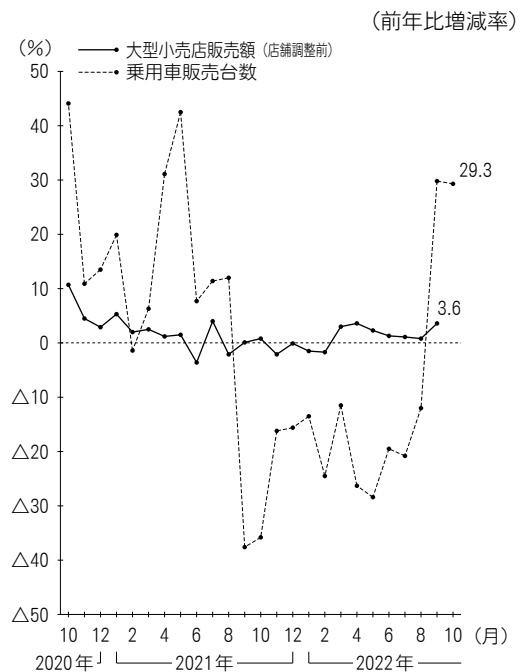
10月の有効求人倍率は1.45倍で、前月と比べて0.05ポイント低下。

新規求人数は、前年同月比4.1%増と20か月連続の増加。産業別では、建設業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉等は増加、製造業、情報通信業、学術研究・専門・技術サービス業、サービス業等は減少。

企業倒産

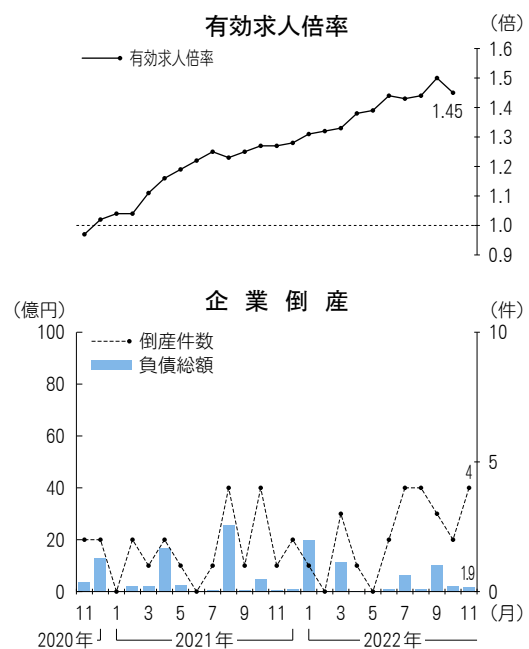
11月の企業倒産（負債総額1千万円以上）は4件、負債総額は1億94百万円（東京商工リサーチ調べ）。前月と比べて2件増加、負債総額は6百万円減少。

大型小売店販売額・乗用車販売台数推移



「経済産業省・山梨県自動車販売店協会」

雇用情勢・企業倒産の推移



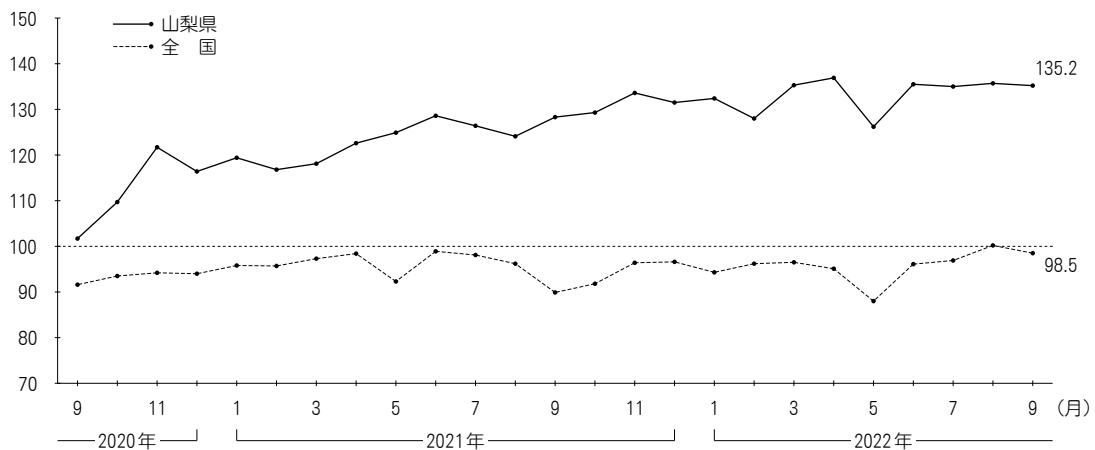
「山梨労働局職業安定部・東京商工リサーチ甲府支店」

生産・出荷動向

- 食品：**ワインは、新酒の引き合いが好調であり、出荷が持ち直し。ミネラルウォーターは、美容促進や健康維持の目的で炭酸水を常飲する消費者が増加し、出荷が好調を維持。菓子類は、冬季向け製品の需要が増加しており繁忙。
- ニ ッ ト：**受注面をみると、秋冬物の追加が断続的に入ってきており、総じて持ち直し。特に、国内回帰の流れが急速に拡大しており、OEMを主軸としているメーカーの受注が伸長。生産面をみると、秋冬物の取り扱いで高稼働が続く。
- 織 物：**婦人服地は、受注・生産が基調として持ち直し。店頭での秋冬物の販売が好調でメーカーへの追加発注が増加。紳士服裏地は、高級素材を使用した製品に良好な動き。マフラー・ストール類は、受注・生産が底堅く推移。
- 宝 飾：**受注・生産は、例年の水準には至らないものの、年末商戦を迎え持ち直し。国内向けは、販売価格の上昇と感染急拡大から購買意欲が低下しており、やや減速。一方、海外向けは、円安の進行や渡航制限の緩和から上向き。
- 電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス：**リードフレームは、車載向け、産業機器向けの受注・生産が好調。コネクタは、車載向けや基地局向け、家電向けなど幅広い品目で底堅い受注を確保。ICチップは、在庫調整局面を迎えており、受注・生産が減少。
- 生産用機械：**半導体の在庫調整がみられるなかで、半導体製造装置の受注は、これまでの増勢が鈍化。受注残が積みあがっていることから、生産面は依然高稼働。工作機械および関連部品は、受注・生産が好調に推移。
- 輸送機械：**自動車部品は、納入先や取扱製品によるばらつきがみられるが、全体としては受注・生産が上向き。依然として半導体不足の影響が窺われるなかで、先行きへの不透明感は強い。車種別では、トラック向け部品に持ち直しの動き。
- 汎用・業務用機械：**デジタルカメラ部品は、ミラーレスカメラの底堅い人気を背景に、受注・生産が持ち直し。計測機器は、エネルギー関連設備向けの受注・生産が堅調に推移。カード販売機などのサービス用機器は、受注・生産が弱含み。

山梨県鉱工業生産指数推移

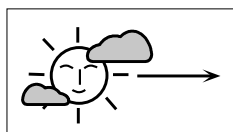
(2015年 = 100、季節調整済)



「経済産業省・県統計調査課」

- 9月の鉱工業生産指数は135.2で前月比0.4%の低下。
- 前年比(原数値)では5.4%の上昇となり、24か月連続の上昇。
- 業種別にみると、電子部品・デバイス工業、食料品工業、金属製品工業等の10業種が上昇、生産用機械工業、電気機械工業、業務用機械工業等の6業種が低下。

電気機械 情報通信機械 電子部品・デバイス



リードフレームの受注・生産が好調

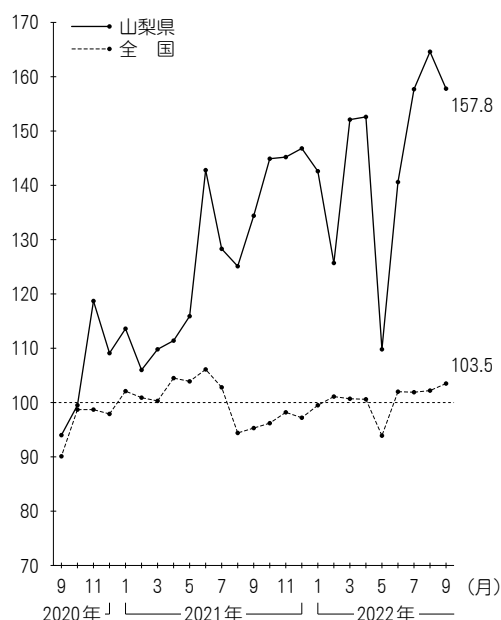
リードフレームは、パワー半導体の需要が高まるなかで、車載向け、産業機器向けの受注・生産が好調に推移している。先行きについても、高稼働が続く見通しにある。

コネクタは、受注・生産が堅調に推移している。スマートフォン向けがやや弱含んでいる一方、車載向けや基地局向け、家電向けなど幅広い品目で底堅い受注を確保している。

ICチップは、受注・生産が減少している。半導体不足の状況下、前倒し発注により在庫を確保する動きが広がっていたが、需要減退に伴い在庫が過剰気味となったことから、調整局面を迎えている。

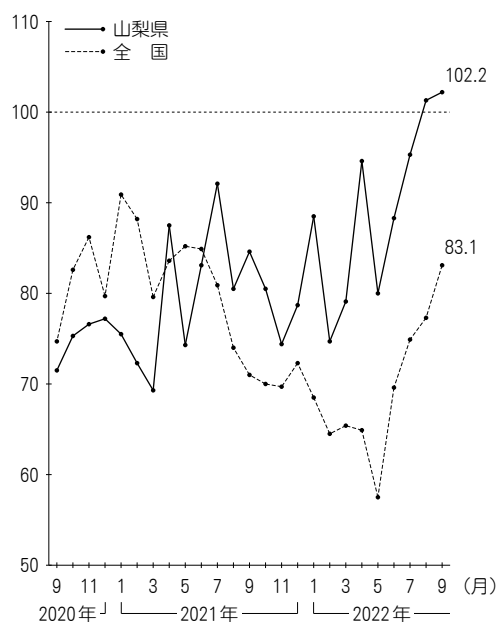
電気機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



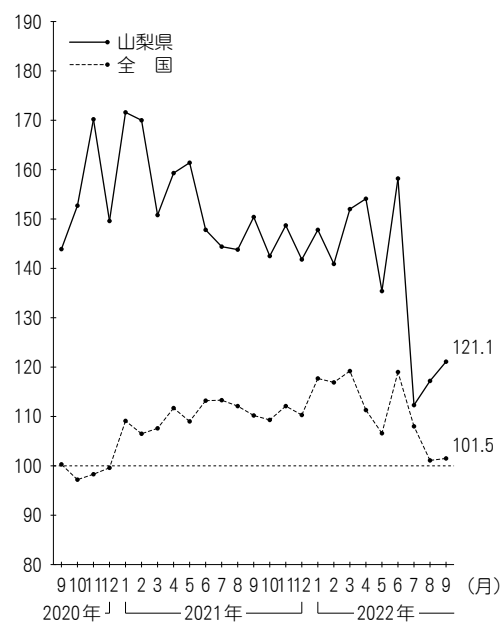
情報通信機械工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



電子部品・デバイス工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



山梨県の主要経済指標 ①

摘要 年月	県人口 (注1)		県税収入済額 (注2)		鉱工業生産指数		鉱工業出荷指数		鉱工業在庫指数 (注3)		景気動向指数 (CI) (注4)			消費者物価指数 (甲府市)	
	人口	前年比	金額	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	先行指数	一致指数	遅行指数	指数	前年比
	人	%	億円	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100			2020年=100	%
2019年	812,056	△ 0.8	936	△ 3.5	109.2	△ 12.1	112.6	△ 11.4	122.3	△ 6.0	105.5	100.6	95.3	100.5	0.7
2020年	809,974	△ 0.3	922	△ 1.5	104.9	△ 3.9	110.9	△ 1.5	143.4	17.3	105.2	101.4	82.9	100.0	△ 0.5
2021年	805,338	△ 0.6	976	5.8	125.4	19.5	133.3	20.2	154.7	7.9	126.4	112.4	98.6	99.3	△ 0.7
2021.10	805,338	△ 0.6	67	14.1	129.3	15.7	135.7	14.3	143.9	1.6	127.3	115.2	96.5	98.8	△ 0.8
11	805,118	△ 0.6	74	4.3	133.6	14.5	138.7	14.0	148.2	1.3	125.1	116.7	98.1	99.2	△ 0.1
12	804,749	△ 0.6	105	3.7	131.5	13.6	138.0	11.8	153.3	7.9	126.4	112.4	98.6	99.2	0.1
2022.1	804,245	△ 0.6	77	14.2	132.4	11.8	139.0	6.1	185.1	32.4	127.2	112.9	98.9	99.5	△ 0.4
2	803,297	△ 0.6	38	△ 7.7	128.0	9.6	135.4	6.1	183.9	34.7	121.0	107.9	106.7	99.8	0.0
3	802,500	△ 0.6	57	11.5	135.3	13.6	141.0	8.4	220.8	77.2	134.8	114.3	105.7	100.3	0.3
4	800,598	△ 0.6	59	4.5	136.9	10.0	144.8	10.7	197.4	24.5	141.0	117.8	105.4	100.7	1.3
5	801,835	△ 0.6	133	17.2	126.2	2.6	140.0	6.4	186.5	28.8	132.2	121.0	110.1	100.9	1.2
6	801,968	△ 0.5	170	1.7	135.5	5.4	150.9	9.7	168.3	22.2	148.5	123.9	108.9	101.1	2.6
7	802,088	△ 0.5	84	△ 5.3	135.0	6.1	141.6	7.3	192.0	36.5	137.1	123.8	110.7	101.7	2.9
8	802,098	△ 0.5	64	5.2	135.7	11.0	147.2	12.9	181.8	30.5	145.5	128.4	120.4	102.1	3.2
9	801,878	△ 0.5	52	2.2	135.2	5.4	146.4	8.9	190.9	28.8	142.3	128.9	119.9	102.5	3.4
10	801,620	△ 0.5	66	△ 1.3											
出所	県統計調査課		県税務課		県統計調査課						県統計調査課			県統計調査課	

全国の主要経済指標 ①

摘要 年月	人口 (注1)		租税収入 (注2)		鉱工業生産指数		鉱工業出荷指数		鉱工業在庫指数 (注3)		景気動向指数 (CI) (注4)			消費者物価指数	
	人口	前年比	金額	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	先行指数	一致指数	遅行指数	指数	前年比
	千人	%	億円	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100	%	2015年=100			2020年=100	%
2019年	126,167	△ 0.2	584,415	△ 3.2	101.1	△ 3.0	100.2	△ 2.7	101.7	1.2	91.2	95.5	102.5	100.0	0.5
2020年	125,708	△ 0.4	608,216	4.1	90.6	△ 10.4	89.6	△ 10.6	93.2	△ 8.4	96.5	90.1	90.9	100.0	0.0
2021年	125,502	△ 0.2	670,379	10.2	95.7	5.6	93.7	4.6	97.8	4.9	102.8	96.9	94.8	99.8	△ 0.2
2021.10	125,502	△ 0.2	42,654	11.6	91.8	△ 4.3	89.1	△ 5.9	98.4	2.1	100.6	92.9	93.7	99.9	0.1
11	125,443	△ 0.2	81,937	8.8	96.4	4.8	93.9	3.3	99.8	5.5	102.0	96.4	94.1	100.1	0.6
12	125,380	△ 0.2	38,702	8.3	96.6	2.2	94.1	2.5	99.9	4.9	102.8	96.9	94.8	100.1	0.8
2022.1	125,309	△ 0.3	64,406	17.9	94.3	△ 0.8	92.7	△ 1.3	99.2	4.7	101.2	96.3	94.4	100.3	0.5
2	125,194	△ 0.3	56,467	9.9	96.2	0.5	92.7	△ 1.5	101.3	7.1	100.2	96.4	95.1	100.7	0.9
3	125,103	△ 0.3	35,292	27.9	96.5	△ 1.7	93.3	△ 2.4	100.9	6.8	100.7	97.0	95.3	101.1	1.2
4	125,071	△ 0.3	61,693	38.5	95.1	△ 4.9	93.0	△ 4.6	98.6	4.1	102.3	97.1	96.3	101.5	2.5
5	125,072	△ 0.2	112,443	△ 6.8	88.0	△ 3.1	89.2	△ 3.1	97.7	3.8	100.7	95.9	95.8	101.8	2.5
6	125,104	△ 0.1	27,787	14.8	96.1	△ 2.8	93.7	△ 2.9	99.6	4.2	100.3	99.2	97.6	101.8	2.4
7	p124,840	△ 0.7	69,133	10.5	96.9	△ 2.0	94.8	△ 2.1	100.2	5.1	98.9	100.1	97.2	102.3	2.6
8	p124,780	△ 0.7	59,982	10.4	100.2	5.8	97.5	5.9	100.9	5.9	101.3	101.8	98.8	102.7	3.0
9	p124,750	△ 0.6	38,515	9.0	98.5	9.6	95.1	9.4	103.8	6.1	97.5	101.4	99.2	103.1	3.0
10	p124,830	△ 0.5			p95.9	3.7	p94.1	4.8	p103.0	4.7				103.7	3.7
出所	総務省		財務省		経済産業省						内閣府			総務省	

(注1) 年数値は10月1日現在 (注2) 年数値は年度計 (注3) 年数値は年平均 (注4) 年数値は12月現在 (注5) pは速報値

山梨県の主要経済指標 ②

摘要 年月	大型小売店販売額 (店論調整前)		コンビニエンスストア 販売額		家電大型専門店 販売額		ドラッグストア 販売額		ホームセンター 販売額		新車登録台数(除軽自)				軽自動車 販売台数	
	金額		金額		金額		金額		金額		合 計		乗 用 車			
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
2019 年	900	2.0	928	0.1	190	1.1	541	2.8	276	1.0	21,973	△ 2.1	18,986	△ 2.9	16,378	△ 1.1
2020 年	1,189	1.9	875	△ 5.6	214	12.3	578	6.9	314	13.8	19,714	△ 10.3	16,861	△ 11.2	14,915	△ 8.9
2021 年	1,248	0.7	893	2.0	221	3.2	541	△ 6.5	324	3.2	20,081	1.9	16,605	△ 1.5	14,249	△ 4.5
2021.10	105	0.8	75	2.0	17	5.6	45	△ 4.5	27	9.7	1,270	△ 31.9	995	△ 35.8	872	△ 33.4
11	99	△ 2.1	73	△ 0.3	16	△ 5.2	45	△ 3.4	26	0.9	1,560	△ 16.2	1,291	△ 16.2	1,138	△ 17.0
12	129	△ 0.1	80	3.2	24	2.6	48	△ 6.1	34	2.4	1,533	△ 14.2	1,280	△ 15.6	1,010	△ 15.2
2022. 1	102	△ 1.5	72	3.2	23	9.9	45	5.2	25	7.4	1,616	△ 5.8	1,286	△ 13.5	1,039	△ 18.0
2	94	△ 1.7	65	1.0	16	1.1	44	7.1	23	6.6	1,447	△ 17.9	1,140	△ 24.5	1,145	△ 24.6
3	106	3.0	75	2.9	21	14.8	46	5.3	27	5.6	2,395	△ 12.2	2,025	△ 11.5	1,557	△ 23.2
4	102	3.6	74	3.5	17	7.4	46	4.6	29	△ 2.3	1,178	△ 28.6	1,019	△ 26.3	1,030	△ 19.2
5	107	2.3	79	3.9	17	△ 15.9	47	3.6	31	△ 1.5	1,085	△ 24.4	895	△ 28.4	867	△ 20.8
6	99	1.3	78	6.2	18	2.6	48	5.6	27	5.3	1,259	△ 24.4	1,036	△ 19.5	1,231	9.5
7	108	1.1	84	5.3	21	△ 2.3	52	10.2	28	△ 0.1	1,460	△ 23.0	1,224	△ 20.8	1,225	10.4
8	109	0.8	86	7.7	18	△ 2.4	53	10.7	27	1.1	1,228	△ 16.2	1,058	△ 12.0	1,041	12.7
9	102	3.6	79	2.8	18	6.5	48	9.1	24	△ 3.3	1,656	18.3	1,412	29.8	1,386	55.9
10	p110	5.4	p81	8.1	p17	4.0	p48	8.8	p28	1.6	1,467	15.5	1,287	29.3	1,328	52.3
出所	経済産業省										山梨県自動車販売店協会				県軽自動車協会	

全国の主要経済指標 ②

摘要 年月	大型小売店販売額 (店論調整前)		コンビニエンスストア 販売額		家電大型専門店 販売額		ドラッグストア 販売額		ホームセンター 販売額		新車登録台数(除軽自)				軽自動車 販売台数	
	金額		金額		金額		金額		金額		合 計		乗 用 車			
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	千台	前年比	千台	前年比	千台	前年比
2019 年	193,962	△ 1.3	121,841	1.7	45,454	3.5	68,356	5.6	32,748	△ 0.3	3,308	△ 1.8	2,817	△ 2.5	1,910	△ 0.7
2020 年	195,050	△ 6.6	116,423	△ 4.4	47,928	5.1	72,841	6.6	34,964	6.8	2,902	△ 12.3	1,103	△ 10.4	1,718	△ 10.1
2021 年	199,071	0.6	117,601	1.3	46,867	△ 2.3	73,066	0.3	33,905	△ 3.0	2,820	△ 2.9	2,394	△ 3.2	1,653	△ 3.8
2021.10	16,518	0.9	9,927	△ 0.2	3,511	1.9	6,081	4.6	2,797	0.0	179	△ 29.9	150	△ 32.1	103	△ 33.2
11	17,078	1.5	9,572	△ 1.0	3,579	△ 10.6	5,909	1.1	2,708	△ 4.0	222	△ 13.1	188	△ 13.9	133	△ 16.0
12	21,392	1.4	10,596	3.8	4,728	△ 8.3	6,581	1.2	3,302	△ 4.3	221	△ 10.1	191	△ 9.1	118	△ 13.6
2022. 1	16,767	2.6	9,537	2.9	4,235	△ 1.7	6,175	5.7	2,505	△ 2.6	209	△ 12.4	182	△ 12.6	123	△ 17.1
2	15,036	0.1	8,721	0.6	3,466	△ 0.8	5,802	4.5	2,246	△ 4.1	215	△ 18.5	184	△ 18.6	141	△ 17.0
3	17,053	1.5	9,960	1.7	4,536	2.6	6,225	4.6	2,671	△ 2.2	330	△ 14.7	284	△ 13.5	186	△ 18.9
4	16,242	4.0	9,873	2.7	3,578	1.4	6,189	3.1	2,986	△ 1.5	180	△ 14.9	153	△ 16.0	121	△ 13.4
5	16,809	8.5	10,078	3.5	3,704	△ 3.3	6,284	1.7	3,101	△ 3.9	163	△ 16.7	136	△ 17.9	100	△ 20.3
6	16,735	1.3	10,141	4.2	3,927	3.5	6,378	3.4	2,811	△ 0.7	199	△ 15.7	169	△ 14.4	130	△ 0.4
7	17,704	2.8	10,844	3.4	4,276	△ 3.3	6,764	6.8	2,874	△ 2.2	216	△ 13.3	186	△ 12.2	135	3.8
8	16,776	3.8	10,720	5.2	3,635	△ 1.7	6,774	5.3	2,742	△ 1.1	181	△ 13.3	154	△ 12.1	111	△ 1.9
9	16,304	4.1	10,206	2.3	3,777	6.4	6,369	5.6	2,569	△ 3.2	244	17.7	211	24.9	153	35.6
10	p17,320	4.1	p10,577	6.5	p3,516	0.1	p6,445	6.0	p2,850	1.9	214	19.5	186	23.9	148	43.9
出所	経済産業省										日本自動車販売協会連合会				全国軽自動車協会連合会	

(注1) p は速報値

山梨県の主要経済指標 ③

年月	家計(勤労者世帯)(注1)				現金給与総額 (規模30人以上)		所定外労働時間 (規模30人以上) (製造業)		推計常用労働者 (規模30人以上)		新規求職者数 (注2)		新規求人数 (注2)		求人倍率 (注2)		雇用保険 受給者実人員 (注2)	
	消費支出金額		同実質指数		金額	指数 前年比	時間	指数 前年比	人数	指数 前年比	人数	前年比	人数	前年比	新規	有効	人数	前年比
	金額	前年比	指数	前年比														
	円	%	%	%	円	%	時間	%	人	%	人	%	人	%	倍		人	%
2019年	328,322	10.8	106.7	10.0	330,353	△3.7	18.9	△9.6	159,031	△0.8	37,380	0.7	73,715	△4.9	1.97	1.37	27,779	7.7
2020年	306,085	△6.8	100.0	△6.3	327,178	△1.0	16.5	△12.3	156,248	△1.6	36,079	△3.5	60,098	△18.5	1.67	1.01	36,914	32.9
2021年	313,311	2.4	103.1	3.1	333,746	2.2	18.5	11.5	152,400	△2.5	35,022	△2.9	70,440	17.2	2.01	1.26	29,478	△20.1
2021.10	309,793	△13.0	102.4	△12.3	279,051	3.6	19.5	15.4	152,647	△1.9	3,065	△6.3	6,176	17.0	2.05	1.27	2,433	△29.3
11	440,864	24.3	145.2	24.4	279,500	△5.2	19.0	6.2	149,169	△4.3	2,721	5.3	5,433	9.6	2.07	1.27	2,314	△27.4
12	367,895	16.0	121.2	15.8	633,973	6.4	17.4	△6.9	148,863	△4.3	2,252	△2.3	6,052	16.9	2.22	1.28	2,298	△21.7
2022.1	355,598	27.4	116.8	27.9	281,654	2.7	17.4	△2.5	154,683	△2.1	3,386	2.7	6,664	27.9	2.02	1.31	2,206	△20.9
2	285,665	6.8	93.5	6.9	276,220	1.2	18.4	△0.9	154,341	0.1	2,980	△10.9	5,878	3.1	2.00	1.32	2,182	△18.2
3	376,699	18.4	122.7	18.1	286,082	△1.0	20.1	0.7	153,562	0.1	3,419	1.0	7,110	9.4	2.10	1.33	2,170	△17.9
4	357,509	16.5	116.0	15.0	276,521	△1.6	19.4	1.4	155,425	0.2	3,650	△3.3	5,971	15.8	2.16	1.38	2,026	△17.4
5	284,221	0.4	92.0	△0.8	280,187	△1.8	18.4	9.1	155,598	1.5	2,961	7.6	5,953	14.9	2.12	1.39	2,076	△19.8
6	266,329	1.5	86.1	△1.0	527,016	6.7	20.1	6.6	156,075	1.6	2,821	7.7	7,164	14.2	2.30	1.44	2,344	△13.9
7	271,472	△9.7	87.2	△12.3	381,364	5.3	19.8	6.2	155,747	1.1	2,530	△3.9	6,193	13.9	2.30	1.43	2,493	△9.8
8	308,489	△7.1	98.7	△9.9	286,430	3.1	19.7	18.3	155,628	5.9	2,725	3.5	5,810	18.3	2.30	1.44	2,638	△4.4
9	265,829	△8.7	84.7	△11.7	p276,794	△2.0	p20.0	7.7	p154,704	1.4	2,805	0.8	7,497	21.6	2.53	1.50	2,510	△3.1
10											2,827	△7.8	6,428	4.1	2.28	1.45	2,334	△4.1
出所	総務省				県統計調査課						山梨労働局							

全国の主要経済指標 ③

年月	家計(勤労者世帯)				現金給与総額 (規模30人以上)		所定外労働時間 (規模30人以上) (製造業)		推計常用労働者 (規模30人以上)		新規求職者数 (注2)		新規求人数 (注2)		求人倍率 (注2)		完全失業者	
	消費支出金額		平均消費性向		金額	指数 前年比	時間	指数 前年比	人数	指数 前年比	人数	前年比	人数	前年比	新規	有効	失業者数	失業率
	金額	前年比 (実質)	平均消費 性向	前年比														
	円	%	%	ポイント	円	%	時間	%	千人	%	千人	%	千人	%	倍		万人	%
2019年	323,853	2.7	67.9	△1.4	371,507	0.6	16.7	△7.2	29,513	0.3	4,713	△2.6	11,081	△5.4	2.35	1.55	162	2.4
2020年	305,811	△5.6	38.7	△29.2	365,100	△1.7	13.4	△19.8	29,613	0.3	4,626	△1.8	8,771	△20.8	1.90	1.10	191	2.8
2021年	309,469	1.2	37.2	△1.5	368,493	0.9	15.3	14.2	29,547	△0.2	4,630	0.1	9,629	9.8	2.08	1.16	193	2.8
2021.10	312,658	0.1	68.2	△0.3	305,596	1.0	15.1	7.1	29,531	△0.2	387	△3.6	857	8.7	2.03	1.16	183	2.7
11	304,207	△0.4	77.2	△2.3	319,111	1.2	16.1	7.3	29,500	△0.4	354	10.0	796	12.3	2.08	1.17	182	2.8
12	344,135	3.1	37.3	△1.3	668,518	2.0	16.6	8.5	29,490	△0.4	310	2.8	810	12.2	2.19	1.17	171	2.7
2022.1	314,358	5.6	79.4	1.9	308,444	0.7	14.9	6.4	29,333	△0.4	416	6.0	902	14.6	2.16	1.20	185	2.8
2	285,289	1.6	63.3	0.3	305,157	2.4	16.6	10.7	29,103	△1.3	382	△3.9	839	9.5	2.21	1.21	180	2.7
3	343,686	△0.1	83.3	△4.2	330,619	3.3	16.8	7.0	28,888	△1.3	438	△3.8	891	7.5	2.16	1.22	180	2.6
4	344,126	1.6	78.8	1.8	321,785	2.6	16.7	6.4	29,364	△1.2	518	△3.6	849	12.3	2.19	1.23	188	2.5
5	314,979	△0.9	87.6	1.2	314,136	1.6	14.4	1.4	29,394	△1.0	408	15.4	804	17.2	2.27	1.24	191	2.6
6	300,489	6.9	40.8	2.0	561,918	2.8	15.4	1.3	29,467	△0.6	386	3.3	892	12.0	2.24	1.27	186	2.6
7	317,575	4.9	60.2	4.0	439,461	3.3	16.1	△1.8	29,479	△0.6	341	△5.0	855	12.8	2.40	1.29	176	2.6
8	322,438	9.6	70.4	5.4	313,414	2.4	15.1	0.0	29,399	△0.6	358	1.3	839	15.1	2.32	1.32	177	2.5
9	313,989	6.2	77.7	1.8	314,098	3.1	16.1	8.1	29,361	△0.5	362	△1.7	888	9.8	2.27	1.34	187	2.6
10											362	△6.3	925	7.9	2.33	1.35	178	2.6
出所	総務省				厚生労働省												総務省	

(注1) 調査世帯数などの影響から前年比が大きく変動する場合があります。(注2) 年数値は年度計または年度平均(注3) pは速報値

山梨県の主要経済指標 ④

摘要 年月	新設住宅着工戸数						着工建築物床面積 (除く居住専用)		公共工事 保証請負額 (注1)		企業倒産				金融機関勘定(注2)			
	合計		持家		貸家										預金		貸出	
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	面積	前年比	金額	前年比	件数	前年比	負債総額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
	戸	%	戸	%	戸	%	m ²	%	億円	%	件	%	百万円	%	億円	%	億円	%
2019年	4,841	7.1	3,107	8.7	1,007	△ 10.6	427,750	△ 9.2	1,439	6.2	41	△ 14.6	9,839	51.4	45,556	1.5	18,786	△ 1.0
2020年	4,101	△ 15.3	2,729	△ 12.2	815	△ 19.1	229,784	△ 46.3	1,390	△ 3.4	31	△ 24.4	6,856	△ 30.3	49,567	8.8	20,003	6.5
2021年	4,513	10.0	2,997	9.8	960	17.8	428,888	86.6	1,445	4.0	19	△ 38.7	5,681	△ 17.1	51,037	3.2	19,992	△ 0.1
2021.10	491	29.2	278	13.5	165	66.7	26,503	139.3	130	△ 11.0	4	-	482	-	50,253	3.4	19,782	0.7
11	314	△ 15.8	236	△ 14.8	32	△ 38.5	25,554	121.2	89	19.9	1	△ 50.0	65	△ 81.2	50,534	3.6	19,819	1.5
12	407	16.6	291	14.6	57	62.9	16,693	58.0	82	60.1	2	0.0	93	△ 92.8	51,037	3.2	19,992	△ 0.1
2022.1	310	6.9	211	△ 4.1	47	88.0	5,681	△ 43.7	31	△ 48.9	1	-	2,000	-	50,515	2.3	19,925	△ 1.1
2	407	9.1	224	3.2	119	8.2	42,059	68.2	49	△ 35.1	0	-	0	-	50,417	1.6	19,986	△ 1.3
3	375	12.6	190	△ 24.0	132	158.8	16,939	△ 28.8	129	△ 15.9	3	200.0	1,151	411.6	51,074	1.7	20,653	△ 1.4
4	340	71.7	178	25.4	47	80.8	30,242	208.5	155	△ 24.1	1	△ 50.0	20	△ 98.8	51,543	3.4	20,328	2.5
5	349	△ 10.5	259	3.2	66	△ 4.3	25,006	△ 4.5	116	29.8	0	-	0	-	51,738	3.2	20,424	2.5
6	441	17.0	289	16.1	103	12.0	11,508	△ 86.8	197	24.0	2	-	101	-	52,411	3.2	20,398	2.5
7	398	△ 30.5	231	△ 22.5	126	△ 37.3	24,148	22.4	111	△ 34.9	4	300.0	652	858.8	52,269	3.4	20,663	3.6
8	402	8.4	260	△ 11.9	94	168.6	45,363	67.8	126	5.0	4	0.0	93	△ 96.3	52,184	3.2	20,743	4.9
9	319	△ 19.4	254	△ 5.9	24	△ 75.3	18,771	△ 85.7	191	0.0	3	200.0	1,041	1453.7	51,778	3.2	20,873	5.2
10	537	9.4	279	0.4	214	29.7	26,105	△ 1.5	95	△ 26.8	2	△ 50.0	200	△ 58.5				
出所	国土交通省								東日本建設業保証		東京商工リサーチ				日本銀行			

全国の主要経済指標 ④

摘要 年月	新設住宅着工戸数						着工建築物床面積 (除く居住専用)		公共工事 保証請負額 (注1)		企業倒産				金融機関勘定(注2)			
	合計		持家		貸家										預金		貸出	
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	面積	前年比	金額	前年比	件数	前年比	負債総額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
	百戸	%	百戸	%	百戸	%	千m ²	%	億円	%	件	%	億円	%	百億円	%	百億円	%
2019年	9,051	△ 4.0	2,887	1.9	3,423	△ 13.6	53,666	△ 4.5	150,255	1.1	8,383	1.8	14,232	△ 4.2	79,957	2.6	52,466	1.8
2020年	8,153	△ 9.9	2,611	△ 9.6	3,068	△ 10.4	47,691	△ 11.1	153,658	△ 2.5	7,773	△ 7.3	12,200	△ 14.3	87,619	9.6	55,444	5.7
2021年	8,565	5.1	2,856	9.4	3,214	4.8	51,894	8.8	140,503	△ 5.2	6,030	△ 22.4	11,507	△ 5.7	90,777	3.6	56,114	1.2
2021.10	780	10.4	268	16.6	298	14.5	5,761	48.6	10,767	△ 19.8	525	△ 15.9	985	25.7	90,323	4.1	55,630	0.7
11	734	3.7	253	5.5	268	1.4	3,959	9.6	7,534	△ 14.5	510	△ 10.4	941	△ 7.8	90,843	3.6	55,836	0.6
12	684	4.2	227	△ 0.4	252	3.3	4,966	33.7	6,859	△ 6.6	504	△ 9.7	932	△ 32.7	90,777	3.6	56,114	1.2
2022.1	597	2.1	181	△ 5.6	231	16.6	3,830	6.8	5,209	△ 17.7	452	△ 4.6	669	△ 17.8	90,994	3.6	55,977	0.9
2	646	6.3	193	△ 5.6	236	4.6	4,033	13.2	5,897	△ 9.1	459	2.9	710	5.2	91,211	3.4	56,171	0.9
3	761	6.0	202	△ 9.4	323	18.6	3,901	△ 17.6	14,499	△ 4.3	593	△ 6.5	1,697	20.0	92,740	3.2	56,719	1.6
4	762	2.2	210	△ 8.1	294	2.1	5,305	17.8	20,105	△ 4.0	486	1.9	813	△ 3.4	93,188	3.1	56,684	1.8
5	672	△ 4.3	213	△ 6.9	259	3.5	4,121	△ 11.8	12,672	△ 10.3	524	11.0	874	△ 48.2	93,454	2.9	56,855	2.3
6	746	△ 2.2	232	△ 11.3	303	1.6	5,006	9.3	16,519	0.1	546	0.9	12,326	1,697.7	93,081	3.1	57,225	3.1
7	730	△ 5.4	224	△ 14.1	297	1.5	5,366	25.1	12,924	△ 7.0	494	3.8	846	18.3	93,193	3.5	57,455	3.4
8	777	4.6	223	△ 11.2	313	8.9	4,495	33.9	11,562	△ 0.1	492	5.6	1,114	22.5	93,194	3.4	57,626	3.8
9	739	1.0	222	△ 13.3	306	8.1	3,870	△ 1.4	12,985	2.4	599	18.6	1,449	59.4				
10	766	△ 1.8	218	△ 18.7	320	7.3	3,962	△ 31.2	10,558	△ 1.9	596	13.5	870	△ 11.6				
出所	国土交通省								東日本・西日本・北海道建設業保証		東京商工リサーチ				日本銀行			

(注1) 年数値は年度計 (注2) 年数値は年末残高

最近の 話題

「メタバース」の活用が広がっています

新型コロナウイルス感染症の拡大や情報通信技術の発達・普及を契機として、「メタバース」が注目され、世界中でその活用が広がっています。「メタバース」の広がりには、ゲームやアミューズメントからファッション、ビジネス、更に医療、行政にまで及んでいます。今回はこの「メタバース」について紹介します。

●「メタバース」とは

「メタバース (Metaverse)」は、「超越」を意味する「Meta」と「世界」を意味する「Universe」を組み合わせた造語であり、アメリカの作家であるニール・スティーブensonが1992年に発表したSF小説「スノウ・クラッシュ」に登場した「インターネット上の仮想世界」を表す言葉です。この仮想世界では、人間がアバターと呼ばれる操作キャラクターを介して、Web上の空間で自由に活動することができます。特に「メタバース」が注目を集める契機となったのは、2021年10月にアメリカのFacebook社が社名をMetaに変更し、メタバース事業に本格参入したことです。

「メタバース」の特徴は、現実世界に限りなく近い状態で活動できることにあります。現実世界と同様、常に時間が流れ続けている世界で、私たちはアバターを動かして自由に空間内を散策したり、遊んだり、集まってコミュニケーションを取ることなどができます。つまり、Web上の空間で社会生活を送ることが可能となります。

●「メタバース」の活用事例

「メタバース」のわかりやすい事例としては、VR（バーチャル・リアリティ）ヘッドセットを使用したゲームがあります。そのため、エンターテインメント分野における技術と思われがちですが、その活用はエンターテインメント分野のみにとどまりません。ビジネスの分野では「仮想オフィス」を設置することで、効率的なテレワーク環境が実現できるほか、仮想空間上にショッピングモールを構築し、アバターを動かして自由にショッピングすることや、住宅展示場の見学や貸部屋の内見を行うことも可能です。医療分野においても、健診・人間ドックの受診や、外科手術などの遠隔施術のシミュレーションのほか、「バーチャル・ホスピタル」を構築している事例もあります。

身近な事例として、先月アイメッセ山梨で行われた「山梨テクノICTメッセ」では、「メタバース」を利用した「災害対策室」が展示されていたほか、県内の自治体では、北杜市で12月18日に「メタバース」を利用した婚活イベントの実施を計画しております。

「メタバース」市場については、世界各国の調査機関で試算が行われています。どの調査機関でも急成長を見込んでいますが、その試算にばらつきがあり、2030年の市場規模は70兆円とも700兆円とも言われています。「メタバース」の活用は業種を問わず、あらゆる企業にとって新たなビジネスチャンスとなり得ます。今後さらにその活用や重要性が増すと考えられるため、今のうちからの調査・研究してみてもいいのではないでしょうか。



出典：北杜市HPより

発行 山 梨 中 央 銀 行
編集 山梨中銀経営コンサルティング

〒400-0031 甲府市丸の内一丁目20番8号
☎ (055) 224-1032
山梨中央銀行 URL：
<https://www.yamanashibank.co.jp/>

山梨地方労働審議会 関係規定等資料

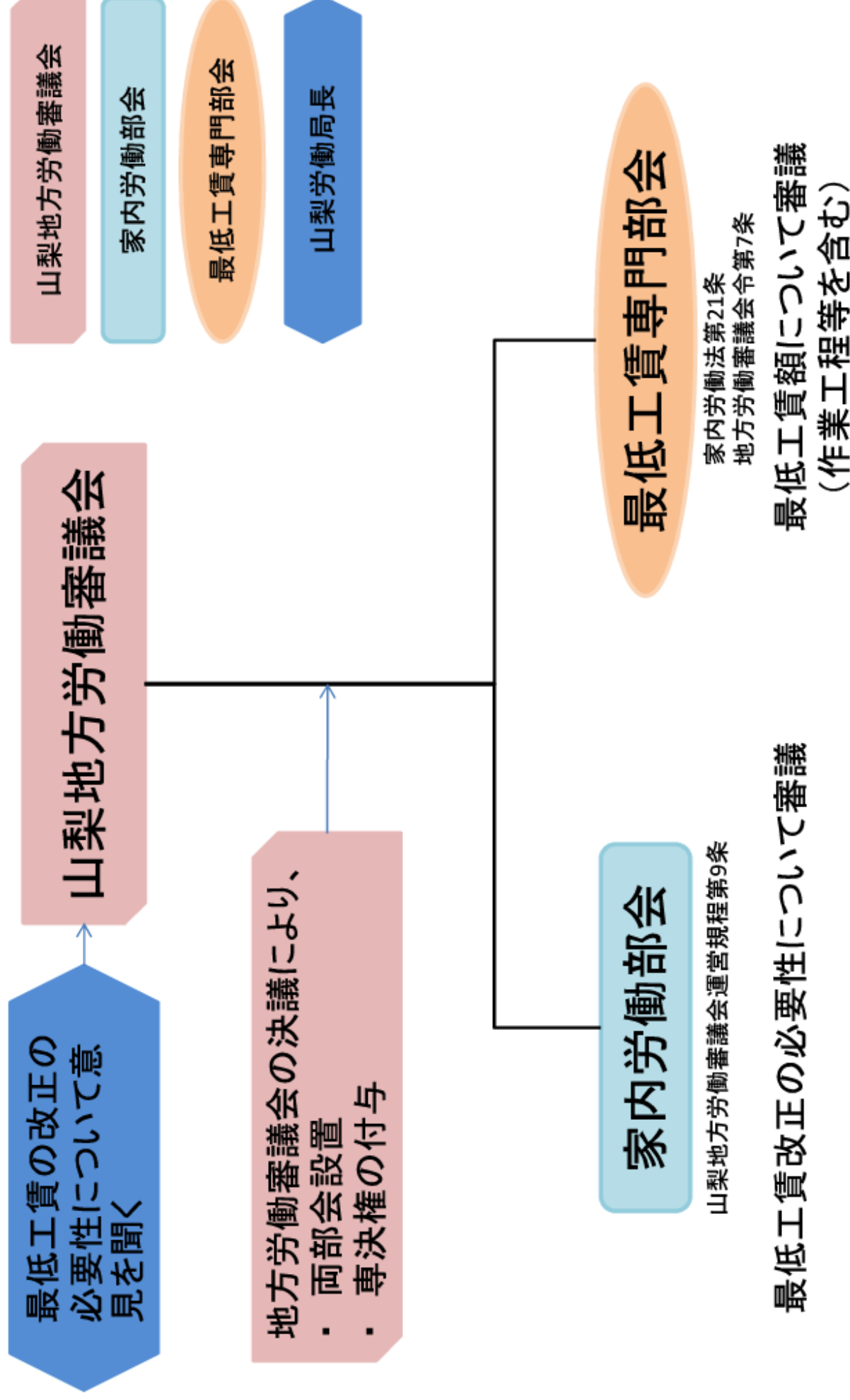
令和4年度 第1回 家内労働部会
(山梨県電気機械器具製造業最低工賃)

令和5年1月13日

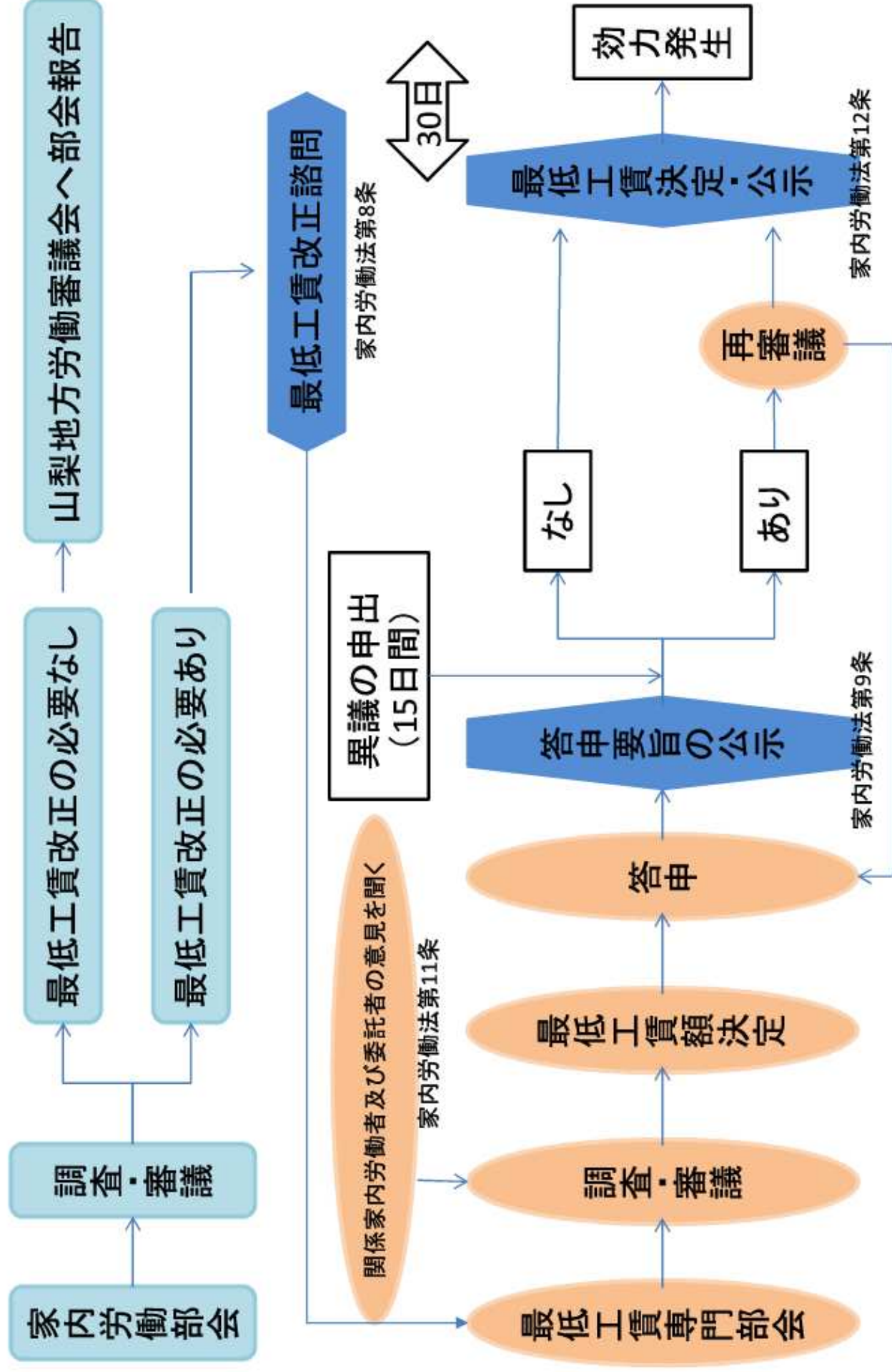
**令和 4 年度第 1 回家内労働部会
(山梨県電気機械器具製造業最低工賃)
関係規程等資料 目次**

1	地方労働審議会（家内労働関係）の仕組み	1
2	最低工賃決定までの流れ	3
3	令和 4 年度第 1 回山梨地方労働審議会家内労働 部会及び工賃専門部会に関する決議事項	5
4	地方労働審議会令	7
5	山梨地方労働審議会運営規程	9
6	山梨地方労働審議会家内労働部会運営規程	13
7	家内労働法（抜粋）	15
8	家内労働法施行規則（抜粋）	19

地方労働審議会（家内労働関係）の仕組み



最低工賃決定までの流れ



**令和４年度第１回山梨地方労働審議会
家内労働部会及び最低工賃専門部会に関する決議事項等
（山梨県電気機械器具製造業最低工賃に関して）**

- 1 家内労働部会を設置すること。
- 2 家内労働部会において、「改正決定の必要性あり」との結論になり、「改正諮問すべき」となった場合、労働局長から審議会会長への諮問文を発出することにより諮問を行うこととし、審議会の招集に替えること。
- 3 上記２により改正諮問が行われた場合、最低工賃専門部会を設置すること。
- 4 部会長が本審の委員である場合には、部会決議をもって本審議会の議決とみなすこと。（審議会令第６条第８項、運営規程第１０条第１項）
- 5 家内労働専門部会及び最低工賃専門部会の委員の選任（会長による指名）

令和４年11月７日

地方労働審議会令

(名称)

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18名で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任命)

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうち、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故あるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（最低工賃専門部会）

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第10条 この政令の定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

山梨地方労働審議会運営規程

- 第1条 山梨地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
- 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料

の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条第1項に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、必要に応じて次の部会を置くことができる。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

2 部会及び最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者（家内労働者を含む。）を代表するもの、使用者（委託者を含む。）を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該決議の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第12条の2 第9条の規定により設置した部会は、その任務を終了したときは廃止されたものとみなす。

第13条 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは廃止されたものとみなす。

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成13年11月2日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成 14 年 3 月 5 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 21 年 11 月 30 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

山梨地方労働審議会 家内労働部会 運営規程

第 1 条 山梨地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 1 2 年政令第 2 5 2 号）第 1 5 6 条の 2、地方労働審議会令（平成 1 3 年政令第 3 2 0 号）及び山梨地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、山梨地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第 3 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日から施行する。

家内労働法（抜粋）

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限って猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位

によって定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（最低工賃に関する職権等）

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であって厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適当となったと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（工賃及び最低工賃に関する規定の効力）

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、これらの規定に定める基準による。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取）

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

家内労働法施行規則（抜粋）

（審議会の意見に関する異議の申出）

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）

は、法第十一条第一項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（関係家内労働者又は関係委託者の申出）

第七条 法第十一条第二項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
- 二 申出の内容
- 三 申出の理由

- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。
- 3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

（最低工賃に関する決定の公示）

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(案)

令和 5 年 1 月 13 日

山梨地方労働審議会

会長 小 澤 義 彦 殿

山梨地方労働審議会

家内労働部会

部会長 八 巻 佐知子

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の
有無について（報告）

当部会は、標記について慎重に審議した結果、山梨県電気機械器具製造業最低工賃について、全会一致により改正決定することが必要であるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

八 巻 佐知子

今 井 幸 一

高 橋 哲 也

家内労働者代表委員

三 輪 茂 樹

小 林 賢

白 倉 範 人

委託者代表委員

保 坂 雅 寛

佐 藤 元 章

峯 岸 一 郎

山梨県電気機械器具製造業最低工賃改正に係る審議経過概要

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
家 内 労 働 部 会	1	4 . 1 . 13	1 部会長の選出及び部会長代理の指名 2 家内労働部会運営規程及び専決事項について 3 家内労働の現状及び第 14 次最低工賃改正計画について 4 電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について 5 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
本 審	1	4 . 11 . 7	1 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等及び関連部会の設置について了承 2 家内労働部会委員及び最低工賃専門部会委員の指名について了承 3 家内労働部会等の決議をもって本審決議とする専決決議について了承